

会長挨拶

第75回租税研究大会開催にあたり

公益社団法人 日本租税研究協会会長

宗岡 正二

(日本製鐵株式会社相談役)

第75回租税研究大会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年の大会も、多くの皆様方にご参加いただき、心からお礼申し上げます。また、皆様方には、常日頃から、当協会の事業活動に深いご理解と多大なご協力を賜っており、この場をお借りして、重ねてお礼申し上げます。

さて、日本経済は、コロナ禍からの正常化が進み、雇用・所得環境の改善とともに回復が続いていますが、海外における景気下振れリスクを含め、不確定要因も引き続き存在しております。

6月に決定された「骨太の方針2023」では、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンに変えることで、「成長と分配の好循環」を目指すことが謳われており、そのためには、GX（グリーン・トランスフォーメーション）、DX（デジタル・トランスフォーメーション）といった成長分野への積極的な投資や、「構造的な賃上げ」「人への投資」への取組などに、官民が連携して取り組んでいく必要があります。

財政については、少子高齢化に伴う社会保障支出の増大に加えて、コロナ・物価高騰対策のための財政出動により、健全化の道のりは一層険しいものとなっています。防衛力強化、少子化対策のための財源についても議論が行われていますが、安易な国債への依存やその場しの



ぎの歳入確保策によることなく、歳入・歳出全体を見渡した改革が求められるところであり、エビデンスに基づいた政策立案、効果的・効率的な支出を徹底するとともに、納税者である国民・企業に対して、極めて厳しい財政の現状を分かりやすく伝えるなど、受益と負担のあるべき関係について理解を促す取組が欠かせないと考えます。

次に、令和5年度税制改正では、「資産所得倍増」、「貯蓄から投資へ」との観点から、NISA（ニーサ）の抜本的拡充・恒久化、スタートアップの育成・支援の観点から、オープンイノベーション促進税制の拡充などが行われました。

また、より公平で中立的な税制の実現に向け、所得税について「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」、相続・贈与税について「資産移転の時期の選択への中立性の確保」という観点からの見直し、国際合意に沿ったグローバル・ミニマム課税の導入等の改正が行われたところです。

一方、7月には、政府税制調査会において、わが国の税制の現状と今後の在り方についての中期答申が取りまとめられ、経済社会の構造変化も踏まえた、あるべき税制の考え方が示されました。

この答申で示された課題や方向性も踏まえつつ、今後も、「公平」「中立」「簡素」という基本原則にのっとって、改革を継続していくことが肝要であると考えます。

当協会におきましても、財政や社会保障制度の抱える構造的課題、経済社会の構造変化を踏まえ、あるべき税制についての提言を毎年取りまとめ、公表してきたところであり、これから積極的に提言・情報発信を行ってまいりたいと考えております。

さて、本日からの租税研究大会は、当協会における税・財政に関する調査・研究の成果を発表・発信する場として、毎年開催しているもの

です。

本日午前の部においては、京都大学名誉教授の岡村（おかむら）先生から「法人組織再編成と外国子会社合算課税制度」と題してご報告をいただきました。

この後開催する討論会「ポストコロナ時代の税・財政と社会保障」では、当協会の財政経済研究会での研究成果をもとに、各方面でご活躍の先生方により、今後の税・財政、社会保障について討論をいただく予定です。

また、明日は「国際課税を巡る現状と課題」、「税制改革を巡る現状と課題」と題した2つの討論会と、「令和6年度 税制改正に関する租研意見」の解説を予定しております。お話しいただくのは、いずれも税制、財政に精通された方々ばかりであり、それぞれのプログラムが皆様にとりまして有意義なものとなれば幸いです。

最後になりましたが、ご参加の皆様方のますますのご発展とご健勝を心からお祈りするとともに、当協会の活動につきまして、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。大会開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

法人組織再編成と外国子会社合算課税制度

独立研究者*

岡村 忠生

1 はじめに

本日のテーマは、「法人組織再編成と外国子会社合算課税制度」といたしました。重心は外国子会社合算課税制度（以下「CFC税制」といい、対象となる外国子会社を「CFC」といいます。）の方にあります。全体の内容を一言で申しますと、CFC税制による二重課税がどのように生じるかを分析し、その防止のための立法論とともに、納税者にできること、特に組織再編成を利用して可能なことを検討しよう、ということになります。

今日、外国に子会社を有する企業は、例外なく、CFC税制の適用を受ける、または、受けないように書類などを揃える、という負担の下にあります。CFC税制は、かつてはOpt-out可能でした。すなわち、平成4年度改正までは、ブラックリスト方式でしたから、そのような国に子会社を作らなければ、CFC税制のことは最初から考える必要はありませんでした。また、平成21年度改正までは、CFC税制の対象は留保所得でしたから、利益を配当してしまえば、



この税制の適用はありませんでした。配当すれば、回避できたのです。さらに、この制度の対象となる外国子会社は、平成29年度改正までは、特定外国子会社等と呼ばれていたもので、原則として事業実態のない会社でした。しかし、29年度改正で部分対象外国関係会社が対象に加えられました。部分対象外国関係会社というのは、それまでの特定外国子会社等には含まれないような会社、つまり、実態のある外国関係会社をいいます。もちろん、税負担割合や所得の内容などにより適用免除などがありますので、結果

* 京都大学名誉教授、長島・大野・常松法律事務所顧問

として適用範囲は改正前とそれほど変わらないのですが、その免除を得るために、相当の事務負担が生じるようになりました。

考えてみますと、平成21年度改正による外国子会社配当益金不算入制度は、国際的「二重非」課税のリスクを、2つの側面で増加させたといえるでしょう。ひとつは、損金算入配当の問題です。配当をする外国子会社が、その外国の制度により損金に算入される配当を日本の親会社に支払った場合、この制度の導入当初は、それでも日本は益金不算入としていました。各国の税制は、その国ごとに完結しているのだから、外国が配当をどのように扱っていても日本の制度は影響を受けない、という考え方に基づくものです。テリトリアル・システムの考え方を突き詰めれば、そのようなことになるのかもしれませんが、結果として国際的「二重非」課税が生じますので、BEPS問題への対応を進めている今日では、認められる考え方ではありません。そこで、損金算入配当は、平成28年度改正で益金不算入とされました。そして、支払国で損金に算入された配当は、経済的な実態のある活動に基づくものか否かを問わず、日本で課税を受けることになりました。

しかし、このとき積み残されたのが、外国子会社において課税を受けていない利益から行われた配当です。このような配当も、もし日本で益金不算入とされれば、二重非課税になります。しかし、平成28年度改正では、このような配当を益金不算入の範囲から除外することは行いませんでした。その理由はおそらく、配当原資の利益が非課税であったかどうかは、損金算入配当のように簡単に判断できないこと、非課税ではない軽課税をどう扱うかも問題となることなどから、こちらの問題はCFC税制の領域にあり、損金算入配当のような対応は適切ではないと考えられたためと推測されます。その背後では、BEPSとして問題となる課税権の侵害をど

う理解するかが、問われていました。この種の二重非課税、つまり、配当原資への非課税ないし軽課税と子会社配当益金不算入制度の結果として生じる二重非課税は、その後、Pillar2のミニマム課税により対処されることになりますが、当時は、CFC税制の課題と考えられていたと思われます。CFC税制は、特にPillar2が具体化するまでに行われた改正の際、複雑で重い課題を課されていたということが出来ます。

さて、CFC税制の強化を謳ったBEPS Action3の2015年Final Reportは、CFC課税による二重課税問題も取り上げました¹。この問題は、それ以前からも指摘されていたのですが、Final Reportは、次の3つの場合を指摘しました。第1は、CFCに対する法人所得課税と、国内親会社に対するCFC課税です。これについては、各国とも間接外国税額控除により概ね解消しているとしています。ただし、日本では、CFCが日本に支店を設けて国内源泉所得を獲得した場合に二重課税が生じ、支店に対する日本の課税は外国税ではないため外国税額控除の対象とはならないことから、二重課税が生じることが問題とされました。これを扱った東京高判平成27年2月25日訟月61巻8号1627頁については後に触れますが、平成29年度改正による措法66条の7第4項で、立法による措置が行われました。

第2に、CFC課税の国際的重複による二重課税があげられます。これは、一番はっきりした国際的「二重課税」です。現状では、間接外国税額控除で排除できるかが問題で、次の2で検討します。

第3に、CFC課税が既に行われている所得からの配当や、課税済所得が留保されたことから生じる株式譲渡益に対する課税が指摘されています。このタイプの二重課税は、国内で通常の法人税が課された法人からの配当やその法人の株式譲渡益についても生じます。また、外国の通常の法人税でも生じます。OECDのこの報告

¹ OECD, Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action3 – 2015 Final Report, 65-69 (2015).

書の見方は、配当と株式譲渡益は、いずれも法人が獲得した利益から生じるのだから、二重課税の判断においても、同列に置こうというものです。ヨーロッパでは、このように論じられる傾向が強いと思います。これに対して、日本やアメリカの法人所得課税では、配当と株式譲渡益は別に論じられ、配当は全部または一部を益金不算入とするが、株式譲渡益は課税をするという扱いが定着しています。ただし、日本のCFC税制では、部分対象外国関係会社についてのみ、持分25%以上の株式の譲渡益が課税の対象から除外されています（措法66条の6第6項4号）。

組織再編税制は、この株式譲渡益（と、みなし配当）への課税を繰り延べる作用をします。さらに、平成30年度改正で、CFC税制において、一定の株式譲渡益を控除、つまり、非課税とする改正が行われました（措令39条の15第1項5

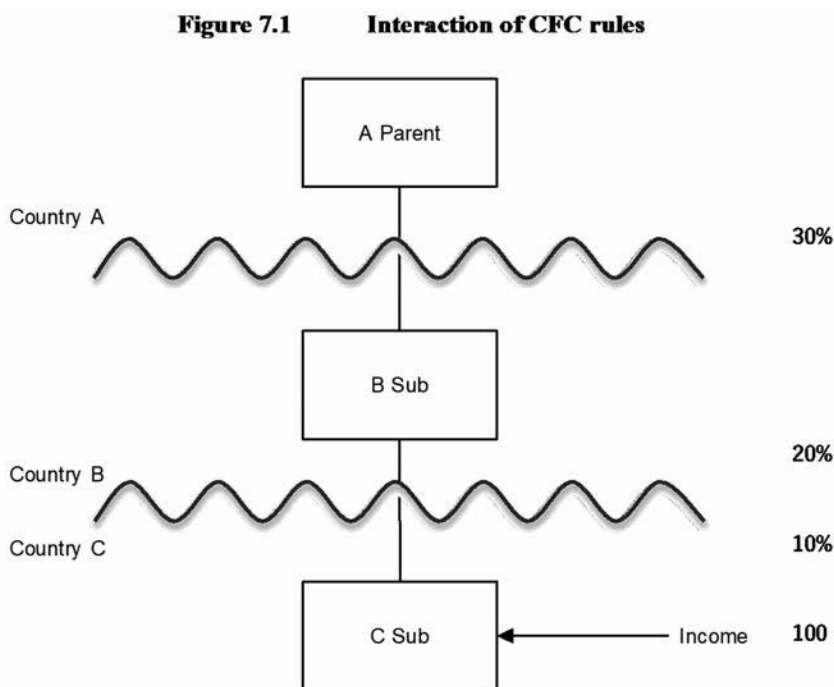
号）。では、CFC間での配当の益金不算入（法令上は控除）や組織再編税制、また、株式譲渡益の非課税（法令上は控除）は、国際的二重課税に対応できるでしょうか。移転価格税制では、相互協議などにより二重課税を取り除く努力がなされてきましたが、CFC税制では、それとは対称的に（といってもいいのでしょうか）、なぜ国際的二重課税が残ってしまうのか、それを取り除くにはどうすればいいのかについて、以下で考えてみることにします。

2 CFC課税の重複による国際的二重課税

2-1. 二重課税排除の方針…源泉地国課税権の優先

Figure7.1は、Action3のFinal Reportにあるものです。

これを見ると、CFC課税による国際的二重



出典：OECD (2015), Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, at 67.
右側数字は筆者加筆。

課税がどのようなものかが明らかです。この状況は、たとえば、日本法人が米国に頂点親会社のある多国籍企業を買収したような場合に、実際に生じている二重課税です。この図では、A国とB国のいずれにもCFC税制があり、C Subは、A ParentとB SubのCFCとして合算対象になっています。C Subには100の所得があり、他に所得はありません。税率はA国30%、B国20%、C国10%です。この場合、税収は、A国20 (30-10)、B国10 (20-10)、C国10、合計40 (40%) になります。A国もB国も、C国との関係では二重課税を排除しています。C国の課税は、間接外国税額控除の対象だからです。しかし、A国とB国の間では、このメカニズムは働きません。Final Reportは、A国が、B国の課税も税額控除すべきだと提言しています (para. 129)。源泉地国に近い国の課税権を優先させるという考え方で、外国税額控除の原則です。この場合、あるべき税収は、A国10、B国10、C国10、合計30 (30%) になります。また、仮にB国の税率が40%、他は同じとすると、あるべき税収は、A国0、B国30、C国10、合計40 (40%) となります。このためには、A国がB国のCFC課税も外国税額控除の対象とすることが考えられます。

2-2. 間接外国税額控除の方法

では、どうやってA国がB国CFC課税に対する追加的な外国税額控除を認めるのでしょうか。税額控除するのは、形式的にはB国の税額ですが、実質的にはどう考えるべきでしょうか。追加的な税額控除の基礎となる所得は、どの法人のものとするべきでしょうか。

まず注目されるのは、Final Reportの69頁注2の記述です。そこには、この分析 (A国の税収を最初の例では10とすべきこと) は、A国には、税率によるCFC課税の免除がない、または、カットオフ税率が20%超であると前提している、という記述があります。Final Reportの提言は、B SubがA国のCFC課税を受けること

を前提としています。では、B SubがA国のCFC課税を受けるとして、その所得はいくらかでしょうか。A国から見れば、C Sub以外には固有の所得はないとしているので、ゼロになります。しかし、B国法人税 (CFC課税を含む) では、100になります。CFCの所得の計算には、日本では、A国の法人税法を適用する方法と、現地の法人税法を適用し、必要な調整を加える方法があり、後者の方法については、現地法人税法のCFC課税を除くような調整は、日本の措置法には設けられていません。その場合、100を二重カウントするようなことになるのでしょうか。いずれにしても、B Subの支払うB国税に対する間接外国税額控除は可能か、が問題となります。

ここで考えられる論理は、A国がB SubにもC SubにもCFC税制、というより、その考え方を適用するというものです。つまり、C Subの所得は、B Subに帰属しているのであって、C Subには帰属していないという見方です。もしそうなら、C Subに対するC国税も、B Subに課されたものと考えられます。さらに、CFC税制は合算課税であり、B SubはC Subの所得を合算されていることから、C SubはB Subの一部と扱い、合わせて100の所得と20 (後の例では40) の外国税が課されている、として間接外国税額控除をすることはどうでしょうか。いずれにしても、以上は、B Subを間接外国税額控除の対象とするという方向での考え方です。

次に、もうひとつの道として、B Subの支払うB国税は、C Subの所得に課されたものであるから、これをC Subに対する課税と捉え、C Subに対する間接外国税額控除の対象とできないか、という方向が考えられます。現在の日本では、C Subについて間接外国税額控除の対象となる外国税には、C国以外のものも含まれる余地があります。さきほど、CFCの獲得した国内源泉所得に対する二重課税に対して、平成29年度改正による措法66条の7第4項で対応が行われたことに触れましたが、この考え方を拡

張し、CFC課税によって他の国に吸引される所得に対する外国税にまで範囲を広げることになります。

いずれにしても、このタイプの国際的二重課税を排除するためには、CFC課税が、ある法人に生じた所得を別の法人に課税している実体を捉えて、間接外国税額控除の対象とする必要があることとなります。また、以上の考察は、会社単位のCFC課税を考えていますが、取引（所得）単位の場合については、さらに検討が必要となります。

2-3. 実定法の確認

間接外国税額控除の規定である措置法66条の7第1項について、上記の問題意識から、税額控除可能な範囲を確認したいと思います。必要な部分を抜き書きすると、

第六十六条の七 前条第一項各号に掲げる内国法人が、前条……の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額……は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなして、同法第六十九条及び地方税法第十二条の規定を適用する。

この規定は、まず、「外国関係会社の所得に対して課される外国法人税」と述べており、この条の4項1・2号（先ほど述べた平成29年度改正で設けられた規定）の「当該外国関係会社に対して課される」のように納税義務者を限定してはいません。このことから、「外国関係会社の所得に対して課される外国法人税」を「C Subの所得に対して課されるB SubのB国法人税」のように読めるか、を問うこととなります。もし外国語に訳すのであれば、ここでの「外国関係会社」と「外国法人税」は複数形か、B

SubとC Subとをまとめてよいかが問題です。

しかし、施行令を見ると、外国税額控除は、外国関係会社ごとに計算するものと考えられており、「C Subの所得に対して課されるB SubのB国法人税」のような読み方は、できないように思われます。措置法66条の7第1項は、「当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額」として政令委任をしており、これを受ける措令39条の18第3項は、「外国関係会社につきその適用対象金額を有する事業年度の所得に対して課される外国法人税の額」と規定しています。この中に「C Subに係る適用対象金額を有する事業年度の所得に対して課されるB国法人税の額」を含められるかが問題です。つまり、B Subの間接外国税額控除について、「外国関係会社」をC Subと読めるか、つまり、「その」の被指示語は何かが問題となるわけです。しかし、こう見ると、やはりこの読み方には無理があり、そうすると、B国CFC課税については、二重課税が残ることになります。政令は、法律の委任の範囲を越えて外国税額控除の対象を限定している、という立論はありえますが、法律も国際的二重課税は考えていなかったようにも思えます。

なお、先に取り上げた東京高判平成27年2月25日から、これは判示事項ではないのですが、重要な部分をあげておきます。

これらの規定の文言からすると、我が国の法人税は、上記控除に係る「外国法人税」には当たらないということになる。

しかし、上記外国法人税額の控除の制度の趣旨に照らすと、措置法66条の7の規定が、外国の法令を根拠とするもので、必ずしも我が国の法人税と同一のものとはいえない外国法人税額の控除を認めながら、我が国の法人税額の控除を認めない趣旨のものと解することはできない。同規定が、外国法人税額の控除についてのみ明記しているのは、内国法人

が軽課税国に子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することによって、我が国における税の負担を回避しようとするタックス・ヘイブンについて対策を講じるという制度の設計上、ほとんどの場合、外国法人税額の控除が問題になるからであると解され、上記外国法人税額の控除の制度の趣旨に照らし、同規定は、当該子会社に国内源泉所得が生じ、我が国の法人税が課されることとなるという例外的な場合にも、当然、その法人税額について外国法人税額と同様に扱うことをその内容とするものと解すべきである（いわゆる当然解釈が妥当する。）。（下線は筆者）

なお、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく（最高裁平成22年3月2日第三小法廷判決・民集64巻2号420頁参照）、非課税とすべき場合を定める規定（納税者の負担を減免する規定）についてもこれをみだりに拡張解釈すべきものではない（最高裁昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1333頁参照）が、租税法規であるからといって当然解釈がおおよそ許されないと解することはできず、措置法66条の7の規定（昭和53年に新設されたもの）については、その規定の趣旨に照らし、上記のとおり解するのが相当である。

下線部は、いわゆる「当然解釈」として、外国税額控除については、日本の租税も外国税に該当すると述べています。

ちなみに、みずほ銀行事件東京高裁判決（東京高判令和4年3月10日金判1649号34頁）は、この事件での合算課税は、「措置法66条の6の趣旨ないしタックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度趣旨や理念に反するものであり、正当化できないというほかない」、「課税対象金額は存在しないと解するのが、タックス・ヘイブン

対策税制の基本的な制度及び理念、そして、これを踏まえた措置法66条の6の趣旨に照らして相当であり、これに反する限度で措置法施行令39条の16第1項、2項を本件に適用することはできない」として、納税者の請求を認容しましたが、このような特徴ある判決が出てくるのは、CFC税制の問題を示しているとも思われます²。

3 CFC課税済所得に基づく配当・株式譲渡益に対する課税

3-1. 配当の控除

CFCのCFC税制による課税済所得が、CFCのグループ内で配当され、または、株式譲渡益として実現した場合の二重課税を検討します。ここでは、CFC課税を行った国と、配当・株式譲渡益課税を行う国とが、異なる場合を検討対象に含めます。

まず、配当控除ですが、日本の制度では、二系列があります。平成21年度改正で導入された外国子会社配当益金不算入制度に対応して設けられた規定と、それまでから存在したCFC課税の重複を避けるためのものです。

まず、第一の系列について、法令を確認します。法律は、措置法66条の6第2項4号です。

四 適用対象金額 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、……調整を加えた金額をいう。

この規定が定める適用対象金額とは、CFC課税の対象となるCFCの所得の金額です。これを受ける政令は、措置法施行令39条の15第1項4号（およびこれを引用する同条2項17号）

² なお、最高裁は、11月6日に、納税者を敗訴させる判決を下した。

です。関連部分を抜き書きします。

四 当該各事業年度において子会社（他の法人の発行済株式等のうちに当該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該他の法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社が保有している当該株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該他の法人から受ける法人税法第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合にこれらの号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。）の支払義務が確定する日以前六月以上継続している場合の当該他の法人をいう。）から受ける配当等の額（その受ける配当等の額の全部又は一部が当該子会社の本店所在地国の法令において当該子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額を除く。）

適用対象金額の計算では、この金額が控除されます（実質的には益金不算入）。法人税法の外国子会社配当益金不算入（法人税法23条の2）に相当する規定です。当然のことながら、この配当には、外国のCFC課税を受けていたCFCからの利益の配当が含まれますので、この限りでは、CFC課税の二重課税が防止されます。

むしろ、懸念されるのは、二重非課税です。この二重非課税は、最初に述べたように、外国子会社配当益金不算入制度では対応できず、CFC税制の方に投げられたものです。すなわち、この規定による配当控除は、配当原資に対する日本や外国による課税の有無を見ていません（法人税法での外国子会社配当益金不算入と同様、見ているのは、配当損金算入の有無）。軽課税国のCFCで、日本または外国のCFC課税

がなかったような配当であっても、要件を満たせば、やはり控除の対象となります。国際的二重非課税がある範囲では残ってしまう、というより、事業実態があって部分合算の対象になれば、二重非課税が生じてよい、というのが、平成21年改正後のCFC税制だと思います。これは、Pillar2と決定的に異なるポイントです。ただし、現在のPillar2には、まだ二重非課税が残る部分はあります。

次に、第二の系列、すなわち、外国子会社配当益金不算入制度とは別に、CFC課税の重複を避けるための規定として、「控除対象配当等の額」（措令39条の15第3項）があります。この規定は、平成21年改正前から存在していましたが、改正後は、基本的には、第一の系列として説明した配当控除の制度で控除できなかったものを扱う、言い換えれば、第一の系列として説明した配当控除に加えて、これから説明する第二の系列の配当が控除できる、という構造になっています。

内容を見ましょう。措置法施行令39条の15第3項の規定は、1～4号から成っています。まず、1号です。

一 当該外国関係会社が当該各事業年度において当該内国法人に係る他の外国関係会社（第一項第四号に規定する子会社に該当するものを除く。以下この号及び次号において「他の外国関係会社」という。）から受ける配当等の額が当該他の外国関係会社の当該配当等の額の支払に係る基準日の属する事業年度（以下この項において「基準事業年度」という。）の配当可能金額のうち当該外国関係会社の出資対応配当可能金額を超えない場合であって、当該基準事業年度が法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額（以下この節において「課税対象金額」という。）の生ずる事業年度である場合 当該配当等の額

この控除の対象となる配当をする法人は、「他

の外国関係会社」であり、それは、「第一項第四号に規定する子会社に該当するものを除く。」つまり、上記で第一の系列として説明した外国子会社配当益金不算入制度に基づくものは排除されています。たとえば、6箇月の継続保有要件が満たせない子会社は、「第一項第四号に規定する子会社」には該当しないので、「除く。」ことにはならない、そうすると、「他の外国関係会社」に該当して、こちら（措令39条の15第3項1号）の対象になります。もうひとつは、対象は「他の外国関係会社」であって、「他の外国子会社」とは書かれていないということです。つまり、持分が10%しかない外国関係会社や持分はないが実質支配をしている外国関係会社も、「第一項第四号に規定する子会社」には該当しないので、この規定による配当控除の対象となります。

「配当可能金額」については、この政令の4項に定義があります。これも、簡略化して引用します。

一 配当可能金額 外国関係会社の各事業年度の適用対象金額に当該適用対象金額に係るイからハまでに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該適用対象金額に係るニ及びホに掲げる金額の合計額を控除した残額をいう。

イ 第一項（第四号に係る部分に限る。）……の規定により控除される第一項第四号に掲げる金額

ロ 前項の規定により控除される同項に規定する控除対象配当等の額

ハ 略（移転価格税制に関する調整）

ニ 当該各事業年度の剰余金の処分により支出される金額（法人所得税の額及び配当等の額を除く。）

ホ 当該各事業年度の費用として支出された金額（法人所得税の額及び配当等の額を除く。）のうち第一項若しくは第二項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入され

なかつたため又は同項の規定により所得の金額に加算されたため当該各事業年度の適用対象金額に含まれた金額

つまり、上記で引用した「適用対象金額」（CFC課税の対象となるCFCの所得金額）に、第一の系列として上記で述べた規定（「イ」の部分）により当該CFCが受取配当として控除された金額と、第二の系列である施行令39条の15第3項の規定（「ロ」の部分）により当該CFCが受取配当として控除された金額とを加算、つまり、控除されなかったことにします。そして、そこから、剰余金の処分と損金不算入の支出の金額を減算することになります。この減算は、処分や支出があった以上、配当はできないから、配当可能金額にはなり得ないという、それだけの理由によると思うのですが、もう少し見てみましょう。

まず、剰余金の処分に関する「ニ」を見ます。ここでの「剰余金の処分」は、「配当等の額を除く」ものですので、たとえば、持分の保有ではなく、実質支配により「他の外国関係会社」となっているCFCから、利益の分配や資本の払戻しを受ける場合が考えられます。株主たる地位に基づかないものは、法人税法上の「配当等」ではないので、受取側では通常の課税を受け、支払側では損金算入できないと思われます。そして、配当可能金額を減算するので、その枠を使って受取側で非課税となる配当をすることはできないことになります。次の「ホ」も、法人税では「その他流出」とされているもので、同様に、支払側で損金算入不可となるものです。

ではここで、国際的二重課税との関係で、2点指摘します。ひとつは、「ニ」の括弧書で減額されないことになる「法人所得税の額」です。この額には、外国の法人税が含まれます（措令39条の15第1項2号括弧書）。法人所得税の額（支払った税額ではなく、「課される税」）は、適用対象金額の計算でいったん控除されますが（同項1号に損金算入否認規定がない。）、直ち

に加算されるので（同項2号）、適用対象金額に含まれます。そして、「ニ」の括弧書で、減算はないということになります。この結果、利益のうち、外国に納税することになる部分は、配当可能金額から減算はしない、したがって、その分、受取側で控除されるCFCからの配当の額が増加することになります。ただし、この「法人所得税の額」は、当該CFCに課されたものです。その親会社が所在地国で受けたCFC課税の税額で当該CFCに係るものは、含まれません。

もうひとつは、より重要な点で、ひとつ前の枠囲みで引用した措置法施行令39条の15第3項1号が控除のために求めている「課税対象金額の生ずる事業年度」に行われた配当という要件です。ここでは具体的に、日本法人がM&AによりCFCのグループを買収した場合を考えます。一番単純な例として、完全子会社としたCFC1があり、その直下を買収前から完全子会社CFC2があって、CFC2は既に他の国のCFC税制による課税を受けて課税済みの所得を留保していたが、買収後、それをCFC1に配当した場合を想定します。



この例では、CFC1とCFC2との間には完全支配関係がありますから、普通に考えれば、第一の系列による控除が受けられそうです。第一の系列による控除では、配当原資が日本のCFC課税を受けていたか否かは問題になりません。したがって、この控除が受けられるのであれば、CFC2の買収前の留保利益からの配当も、受取側（CFC1）に対する日本のCFC課税では非課税となります。しかし、ここでは、たとえば株式継続保有要件が満たせないといった

事情があって、それが使えない場合を想定しましょう。そうすると、CFC2は、「第一項第四号に規定する子会社に該当するものを除く」外国関係会社になり、第二の系列の適用可能性が出てきます。

措置法施行令39条の15第3項1号の要件は、あくまでも配当の行われた年度に課税対象金額が生じていることを求めているのであって、その原資が基準事業年度のCFC課税の対象となった所得であることまでは要求していません。ただし、「配当可能金額のうち当該外国関係会社の出資対応配当可能金額を超えない場合」という限定があります。CFC2はCFC1の完全子会社ですので、CFC1の出資対応配当可能金額＝CFC2の配当可能金額になります。そうすると、この規定で控除できるのは、この配当可能金額、おおまかには、日本のCFC課税を受けた金額（適用対象金額）まで、となります。これを超える部分については、次の2号に規定があります。適宜抜き書きします。

二 ……を超える場合 当該他の外国関係会社の基準事業年度以前の各事業年度の出資対応配当可能金額をそれぞれ最も新しい事業年度のものから順次当該配当等の額に充てるものとして当該配当等の額を当該各事業年度の出資対応配当可能金額に応じそれぞれの事業年度ごとに区分した場合において、 <u>課税対象金額の生ずる事業年度</u> の出資対応配当可能金額から充てるものとされた配当等の額の合計額
--

問題としているのは、買収前に生じたCFC2の留保利益からの配当です。CFC2には、買収前（日本法人の関係外国会社となる前）にも各事業年度があり、また、配当可能金額の計算も可能です。しかし、「課税対象金額の生ずる事業年度」は、日本の課税のことですので、買収後になります。そうすると、買収前の留保利益は、控除される配当の原資としては、使えない

ことになります。したがって、タックス・プランニングとしては、時機を待って、CFC2が第一の系列の控除ができる外国関係会社となつてから、配当をすることになります。これは、国際的二重課税を避けるための正当なプランニングです。

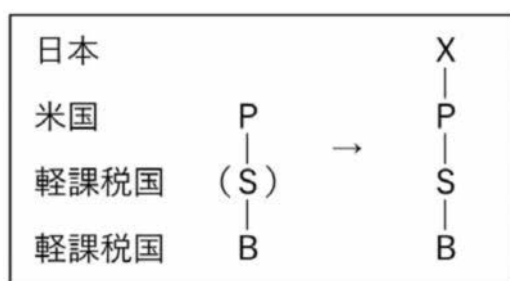
以上の検討から、日本のCFC課税の配当控除に関する規定には、外国子会社配当益金不算入制度の持つ二重非課税の可能性と、CFC課税の重複による国際的二重課税の可能性のどちらもが存在することが分かります。そして、二重課税については、納税者の工夫で避けられる場合があることも分かりました。

3-2. 配当等の概念と法人性

日本は、みなし配当という外国にはない制度をもつため、外国会社が支払う配当が日本の租税法上の配当に該当するかどうか、また、資本の払戻しや自己株式の取得で、配当と株式譲渡損益がどのように生じるかについての判断が、特に買収直後には難しいと考えられます。出資や配当、組織再編成など、株主と法人との固有な取引をどのように規律するかは、法人税の最も重要な部分として、それぞれの国がその国のやり方で行っており、同種の問題は、外国でも生じていると思われます。また、買収後に、その国のCFC税制などに応じて企業グループを整理する（Post-Merger Integration, PMI）の要望もあると思われます。この点は、後に述べます。こうしたことから、イギリスでは、買収後12ヶ月、CFC税制の適用を猶予する制度が設けられています³。

配当等を支払う法主体（外国関係会社）の法人性、つまり、その主体が日本で法人と扱われるか否かの問題もあります。配当控除の対象となるのは、配当等です。そもそも配当等に該当しなければ、控除の対象にはなりません。です

から、パートナーシップや信託などのパス・スルー組織体から利益の支払いを受けたとき、これを非課税とすることを直接定めた規定はありません。非課税を主張するには、日本にパス・スルー税制が存在しないことから、法人税法11条（実質所得者課税の原則）や12条（受益者信託）の規定に基づく議論が必要になります。そして、その場面で、平成30年度改正で設けられた企業集団等所得課税規定（措令39条の15第6項）の3号がどう作用するかも問題となります。そのような例として次のものを掲げましたので、これで考えてみましょう。



米国親会社Pは、米国民事法上の信託であるSと、その下にある子会社Bを有しており、Sは米国課税上、チェック・ザ・ボックス規則により透明扱いを受けているものとします。したがって、米国CFC課税はB+Sの所得に適用されてきたことになります。なお、この例では、米国CFC課税を受けているとしていますが、Sを透明にしてBを一体化することで、事業要件等を充足して米国CFC課税を避けることが、しばしば行われています⁴。

内国法人Xは、Pグループを買収し、その直後、SからPに信託収益が分配されたとします。Pは特定外国関係会社に該当するものとします。PがSから受け取った金員は、日本の外国子会社合算課税制度の適用対象金額に算入されるか

³ 英国内国歳入庁INTM224100参照。

<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/international-manual/intm224100>

⁴ 増井良啓「米国両議院税制委員会の所得移転事例研究を読む」租税研究734号252頁（2010年）参照。

否かが、ここでの問題です。Pは、米国法人ですが、日本のCFC課税の対象であるとします。この信託収益の分配が、日本のCFC課税の対象に算入されない、されるの両方の立場を考えましょう。

第一の考え方は、課税がないという結論です。まず、Sは日本でも信託であるから、法人税法12条が適用され、信託収益は、買取得前に既にPに帰属している、したがって、信託収益の分配は非課税となります。信託収益が、既にPに帰属していたからです。次に、仮にSが信託に該当しないのであれば、実質所得者課税の原則（法法11条）を根拠に、やはりBが所得を獲得した時点で、既にPに帰属していたと考えることができます。ですので、この場合も、分配は非課税といえます。

第二の考え方は、課税があるという結論です。まず、かなり荒っぽい議論ですが、双輝汽船事件(最判平成19年9月28日民集61巻6号2486頁)（CFC課税を受ける子会社の損失は、親会社に帰属しないとした判決）の趣旨から、CFC税制の対象については、実質所得者課税の原則の適用はないと考えます。CFC税制が実質所得者課税の原則を全面的に上書きしていると考えられるわけです。次に、仮にSが権利義務の帰属主体であるなら、法人税法上の法人であるから、分配は配当ではあるのですが、この配当は、以下の要件を満たせず、控除不可となります。すなわち、第一の系列の配当控除については保有期間6ヶ月の要件を満たせない、第二の系列の配当控除についても上記の「課税対象金額の生ずる事業年度」の要件が（おそらく）満たせない、ということになります。

さらに、この場面での企業集団等所得課税規定の第3号の作用を検討しましょう。

三 外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定

企業集団課税規定は、措置法施行令39条の15（適用対象金額の計算）の第2項（CFCの所得計算を日本の租税法ではなく、本店所在地国の法人所得税に関する法令に従って行うことを認め、その場合に行うべき調整について規定している規定）、39条の17の2（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）の2項1号イ（法人所得税がある国のCFCについて本店所在地国の外国法人税に関する法令により税負担率を計算方法の規定）、および、外国税額控除に関する39条の18（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）などにおいて言及されており、本店所在地国にそのような規定があった場合には、その適用が排除されます。なお、企業集団課税規定の1項はCFCの所在地国の連結納税、2項はそれ以外の国の連結納税制度にCFCが含まれてしまう場合を規定しています。この2項は、外国のCFC税制も含むのではないかと思うのですが、財務省の解説はもちろん、解説書などにも、そのような記述は見当たりません。

設例に戻って、ここでの企業集団等所得課税規定は、米国のチェックザボックス規則になりますので、この信託がたとえば事業信託（Business Trust）として米国租税法で法人と扱われるのであれば、日本でも法人となる、というわけです。

ここには、2つの問題があります。第一に、この第3号は、「当該外国法人の本店所在地国の法令の規定」としています。信託に「本店」は観念しにくいのですが、事業信託のようなもので管理支配の拠点が軽課税国にあるとすると、準拠法は米国ではなく、その軽課税国になります。そうすると、米国でチェックザボックス規則の適用を受けていたとしても、関係ないことになります。しかし、そうではなく、組織体に基づく組織法を提供した国、つまり米国となる可能性もあるかもしれません。Sという信託は、米国法上の契約だから、米国において存在するが、軽課税国にそのような組織がなければ、軽

課税国には（法的には）存在しないといった論理です。

第二に、より深い問題ですが、米国のように民事法に基づかずに組織体の分類（entity classification）をしている国について、この規定がどう作用するのかが問われると思われます。米国では、租税法上は、チェックザボックス規則の適用を外したとき、事業信託は法人扱いですが、日本のCFC税制として、それをそのまま受け容れるのか、つまり、そうすることが企業集団等所得課税規定3号を設けたことの意味なのか、それとも、米国法上の事業信託について、LPS事件のような法人性の審査をするのか、ということです。しかし、もし後者だとすると、では、何のために企業集団等所得課税規定3号があるのか、また、信託税制との関係はどうなるのか、という、かなり厄介な問題が出てきそうです。

それから、第二の考え方として述べた以上のこととは別に（以上が成り立たないとしても）、Sが日本法上の信託に該当することの主張立証は困難かもしれません。つまり、何を立証すれば、日本の信託になるのかよく分からないわけです。そうすると、SからPが受け取った金銭は、Pの何らかの収益であり、控除または非課税とする規定はないので、課税の対象となるとされる恐れがあります。

それから、企業集団等所得課税規定3号は、ハイブリッド・ミスマッチを拡大する方向に働かないか、と懸念されます。米国CFC課税では透明扱いされているものを、日本のCFC課税では法人扱いする（ことがある）というわけです。この規定は、もともとは、米国国内において、倒産隔離等のために挿入された子会社がチェック・ザ・ボックス規則により透明扱いされている場合について、税負担率の計算の場面を考えて設けられた規定だと思うのですが、この例のように、軽課税国に、米国など当該軽課税国以外の法域の組織法に基づく組織体が存在する場合、この3号が関係するのかもしれないの

かを含めて、議論の余地があるとともに、双輝汽船事件判決が残した問題、というより、日本のCFC税制を所得の帰属に関する規定と見るのかどうかといった、かなり根本的な問題が表出するように思われます。企業集団等所得課税規定3号については、さらに検討が必要です。

4 組織再編成による二重課税の防止

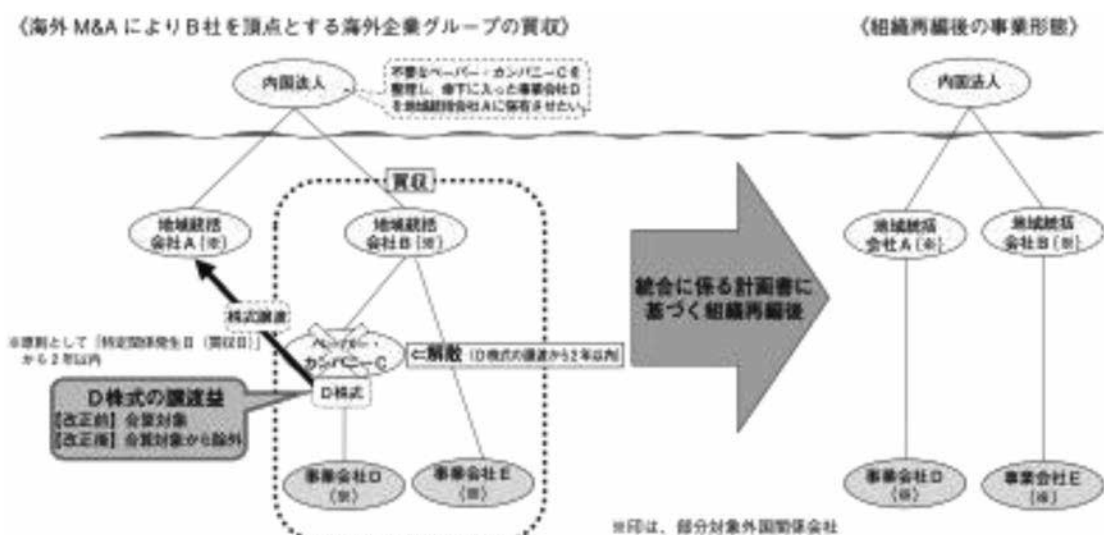
4-1. 特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡利益額の控除（免税特例）

特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡利益額の控除（免税特例）（措令39条の15第1項5号、2項18号）の制度は、平成30年度改正で導入されたものです。目的は、買収後に保有することになった「ペーパー・カンパニー等」（特定外国関係会社または対象外国関係会社）の整理（PMI）の促進にあるとされています。この制度による譲渡益の控除、すなわち非課税ですが、その対象となるのは、次の譲渡（「特定譲渡」）です。

- ①譲渡人は、特定外国関係会社または対象外国関係会社
- ②譲渡物は、一定の部分対象外国関係会社（「特定部分対象外国関係会社」）の株式
- ③譲受人は、CFC課税を受ける内国法人（親法人）またはその部分合算対象外国関係会社

これらに加えて、その譲渡が特定関係発生日（過半数支配の開始日、通常は買収の日）から2年以内に行われ、譲渡の主体が清算中若しくは2年以内の解散が見込まれること、または、非関連者によるペーパー・カンパニー等の株式等の全部取得が見込まれること、株式譲渡の目的、基本方針などの計画書を提出すること、といった要件が課されています。

しかし、その中で注目されるのは、部分対象外国関係会社（譲渡される株式の発行人）のみなし配当事由（合併、分割型分割、解散による残余財産の分配など）により金銭その他資産



出所：財務省「平成 30 年度税制改正の解説」684 頁

の交付を受けた譲渡でないこと（受ける主体は譲渡人と解されます。）という要件（「特定事由非該当要件」）です（同条 1 項 5 号ホ）。あらかじめ注意しておきたいのは、ここで挙げられているみなし配当事由としての合併や分割は、外国法に基づくものにならざるを得ないことです。これまで、外国法上の合併などへの組織再編税制の適用が議論されてきましたが⁵、この特例は、みなし配当事由として、この問題をさらにと片付けています。つまり、外国法に基づく合併などの組織行為は、日本の法人課税でも合併などとして扱うというわけです。そうすると、それらは、適格要件を充足すれば、適格組織再編成になるはずで、このことは、適格現物分配についてはそのように扱わないことがわざわざ規定されていること（措令 39 条の 15 第 1 項 1 号第 1 括弧書による法人税法 62 条の 5 第 3～6 項の除外）からもいえると思います。なお、適格現物分配については、定義規定で、現物分配法人は内国法人に限られています（法 2 条 12

号の 15）。それから、たとえば米国の C 型組織再編成や取得 D 型組織再編成⁶で、米国の会社法上は合併に該当しないものが、日本の法人税法上の合併に該当するかどうかなど、法人税法上の組織行為の概念については、議論の余地があると思われます。

この免税特例がどのような場合を想定しているかについて、財務省の資料を掲げます。

この図では、D と E が事業会社（部分対象外国関係会社）、C が「ペーパー・カンパニー」（特定外国関係会社または対象外国関係会社）、A と B が地域統括会社（部分対象外国関係会社）になっています。D 株の譲渡により D を A の子会社にしてから、C を清算するというシナリオです。この場合に、D 株の譲渡益を非課税にするというわけです。もちろん、A における D 株取得価額は、時価にステップアップします。

CFC 課税の国際的二重課税の観点から見ると、非課税となる D 株の譲渡益の元になっているのは、D の有する留保利益です。D の所得が

⁵ 検討として、たとえば、日本公認会計士協会「組織再編税制の国際的側面について」租税調査会研究報告第 10 号（2003 年）、租税研究協会 国際的組織再編等課税問題検討会「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」租税研究 753 号 65 頁（2012 年）がある。

⁶ IRC § 368 (a) (1) (C), (D).

買収前の頂点親会社の所在地国のCFC課税の対象となっていたとすると、この免除特例により、さらに日本のCFC課税を受けることが避けられます。

なお、既に触れましたが、部分対象外国関係会社については、25%以上の持分のある法人の株式の譲渡益がCFC課税の対象から除外されています（措法66条6第6項4号）。ですので、順番を変えて、C株を譲渡してCをAの子会社にしてからCを解散するとか、あるいは、Cを解散してBがD株の清算分配を受けてから、そのD株をAに譲渡する、というシナリオでも、前者でのC株、後者でのD株の譲渡については非課税になります。

次の段階として、Cに関する免税特例の要件があります。すなわち、① Cが清算中であるか、② 解散をするか、③ C株式の全部が非関連者に譲渡されることが必要です。いずれの場合にも、せっかくCが非課税で取得したD株譲渡対価ですから、さらに課税を受けずに親会社まで戻してることが目標となります。順番は前後しますが、③については、Bは部分対象外国関係会社ですので、C株式の譲渡益は非課税です。①と②については、残余財産の分配に対する課税関係がCとBに生じます。このうち、Cについては、完全親会社への分配ですので適格現物分配になりそうですが、前述のように適格にはなりません。ただし、このシナリオの限りでは、CはD株譲渡対価を現金で得ているので、含み損益の課税は問題になりません。Bについては、みなし配当課税が生じます。これはCの解散によるものですので、上記の特定事由非該当要件とは関係がありません（対象となるのはDのみなし配当事由）。Bにおいて、配当とみなされた部分は、持分25%以上の子会社からの配当ですので非課税、株式譲渡益とされる部分も同様に非課税です。CがBとの合併により解散する場合は、わざわざ金銭を交付するなどが無い限り、適格合併となって課税関係は生じません。

4-2. 組織再編成と二重（三重）課税排除の可能性

上記の例で、地域統括会社とされているBの所在地国（B国）がCFC税制を有しているとしましょう。ペーパー・カンパニー（C）や事業法人（D）の所得が、B国のCFC課税（留保利益に課されていた買収前のものを含む。）と、買収後の日本のCFC課税の二重課税を受けることを、どこまで防止できるかの検討をします。Dには留保利益（B国CFC課税の課税済み）があり、これを反映する含み益がCの有するD株に生じているとします。上記「2 CFC課税の重複による国際的二重課税」で検討したように、買収後にB国のCFC課税を受けてしまうと、二重課税の排除は、ほぼ不可能です。この点で、Cを解散整理してグループを事業会社だけにしておくことは、買収後のB国CFC課税を防ぐためにも必要です（ただし、これは、B国のCFC税制が日本に類似する場合のことで、もし取引アプローチに基づくものであれば、そうとは言い切れないことに注意が必要です。）。ここでは、この例のようにCを解散してグループ構造を整理することが、日本だけでなく、B国のCFC課税をなるべく受けない方向に沿うものと考え、できあがりは、この例と同じものを目指します。その場合、免税特例は、金銭対価の譲渡が念頭にあるようですが、金銭が動くとも外国で課税を受ける可能性が高まりますので、法人組織行為により、お金を使わない（金銭を対価としない）方法を考える必要があります。

その方法をあらかじめ整理します。まず、順番として、①DをCの子会社の状態で解散し、Dの事業を受け入れたCを法人として移転する方法と、②Dの事業（資産負債）または③D株式をAに移転し、Cを解散する方法が考えられます。次に、法人組織行為への課税から、α) 資産（事業）の移転への課税と、β) 法人（株式）の移転への課税があります。α) では、みなし配当課税が問題となります。

①のDの解散には、合併ではない解散と合併

による解散があります。合併ではない解散として残余財産の分配を行うと、金銭その他資産の交付が生じます。残余財産の分配には、合併などとは異なり、適格資産や非適格資産のような概念がありません。適格か非適格かは、完全支配関係の有無で決まります。このケースでは、CはDを完全支配していますが、前述のようにDは外国法人ですから適格現物分配にはならないので、Dには分配資産の譲渡損益への課税、Cにはみなし配当課税と株式譲渡損益課税が生じます。Cに対する株式譲渡損益課税については、DからCに残余財産として金銭等が交付されるので、免税特例の適用はありません。Cのみなし配当となる部分は、25%以上の持分があるので、控除（非課税）されます。以上で、日本の課税が2回生じます。ただし、Cが分配を受けたD資産の取得価額は時価になります。これに加えて、B国のCFC課税があり得ますので、これを加えると3回の課税になります。

Dの解散をCによる吸収合併として行う場合、Cの有するD株は抱合株式ですので、譲渡損益は計上されず（法法61条の2第3項）、資本金等の額に増減する処理が行われます（法令8条1項5号）。つまり、CのDに対して行っていた投資の簿価が失われることになります。これは、抱合株式に対する法人税法の通常の処理で、合併の適格・非適格を問いません。ですので、合併については、上記の例では、免税特例は関係がないことになります。なお、この合併は通常、適格となるので、その時点での課税はありませんが、Dにあった資産の簿価が引き継がれます。

以上のいずれでも、CはDの事業を受け入れているので、もはやペーパーカンパニーではなく、部分対象外国関係会社になると思われます。BがAに対してCの株式を譲渡する場合には、前述したようにBに対する日本のCFC課税はありません（措法66条の6第6項4号）。Aが取得したC株式の取得価額は時価となります。なお、BによるC株式の譲渡に対して、B国による課税（CFC課税ではありません。）の可能性

はあります。これを、日本が間接外国税額控除（措法66条の7）できるかどうかは、Bに課税対象金額が生じているかなどの場合によります。

②のDの事業（資産負債）をAに移転する方法として、AがDを吸収合併することが考えられます。合併対価は、法人グループの形を維持するために、内国法人株式を使う三角合併になると思われます。AとDの間には同一の者（内国法人）による完全支配関係があるので、通常は適格になり、課税はありませんが、AはDの資産を簿価で受け入れます。その後、BはCを解散し、AはD事業を子会社として分社化します。Cの解散によりBに生じるみなし配当およびC株譲渡益に対する日本のCFC課税はありません。しかし、解散するCの保有資産の含み損益に対するCFC課税はあります。Aが行う分社化については、適格現物出資または適格分社型分割となって、課税はありません。

ここまでの方法では、Dに対して、 α ）の課税（資産移転への課税）が問題となり、Dには潜在的にみなし配当事由が生じていました。なお、Dの分割型分割は、検討不要と思われます。

以下は、 β ）の課税（D株式の移転への課税）が問題となる方法です。

③のD株式をAに移転する方法として、まず、CがD株をAに対して現物出資することが考えられます。CとAは外国法人ですので、このときの適格要件は複雑です（法法2条12号の14）。しかも、三角型の適格現物出資はないので、Cが対価としてA株を受け取ると、グループの構造が崩れます。いうまでもなく現物出資も譲渡ですので、むしろ、非適格にして免税特例を使った方が、D株が時価にステップアップするので有利になります。非適格でよいのであれば、Aが交付する対価を親会社（日本法人）株式とすれば、グループの構造を保つことができます（この取引は、現物出資とはいわないと思いますが）。そして、この後、Cを解散することになりますが、このときの残余財産の分配は適格にはできず、Cへの課税の可能性がります。

現物分配を受けるBについては、25%以上の持分がありますので、みなし配当も株式譲渡益も非課税になると思われます。もちろん、いずれの取引段階についてもB国の課税は考えられません。

D株をAに移転する方法として、次に、Cの分社型吸収分割によることが考えられます。この分割は、三角型が可能であり、AとCの間には同一の者（内国法人）による完全支配関係があるので、通常は適格となります。ただし、AのD株取得価額は、Cにおける簿価を引き継ぎます。また、Cが対価として受け入れる内国法人株式の取得価額も、それまでのD株取得価額です（法令119条1項7号）。この結果、D株含み益は二重化され、将来の課税の可能性が二重になります。含み益の二重化には注意が必要です。なお、この取引は、Cの分割型吸収分割としても、ほぼ同じです。分割の日のうちにBが対価株式の交付を受けることになるだけです。

分割移転割合を1とする分割型吸収分割、つまり、CをAが吸収合併することも考えられます。これも、内国法人株式を対価とする三角合併となり、通常は適格です。適格にはなりますが、D株式は簿価で移転します。合併に似た方法として、Cの分割型分割により、AがD株を取得することも考えられます。この場合も、対価を内国親法人株式とする三角型適格合併になりますので、この時点では課税関係は生じませんが、D株は簿価で移転します。Bが対価として得る内国法人株式の取得価額は、BにおけるC株取得価額になります。D株含み益は、C株含み益ともなっているはずなので、そうだとすると、含み益の二重化が起こります。

株式交換により、AがDを取得することも考えられます。この場合も対価は内国法人株式（三角株式型交換）になり、通常は適格です（適格でなければ、Dの時価評価課税があります）。適格とすると、D株は簿価で移転し、Aにおける取得価額となります（法令119条1項10号イ）。また、Cが対価として受け取った内国法人株式

の取得価額は、それまで保有していたD株の取得価額になります（法令119条1項9号）。つまり、D株含み益がCに残ります。この結果、D株含み益は二重化されます。株式交付は、不完全な株式交換ともいえますが、交付する株式を完全親会社株とする三角型にはできないので、検討の必要はないと思われます。

以上のようにβ)の場面を見ると、基本的にはD株の現物出資と見られますが、分割型分割や合併では、Cの資産の移転としての課税関係が生じています。いずれにしても、移転は適格となり、その時には課税がありませんが、D株含み益が二重化される問題が生じます。また、B国のCFC課税やBに対する課税により、さらに課税を受ける可能性に注意すべきです。最悪の場合、二重化された含み益に対して日本が課税をし、さらにB国税が加わることもあり得ます。

5 おわりに

本日の報告では、CFC税制の国際的な重複による二重課税について検討をし、現在の制度では、その排除が極めて困難であることを、様々な場面で説明できたと思います。特に懸念されるのは、CFCを含む外国の法人グループを買収した後も、外国のCFC課税を受け続けるという状況であり、その解消については、特定外国関係会社と対象外国関係会社に認められた免税特例、部分対象外国関係会社に認められた一定の株式の譲渡益の非課税、そして、組織再編税制を活用することになります。適格組織再編では、その時は課税がありませんが、含み益が二重化することに注意が必要です。

また、多くの場合、既に外国のCFC課税を受けている留保利益が買収したCFCに存在し、さらにその留保利益が、株式含み益の形で上位のCFCにもある、いわば多重化していることが考えられ、これをどのようにして、二重課税、三重課税を受けないように、日本の親会社に還

流するかが重要です。配当やみなし配当については、2つの系列の配当控除がありますので、その要件をよく検討する必要があります。

この配当控除に関しては、配当とは何か、延いては、法人とは何かの問題があり、外国でパス・スルー組織体と扱われている事業体に対する企業集団等所得課税規定第3号の作用がどうなるのが課題として残されています。そして、その背後では、所得の帰属に関する法人税法11条がCFC税制によって（どこまで）上書きされているのか、さらに、信託所得の帰属に関する同法12条についてはどうか、といった問題が控えています。

CFC税制と所得の帰属の関係について申し上げますと、CFC税制は、かつては課税繰延べの防止で説明され、その趣旨で組み立てられていました。これを、平成21年改正以後においてどのように見るのか、現在のCFC税制は、所得の帰属に関するルール（多数説だと思います）と見てよいかが問われています。もしそうなら、個人に対するCFC課税も同じなのかという問題に加えて、法人についても、たとえば、部分対象外国関係会社が課税を受ける項目が列挙されていますが（措法66条の6第6項）、これらが課税を受けることは、帰属、少なくとも

も、課税要件論における帰属の問題として説明できるのか、とりわけ、同項11号に規定された形式上は積極的所得であるものについても、ある計算で算出されたその一部だけが日本に帰属する、と説明できるのかが、厳しく問われます。

視野を広げて、CFC課税とPillar2との関係、役割分担についても、検討が必要かもしれません。Pillar2がまだ影も形もなかった頃、Action3 Final Reportが、（抽象的に）BEPSリスクが認められるという理由で、合算項目に入れる検討を勧告し、日本もそれに従ったものがあります。今述べた6項11号の所得もそうです。これらは積極的所得ですが、BEPSリスクのある所得が紛れ込んでいる可能性がある、ということで合算対象とされたのだと思います。しかし、このようなBEPSの抽象的危険については、今日では、ミニマム・タックスとしてのPillar2で対応すべきであり、それで十分ではないかと考えられます。

最後に、CFC税制については、それぞれの法人グループに合わせた丁寧なプランニングが必要であり、そのためには、高度の専門的知見が要求されることを述べて、閉じさせていただきたいと思います。ご静聴をありがとうございました。

ポストコロナ時代の 税・財政と社会保障 (財政経済研究会報告)



小澤氏 (司会)



駒村氏



土居氏



林氏



大森氏

●参加者

慶應義塾大学経済学部教授

慶應義塾大学経済学部教授

東京大学大学院経済学研究科教授

お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

駒村 康平
土居 丈朗
林 正義
大森 正博

司会 慶應義塾大学名誉教授

小澤 太郎

はじめに

(小澤) ただ今、ご紹介いただきました司会を務めます小澤です。本日は、よろしくお願いいたします。さて、皆さまご承知のとおり、政府は6月13日に、こども・子育て政策の基本的考え方を提示する「こども未来戦略方針」を決定いたしました。そこでは、徹底した歳出改革を進めることで、実質的な追加負担を生じさせないことを目指し、この政策のための財源確保を目的とした消費税等の増税はしないと明言されております。そして、安定財源を確保するまで、必要に応じて「こども特例公債」を発行するとのこと。他方、防衛財源確保法が6月16日、参議院本会議で成立し、防衛費増額に対処すべく、4.6兆円の税外収入が確保されました。ただし、税外収入、決算剰余金、歳出改革だけでは防衛費増額分を賄うには十分ではありませんが、政府によれば、不足分はいずれ、法人税、所得税、たばこ税を増税して確保することです。今回は、衆議院の解散時期についての臆測もあり、政府与党として財源確保のための増税を前提にしにくかった事情があったにせよ、上記の支出増についての財源に関する論議が不十分であってよいはずがありません。議論が持ち越されることで、最終的には国債に頼る構図が現実味を帯びてくることを深刻に受け止めねばならないと思います。

ところで、現在、既に新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に変更され、わが国もいや応なくポストコロナ時代を迎えつつありますが、そうなる以前のより早い時期からコロナ後を見据えて、税・財政と社会保障の問題を再点検する必要があるというのが、私どもの問題意識でありました。そこで、2021年11月11日に開催した新シリーズ初回の研究会で、ポストコロナ時代の税財政と社会保障を全体テーマとすることを決定いたしまして、6名のメンバー、私の他に、國枝先生、土居先生、中里

先生、林先生、山重先生による12月8日の新春座談会「ポストコロナにおける財政再建の道筋」、これは、『租税研究』の2022年2月号に掲載されておりますが、この座談会を経て、翌年の2022年の2月より、夏や年末年始の時期を除いて、月に1回のペースで研究会を開催し、財政経済研究会のメンバー間で研究発表や討論を重ねてまいりました。ただし、研究発表の最初の3回は、外部講師の方をお招きしました。2022年の2月10日の会合では、経済産業研究所のファカルティフェローでもおられる早稲田大学政治経済学術院の有村俊秀教授、3月10日の会合では、明治大学公共政策大学院の田中秀明専任教授、4月14日の会合では、名古屋大学大学院経済学研究科の齊藤誠教授に、それぞれご講演いただいた次第です。

それでは、時間も限られておりますので、早速報告に入らせていただきます。土居先生、駒村先生、林先生、大森先生の順番でお願いしたいと思います。なお、土居先生には、各論ご担当分の他に財政・税制の総論も含めていただき、また、駒村先生にも、各論ご担当分の他に社会保障の総論も含めてお話しいただければと思います。それでは、土居先生、よろしくお願いいたします。

I. 2020年代の税・社会保障改革の課題

(土居) 皆さま、こんにちは。慶應義塾大学の土居と申します。本日は、この租税研究協会の大会でお話をさせていただく機会を頂きまして、誠にありがとうございます。それでは、ただ今、小澤先生からご指名がございましたとおり、私が主査をしております財政・税制についての研究の要約と、私自身も、その中で研究発表をいたしましたので、その部分についてお話をさせていただきたいと思います。

1. はじめに

研究会での財政・税制の分野では、6つの研究論文が報告書に掲載されております。詳細は報告書をご覧くださいだと思いますけれども、簡単にまずお話をさせていただきます。特に、最初の4つにつきましては、税制について議論をしているものであります。

まず、第1節は、東京大学の林先生に資産課税の考え方と題した論考を書いていただきました。これは、後ほど林先生にご登壇いただいて、より詳しくご説明を頂けるものと思いますけれども、わが国で資産課税がありますけれども、その資産課税が資産格差を是正するという観点で、どのような形で機能しているのかということを中心に、外国の研究を引用しながら、外国での研究結果を日本に援用したときにどのような含意が得られるかというところをこの論考では展開されています。詳しくは林先生のご説明をお聞きいただければと思います。

第2節は、中央大学の國枝先生に「国際的なデジタル課税の理論的基礎」と題しまして、まさに今、デジタルビジネスに対する課税について、国際的にさまざまに議論されておりますけれども、その理論的基礎について論考をまとめていただきました。それから、第3節は専修大学の中野先生に、不動産課税についてのお話。タワマンの課税とか、いろいろ最近でも議論がありますけれども、その資産評価についての論考であります。第4節は、この後私から詳しく説明いたしますけれども、「2020年代の税・社会保障改革の課題」ということで、医療と介護に焦点を当てまして、その税財源が十分に現行税制で賄い切れるのかというところを議論いたしました。それから、第5節は、上智大学の中里先生に、「日本経済の現状と財政金融政策の今後の道行きについて」ということで、特に金融政策では、量的緩和政策がずっと続いてきたわけでありまして、この後、これを縮小するなり終わらせるなりするということで、ということが政策効果として起きるのかとい

うことについて言及があります。そして、第6節は青山学院大学の西川先生に、「膨張する財政支出の効率化」と題しまして、書いていただきました。

以下、時間が限られておりますので、私のところについて詳しくお話をいたします。

2. 2040年を見据えた社会保障の将来見通し 〔ベースラインケース〕（資料①－3ページ）

皆さまご承知のように、2040年には高齢者の数がピークになると言われております。これは、団塊ジュニア世代が高齢者になるという時期と重なっているわけでありまして。既に2018年、新型コロナの前ですけれども、政府は「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」というものを出しまして、資料①－3としてご覧いただいているような、社会保障給付が今後どうなるかを試算しております。もちろん、今年、社会保障・人口問題研究所（社人研）が人口推計を更新いたしましたので、その人口推計に基づいた将来見通しのアップデートというものが今後期待されるわけでありまして、現時点での政府の最新の数字というのは、このようなものになっております。例えば、2025年には140兆円、2040年には190兆円という給付が必要になってくるところであります。

資料①－3 ページ

2040年を見据えた社会保障の将来見通し

単位：兆円

（実績値） （ベースラインケース）

	2015	2018	2025	2040
年金	54.9	56.7	59.9	73.2
医療（計画ベース）	37.7	39.2	47.4	68.5
介護（計画ベース）	9.4	10.7	15.3	25.8
子ども子育て	12.8	7.9	10.0	13.1
その他		6.7	7.7	9.4
合計	114.9	121.3	140.2	190.0

資料：「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（2018年5月）、社会保障人口問題研究所「社会保障費用統計2015年」を基に筆者作成

3

〔ベースラインケース・計画ベース〕（資料①－４ページ）

これらの財源がどうなっているかについても、これは強い仮定をおいての計算です。つまり、今の仕組みと同じように、税財源と保険料財源をお互い出し合うということを前提としたものでありますけれども、例えば、2040年には医療費では公費、つまり税財源で32兆円余、保険料財源で36兆円余、必要になる。介護では、2040年に税財源である公費で14兆円余、保険料で11兆円余を必要とするということが試算として出されております。ただし、これらは、当然ながら増税が約束されているわけでもありませんし、保険料率の引き上げが約束されているわけでもありません。今後、しっかり給付と負担のバランスを見極めながら、その金額について、しっかりと国民の間で納得を得ながら必要とあれば、増税なり、社会保険料の引き上げというものをしていかなければ、これだけの財源は賄えないというものであります。あくまでも計算上の数字ということですから、果たして本当にこれだけの金額をその年までに賄うことができるのかということでもあります。もちろん、必要のない増税はする必要がないわけですがけれども、果たして現行の税制、税率のままで2040年の金額を賄い切れるのだろうかというのが、今回の私の研究の主なテーマということでもあります。

資料①－４ページ

2040年を見据えた社会保障の将来見通し

単位：兆円

(ベースラインケース・計画ベース)

	2018	2025	2040	対2018比	
医療	計	39.2	47.4	68.5	29.3
	公費	17.1	21.6	32.2	15.1
	保険料	22.1	25.8	36.3	14.2
介護	計	10.7	15.3	25.8	15.1
	公費	5.9	8.5	14.2	8.3
	保険料	4.8	6.9	11.6	6.8

資料：「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(2018年5月)を基に筆者作成

4

〔ベースラインケース〕（資料①－５ページ）

あと、年金とか他の社会保障分野のものもございます。ただ、ここでは医療と介護に焦点を当ててお話を続けたいと思います。

資料①－５ページ

2040年を見据えた社会保障の将来見通し

単位：兆円

(ベースラインケース)

	2018	2025	2040	対2018比	
年金	計	52.6	58.7	70.6	18.0
	公費	13.2	14.6	17.2	4.0
	保険料	39.5	44.1	53.4	14.0
負担計	計	117.2	139.0	187.3	70.1
	公費	46.9	57.8	80.3	33.4
	保険料	70.2	81.2	107.0	36.8

資料：「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(2018年5月)を基に筆者作成

5

3. 医療と介護で財源は工面できるのか

まさに、財源が工面できるかどうかということところがこれからのお話の中心であります。

(1) 将来の世代別税・保険料負担の推計

〔将来の世帯別税・保険料負担の推計〕（資料①－７ページ）

元になるデータは、私が2020年に出した論文で、既にそのバックデータとなるものを導出しております。例えば、消費税の税収が2040年にどれぐらいになるのかというのを計算するということになりますと、そもそも、まず人口構造がその間に変化いたしますので、人口構造の変化、特に世帯構造の変化です。総務省の消費動向指数、これは有名な家計調査よりも、より精緻に消費動向を捉えている指数ですがけれども、これに基づいて1世帯当たりの消費額が求められますので、それに対して消費税の税率を掛け算して、それだけの税収が入ってくるとか、あとは、社会保険料です。社会保険料は、厚労省の国民生活基礎調査に基づいておりますけれども、こういった負担を、2018年、つまりコロナ直前の動向を踏まえた上で、その後の世帯数の

変動を反映して、2040年にどれぐらいの財源が確保できるかということを探究しております。

資料①－7 ページ

将来の世代別税・保険料負担の推計

- 土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『人口減少と経済成長に関する研究会』報告書』第8章。
https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2019/jinkou_report08.pdf
- 総務省「消費動向指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」等を基に、2018年度の世帯主年齢階級別1世帯当たりの消費税・社会保険料負担額を推計
- 今後の世帯数の変動を反映して2040年度までの社会保障財源の推移を推計

© Takero Doi.

7

〔世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計2人以上世帯・支出年額〕(資料①－8 ページ)

一例ということで、消費動向指数から私が試算した結果として、世帯主年齢階級別に見ますと、例えば、消費額でいいますと、29歳以下では469万円というのが年間の消費額となりますし、50代が一番消費額が多いとか、そういう動向が導けるわけでありまして。2018年度というのは、まだ全ての品目が8%という税率で、軽減税率がなかったときでありますので、軽減税率が導入されることを想定して、逆算した形で軽減税率品目の消費額も別立てで計算できるようにしてあります。

資料①－8 ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計
2人以上世帯・支出年額

世帯主年齢	消費額うち課税品目		うち8%対象品目
～29歳	4,690,988	3,722,936	754,924
30～39歳	5,471,255	4,544,337	1,013,858
40～49歳	6,275,528	5,242,809	1,227,437
50～59歳	6,518,577	5,419,834	1,276,654
60～69歳	5,559,702	4,884,538	1,335,103
70歳～	4,453,064	3,910,551	1,298,323

単位：円。消費額は消費支出－寄付金－贈与金－仕送り金

資料：総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『人口減少と経済成長に関する研究会』報告書』第8章。

© Takero Doi.

8

〔世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計単独世帯・支出年額〕(資料①－9 ページ)

資料①－8 は、2人以上世帯ですけれども、資料①－9 のスライドは単独世帯での消費額になります。こうして、特に高齢化が進むにつれて、高齢単身世帯が増えるという予測もございますので、それがきちんと私の推計に反映できるように推計しております。

資料①－9 ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計
単独世帯・支出年額

世帯主年齢	消費額うち課税品目		うち8%対象品目
～29歳	2,884,828	2,273,415	359,940
30～39歳	3,219,801	2,444,067	433,853
40～49歳	3,324,583	2,615,948	509,144
50～59歳	3,163,482	2,618,294	547,292
60～69歳	3,032,728	2,567,485	647,177
70歳～	2,552,814	2,224,190	683,743

単位：円。消費額は消費支出－寄付金－贈与金－仕送り金

資料：総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『人口減少と経済成長に関する研究会』報告書』第8章。

© Takero Doi.

9

〔世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計総世帯・支出年額〕(資料①－10 ページ)

全ての世帯の平均で捉えますと、例えば、29歳以下の世帯主年齢階級での消費税の支払額は、約324万円とかという数字が導出できます。

資料①－10 ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計
総世帯・支出年額

世帯主年齢	消費額うち課税品目		うち8%対象品目
～29歳	3,239,801	2,558,296	437,568
30～39歳	4,970,432	4,077,143	884,839
40～49歳	5,663,377	4,697,887	1,078,433
50～59歳	5,529,398	4,593,859	1,061,617
60～69歳	4,839,494	4,224,159	1,139,039
70歳～	3,716,968	3,257,308	1,060,254

単位：円。消費額は消費支出－寄付金－贈与金－仕送り金

資料：総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

出典：土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『人口減少と経済成長に関する研究会』報告書』第8章。

© Takero Doi.

10

〔世帯主年齢階級別 1 世帯当たり消費支出の推計総世帯・消費税負担額〕（資料①－12～13ページ）

2018年度は全ての品目で8%ですが、今は標準税率が10%になっていますので、そういう形で、10%でもし課税されたならば、これぐらいの消費税の1世帯当たり支払額になるという計算をまず基礎として出しております。消費税以外にも、所得税、個人住民税、社会保険料についても、「国民生活基礎調査」等を用いて、世帯主年齢階級別に1世帯当たりの負担額を推計しています。

資料①－12ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費税負担額の推計			
総世帯・消費税負担額			単位: 円
世帯主年齢	8%対象品目	10%対象品目	年額
～29歳	32,412	196,364	228,776
30～39歳	65,544	295,584	361,127
40～49歳	79,884	335,135	415,019
50～59歳	78,638	327,059	405,698
60～69歳	84,373	285,659	370,033
70歳～	78,537	203,431	281,968

資料: 総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計
 出典: 土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書」, 第8章。
 © Takero Doi. 12

〔世帯主年齢階級別 1 世帯当たり消費支出の推計〕（資料①－14～15ページ）

それを踏まえて、世帯主年齢階級別の世帯数の将来推計が、当時、社人研から出されておりましたので、これに掛け算する形で、単独世帯、それからその他世帯数がこのように変動することを踏まえまして、消費税の税収を推計いたします。

〔世帯主年齢階級別消費税収〕（資料①－16ページ）

これが2018年から2040年までということで、世帯主の年齢階級の変動を踏まえた上で、消費税額が推計できるというわけであります。

資料①－13ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり負担額の推計 総世帯(2018年)			
世帯主年齢	所得税	個人住民税	社会保険料
～29歳	120,739	144,457	496,447
30～39歳	287,079	265,556	826,307
40～49歳	452,471	343,786	996,689
50～59歳	491,934	404,681	1,083,383
60～69歳	244,021	184,678	565,423
70歳～	131,637	105,163	360,214

単位: 円。所得税には、復興特別所得税を含むが分離課税される利子所得・配当所得・譲渡所得に課される所得税を除く。
 資料: 厚生労働省「国民生活基礎調査(2018年)」を基に筆者推計
 出典: 土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書」, 第8章。
 © Takero Doi. 13

資料①－14ページ

世帯主年齢階級別世帯数の将来推計 単独世帯数(単位: 千世帯)						
世帯主年齢	2018	2020	2025	2030	2035	2040
～29歳	3645	3627	3509	3307	3134	2957
30～39歳	2370	2294	2150	2130	2065	1955
40～49歳	2550	2513	2266	2063	1923	1891
50～59歳	2461	2648	3078	3105	2755	2497
60～69歳	2763	2646	2781	3224	3723	3724
70歳～	5218	5614	6176	6424	6632	6918
合計	19007	19342	19960	20254	20233	19944

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」
 出典: 土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書」, 第8章。
 © Takero Doi. 14

資料①－15ページ

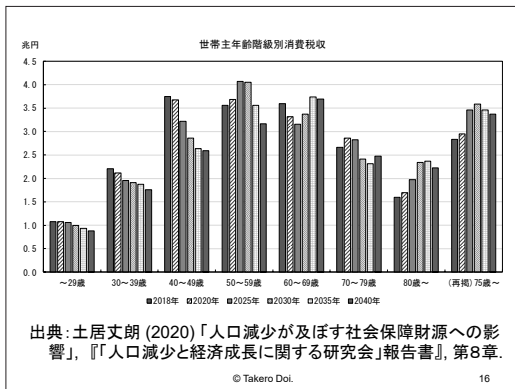
世帯主年齢階級別世帯数の将来推計 その他世帯数(単位: 千世帯)						
世帯主年齢	2018	2020	2025	2030	2035	2040
～29歳	1022	1021	1038	967	897	831
30～39歳	4205	4030	3703	3603	3534	3312
40～49歳	6822	6674	5824	5147	4721	4641
50～59歳	6251	6424	7020	6971	6096	5408
60～69歳	6949	6362	5921	6174	6785	6665
70歳～	9633	10254	10651	10368	10049	9955
合計	34883	34764	34156	33230	32081	30813

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」
 出典: 土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書」, 第8章。
 © Takero Doi. 15

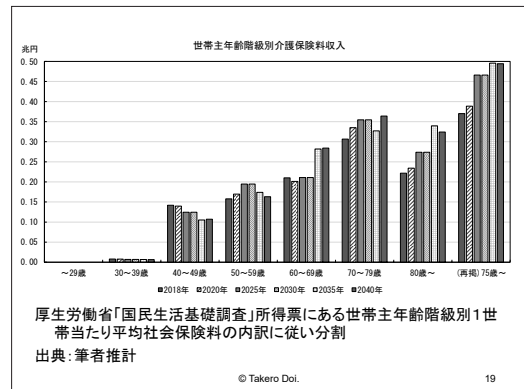
〔世帯主年齢階級別社会保険収入・医療保険収入・介護保険料収入〕（資料①－17～19ページ）

それと同様に、社会保険料の支払額については、医療保険、介護保険。介護保険は40歳から

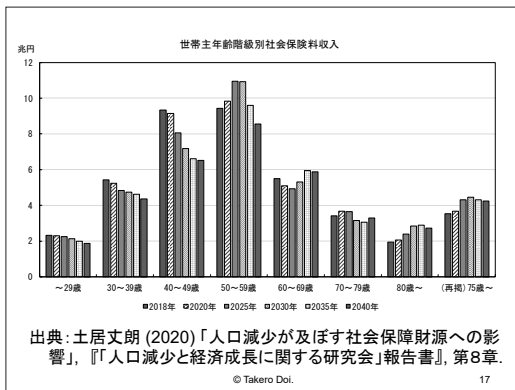
資料①－16ページ



資料①－19ページ



資料①－17ページ



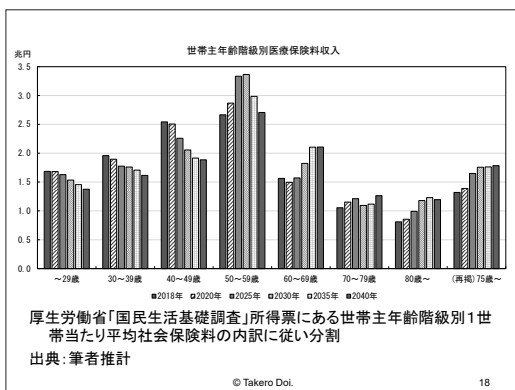
被保険者になるということでもありますけれども、30歳代は、世帯主本人は介護保険の被保険者ではありませんけれども、家族に40歳以上の人がいれば、その世帯では介護保険料を払っているという、こういうものも反映したものであります。

(2) 分析結果

〔医療と介護で財源は十分賄えるか〕(資料①－23ページ)

今申し上げた推計額で、果たして税率を全く上げないとして、自然増収のみで、2040年に先ほどご紹介した税財源が医療と介護の給付を十分に賄い切れるのだろうかということを分析いたしました。

資料①－18ページ



資料①－23ページ

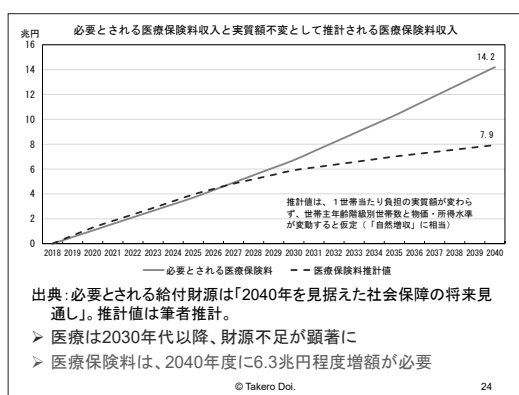
医療と介護で財源は十分賄えるか

- これまでは、世帯主年齢階級1世帯当たり実質負担額を不変と仮定
- これに加えて、世帯主年齢64歳以下の世帯の1世帯当たり名目負担額(名目成長率で、65歳以上の世帯は消費者物価上昇率で延伸)
- 2018年度以降の公費負担の増加はすべて消費税で賄うと仮定(税率引上げなしと仮定)
- 「自然増収」のみで賄うとすれば、給付財源は十分に確保できるか？

〔必要とされる医療保険料収入と実質額不変として推計される医療保険料収入〕（資料①－24ページ）

その結果として、例えば、まずは医療でありますけれども、医療保険料は、2030年頃までは、まだ何とか今のままでもいけそうでありますけれども、2030年代以降は、必要とされる医療保険料の方が推計された医療保険料収入よりも大きく上回るということで、2040年度には6.3兆円ほど保険料収入が必要とされる額よりも少なくなるということで、何らかの増額が必要になってくる。

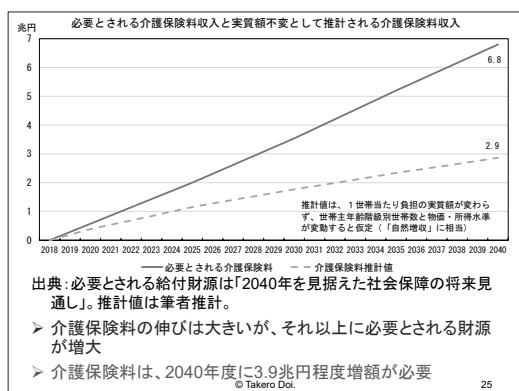
資料①－24ページ



〔必要とされる介護保険料収入と実質額不変として推計される介護保険料収入〕（資料①－25ページ）

それから、介護保険料も、2020年代から既に

資料①－25ページ

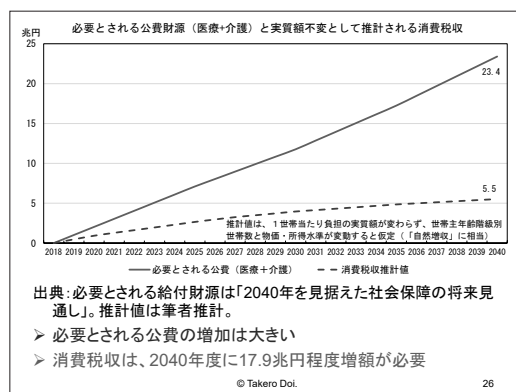


今の保険料率のままでは不足が生じることになりそうでありまして、2040年代には3.9兆円の、必要とされる保険料よりも少ない保険料しか今の保険料率では得られない。こういう状況であります。

〔必要とされる公費財源（医療＋介護）と実質額不変として推計される消費税収〕（資料①－26ページ）

もちろん、税は消費税だけで賄わなければならないというわけではありませんけれども、例えば、消費税ですべて賄うということだと仮定いたしますと、2040年代には17.9兆円という、必要とされる税財源よりも少ない税収しか得られないことになりまして、それだけ不足していることがわかります。

資料①－26ページ



4. 今後の医療と介護の財源確保

ということで、今後の医療と介護の給付をしっかりと実現していくためには、裏付けとなる財源の確保が必要で、それは医療と介護の保険料も足りませんし、さらには税財源も足りない。このような状況が、この私の分析からわかったということでもあります。そういう意味では、負担増は何かと政治家が避けたがる議論ではありますが、しっかりと国民に納得してもらえよう形で議論を深めていく必要があるのではないかと思います。私からは以上です。

(小澤) 土居先生、ありがとうございました。それでは、引き続きまして、駒村先生よりしくお願いいたします。

Ⅱ. 新人口推計から考える社会政策の諸課題—年金及び認知機能低下の問題を中心に—

(駒村) よろしくお願いいたします。慶應義塾の駒村でございます。社会保障の分野の取りまとめを担当しておりますので、社会保障領域全体に係るお話と、それから私個人の担当した部分について、ご報告したいと思います。

1. 総論：社会保障

まず、社会保障全体につきましては、この報告書、お手元にあるかとは思いますが、山重先生ご担当のSDGsと日本の財政：理論的考察という章がございます。これは、SDGsを成長戦略の発想で使っていくという考え方でございまして、いわゆる環境負荷と経済成長のデカップリングが可能になれば、SDGsを推進すること自体が極めて有効な成長戦略になりますし、財政的にも有効であるという話でございます。もちろん、これはなかなか難しい問題です。先ごろも、新日鉄がスウェーデンで新しい工場、環境負荷に影響を与えないような工場をスタートさせる報道がありました。しかし、これがなぜ日本でできないのか。さまざまな課題があるということも日経新聞などで紹介されており、皆さんもご存じかもしれません。それでも、必ずこの方向にかじを切るべきだというのが、山重先生のお話でございます。

2番目は、嘉悦大学の和泉先生のご報告でございます。コロナ禍における超過死亡が財政に与える影響についての研究で、結局、最終的にはコロナ禍において、それほど死亡率が変化しなかったということでございまして、財政に与える影響は極めて限定的であるという内容でございます。

大森先生のご報告は、今日これからでございますので、後ほど大森先生ご自身からお話しいただくということで、割愛したいと思います。

2. 新人口推計から考える社会政策の諸課題

私の報告は、ちょうど今年の4月にちょうど新人口推計が公表されたので、それを材料に社会保障の問題を議論したいということでございます。今、土居先生がお話しのとおり、団塊世代と団塊ジュニア世代が同時に65歳を超えるというのが、2040年で、取りあえず2040年が当面の一番の危機になってくるということでございます。

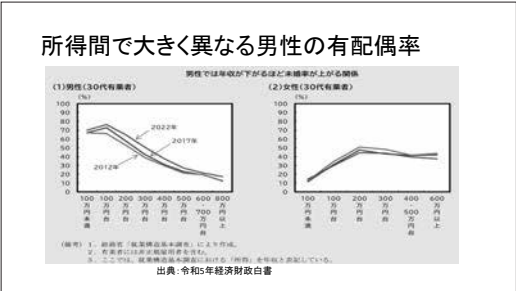
(1) 少子高齢化の深刻化

〔所得間で大きく異なる男性の有配偶率〕(資料②—4ページ)

ご案内のとおり足元の出生率が極めて深刻な状態になり、出生児数は80万人を割る状態になっています。大体、団塊世代ジュニア世代が1年あたり200万人ですので、4割にまで減ってしまっている。出生率が1.5を下回っているというのは、人口維持に必要な出生率が2ということを見ると、1世代で出生児数が、 $3/4 (= 1.5/2)$ にペースで進むわけで、おおよそ30年過ぎることに $3/4 \times 3/4 = 9/16$ というようなスピードで子どもの数は減ります。

出生率の低下の原因は、日本はほとんど結婚したカップルから子供が生まれるということでございますので、未婚率が上昇すると、当然出生率が下がるわけでございます。図からわかるように、同じ30代で見ても所得が低い人ほど未婚率が高い。これは今年の経済財政白書でも強調されている部分でございますが、女性が男性に期待する男性の賃金を実際の賃金分布に大きな乖離があります。結局、未婚率が上昇しているということは、低所得の男性のウエートが上がってきてしまっているということ、所得上、結婚に不利な男性が増えて、未婚率が上昇し、出生率が低下してしまっている。

資料②－ 4 ページ

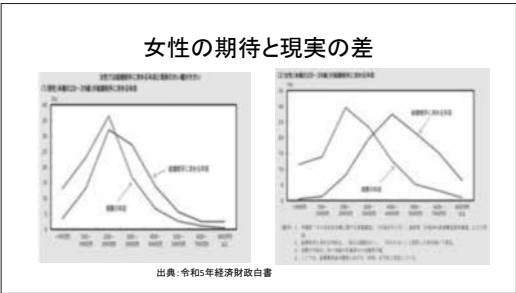


〔女性の期待と現実の差〕(資料②－ 5 ページ)

女性から見て、格差の拡大で、経済面で条件を満たす男性の割合が低下していくことが男性の未婚率の上昇になってきている。

男女賃金格差＝ジェンダーギャップの存在により、性別役割分業への期待が根強くあり、少子化につながる。

資料②－ 5 ページ



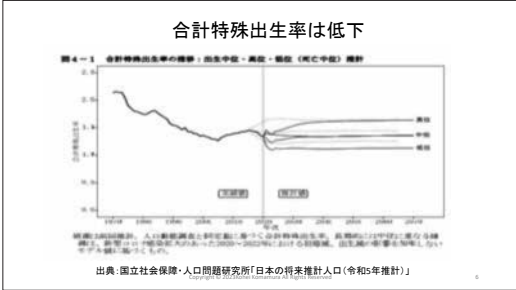
〔合計特殊出生率は低下〕(資料②－ 6 ページ)

今後の予測は、出生率はさらに下方修正をされておりまして、コロナの影響もあって、出生数の減少が続いています。

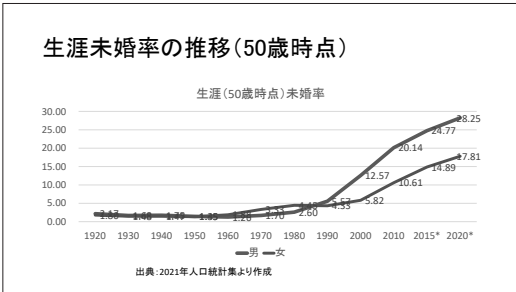
〔生涯未婚率の推移〕(資料②－ 7 ページ)

未婚率の上昇の状況は90年代ぐらいまで、男性も女性も未婚率は大体5%ぐらいだったのですが、現在、男性に至っては50歳の未婚率は30%近くになっている。

資料②－ 6 ページ



資料②－ 7 ページ

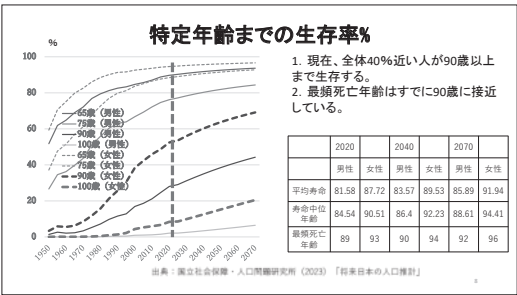


〔特定年齢までの生存率％〕(資料②－ 8 ページ)

一方、寿命は今後どうなるのか。新人口推計では寿命は延び続けていて、これは一定年齢まで生きる割合というのを見たものでございますが、65歳という年金をもらう年齢は、かつては男性の半分ぐらいまでしかそこまで生存しなかったわけですが、現在ではほとんどの人が65歳まで生きる。つまり、年金が長生き保険では明らかになってきているということです。古希と言われていた70歳ですけれども、8割の方が75歳まで生きますので、「古来まれなり」というほどの状態ではもうなくなってきている。特に高齢女性の生存率が非常に上がってきている。平均寿命で見ると、まだ男性82歳とか、女性88歳なのですから、寿命中位、死亡者を並べていてちょうど真ん中にくる年齢を見ると、既に男性85歳、女性90歳です。最頻死亡年齢、亡くなっている方は何歳が一番多いのかというと、男性はもう既に89歳、女性は93歳ということでございまして、最頻死亡年齢だけ

見ていくと、既にこう見ると人生90年にはもう到達しているということで、女性に至っては2040年、2070年とかになると、95歳ぐらいまで生きてくるということになりますので、40年間年金を払って、30年間は年金をもらう。75歳以降、20年近くある。こういう時代になってきているということでございます。

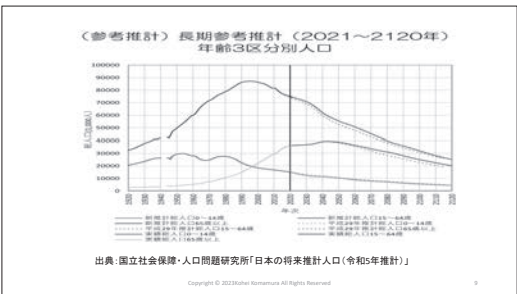
資料②－ 8 ページ



〔(参考推計) 長期参考推計（2021～2120年）
年齢3区分別人口〕(資料②－ 9 ページ)

こういう出生率の減少と、それから死亡率の改善ということで、総人口自体は緩やかに減少していく。2040年には、団塊ジュニアと団塊世代が同時に65歳を超えてきますので、ここで人数は4,000万人に接近するだろう。こういう時期が来るということでございます。

資料②－ 9 ページ

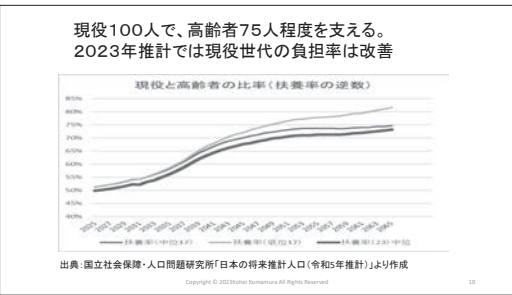


(2) 外国人労働者の影響

〔現役100人で、高齢者75人程度を支える。
2023年推計では現役世代の負担率は改善〕
(資料②－10ページ)

新人口推計では、100人で何人ぐらい支えるのかとか、従来の推計よりは改善をしてくれている。出生率が下がって寿命が延びているのに、現役世代と高齢者の比率というのは改善傾向にあるのか。

資料②－10ページ

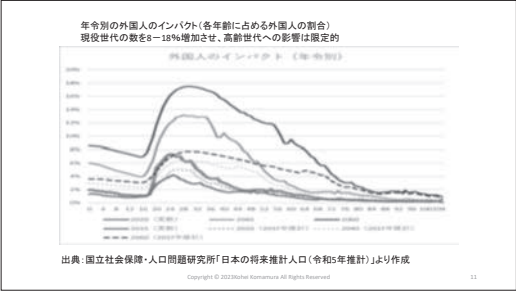


〔年齢別の外国人のインパクト（各年齢に占める外国人の割合）現役世代の数を8－18%増加させ、高齢世代への影響は限定的〕(資料②－11ページ)

これは、外国人労働者の受け入れが2017年推計に比べて、約9万人多く受け入れるというふうに前提が変わったということがある。

その結果、どういうことが起きるかという、年齢区分別に外国人が占める割合というのが将来どのくらいのウエートになってくるかというのを見ると、2060年になってくると、年齢層によっては現役世代の18%が外国人によって占められるという時期も来るということになってきます。これは、各年齢、あとは各時点における外国人の割合ということで、1学年80万人を切るような社会において、16万人の外国人を1年で受け入れるということになると、このくらいインパクトがある。

資料②－11ページ

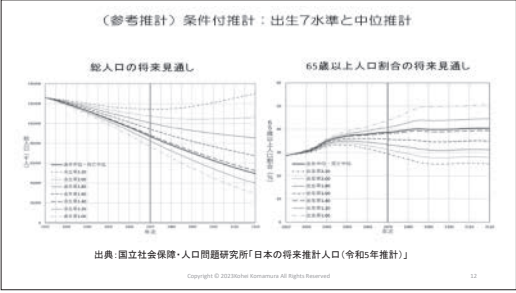


〔(参考推計) 条件付推計: 出生7水準と中位推計〕(資料②－12ページ)

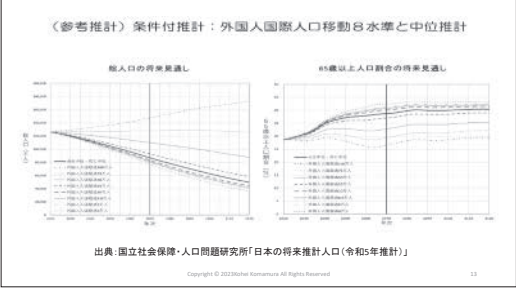
〔(参考推計) 条件付推計: 外国人国際人口移動8水準と中位推計〕駒村 (②－13ページ)

今回面白いところは、外国人をどのぐらい入れれば、どのぐらいの人口がキープできるのかということでございますけれども、これも現人口を維持しようと思うと2100年になると、むしろ外国人の方が多数派になるというような推計になります。

資料②－12ページ



資料②－13ページ

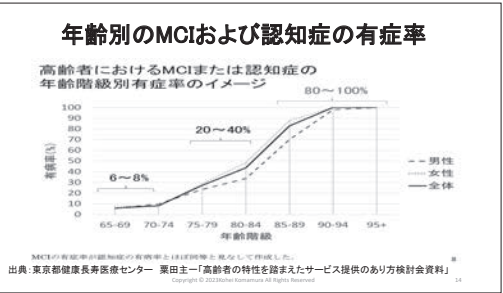


(3) 寿命の伸長と認知機能の低下問題

〔年齢別のMCIおよび認知症の有症率〕(資料②－14ページ)

寿命が延びるということで別の問題も発生する。認知症の発症率は加齢とともに急上昇していきますので、認知症か軽度認知障害か、いずれになる確率というのは、85歳を超えると想像以上に高いということで、多くの方が人生の残り、特に女性なんかは最後の10年ぐらいは認知機能の低下を経験して、人生を過ごしていくということで、この辺も新しい問題として、先ほど土居先生のお話もあった介護の問題が出てくるのではないかと思います。

資料②－14ページ

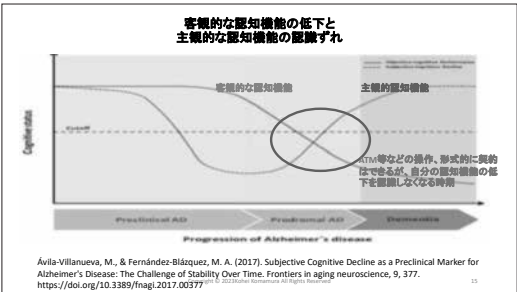


〔客観的な認知機能の低下と主観的な認知機能の認識ずれ〕(資料②－15ページ)

認知機能の低下というのはどういうふうに起きていくのかというのは、認知症まで至る前から見ているものでありますけれども、本人の客観的な認知機能の低下というのは、早くから低下します。本人が自分の認知機能をどう把握しているかというのが主観的認知機能です。実は、主観的認知機能の低下、つまり早くから自分の認知機能が落ちているのではないかと感じ始めるのですけれども、非常に困ったことに、ある状態まで下ると、今度は逆に主観的認知度が上がっていく。これは一体どういう状態かというと、自分の認知機能の低下を自分が把握できないという状態になってくるということです。この右側の究極の点まで行けば、認知症という判

断がついて、周りの人も気が付くのですけれども、特に、認知機能が落ちながら、ATMとか契約ができる能力がまだ残っている、しかしながら、その状態で、自分の認知機能に対する判断つまり主観的認知機能が改善してしまう。こうなると、自分が認知症だということがわからなくなってしまうという状態になると、非常に重要な経済問題が起きてくる。非常にまずい問題が消費者白書とか厚労省白書とかでも報告され始めています。

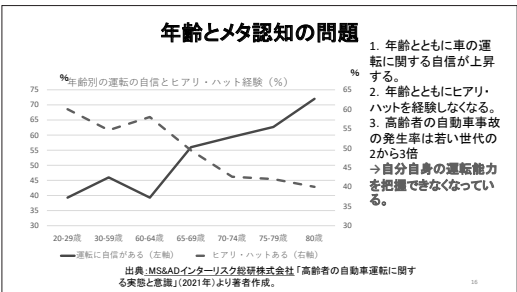
資料②-15ページ



〔年齢とメタ認知の問題〕（資料②-16ページ）

認知機能の低下というのは、例えば、日々の生活でどういうことが典型的なのかというと、高齢者になるほど車の運転に自信を持つようになってしまう。自分自身のことがわからなくなる。そして、事故に遭いそうになったということ自分を認識できなくなる。ヒヤリハットの理解ができなくなる。これも、先ほどの自分の認知機能の低下を自分が把握していないと

資料②-16ページ



いうことの典型的な状況ではないかなと思います。

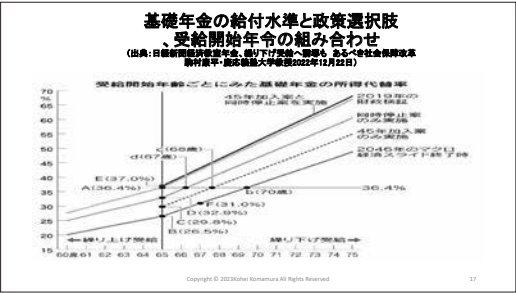
(4) 年金改革の選択肢

〔基礎年金の給付水準と政策選択肢、受給開始年齢の組み合わせ〕（資料②-17ページ）

この超高齢化社会の中で、年金財政をどう維持するのかということは、これから2024年にかけて、年金財政検証が行われていくことになります。現時点で、わかっているのは、これは基礎年金の所得代替率、給付率は現時点で36.4%が、2040年半ばには26.5%まで下がるだろうということです。したがって、基礎年金だけでは生活できない人は益々増加します。

この基礎年金の低下幅を取り戻すためには、受給開始年齢を遅らせて、70歳まで遅らせれば、今の基礎年金と同じ給付水準が確保できるわけですが、寿命が短いとされる未婚男性にとっては、不利な選択肢になる可能性もあります。

資料②-17ページ



(小澤) 駒村先生、ありがとうございました。それでは、林先生よろしく願いいたします。

Ⅲ. 資本・資産関連課税の考え方

1. 1億円の壁

〔資本・資産関連課税の強化?〕（資料③-2ページ）

(林) 「資本・資産課税の考え方」というこ

とで、主に海外の研究でどういう議論があるのかということについて、報告書のごく一部をかいつまんでご紹介していきたいと思います。

日本でも世界でもそうなのですが、ここ数年は資本課税とか資産課税について多くの議論が起こっております。学会でも、いろいろな研究がここ数年出てきております。背景としては、欧米の場合ではごく一部の人々に多額の資産が集中しているということが原因になっています。日本の場合も、皆さんご存じのとおり、1億円の壁と言われる問題～なぜ「壁」と呼ばれている理由はよくわからないのですが、～に見られるように、資本所得課税によって高額所得者の税負担率が小さいこと、要するに平均税率が1億円以上になってしまうと、所得が増えるにしたがって下がってくるということが注目されています。

資料③－2 ページ

資本・資産関連課税の強化？

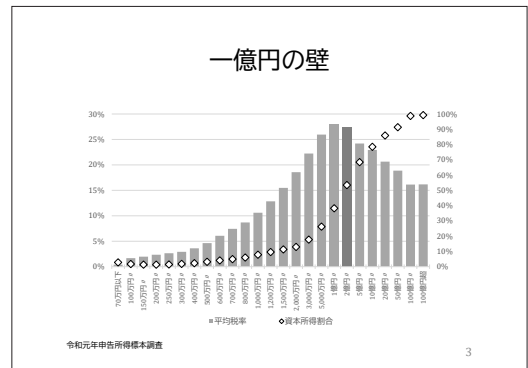
- ・欧米：ごく一部の高額所得者に多額の資産が集中
- ・日本：1億円の壁←資本所得への20%課税
- ・資本・資産課税の強化？

2

〔一億円の壁〕（資料③－3～4 ページ）

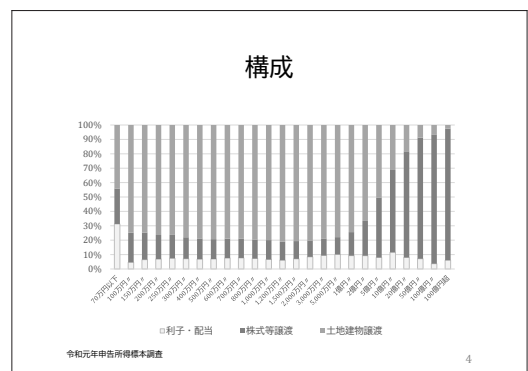
このグラフでは、棒の高さが平均税率を表しています。この値は1億円を超えたところで行き上がっている。これはどうしてかというと、このダイヤ印は所得に占める資本所得の比率を表しているのですが、それが高額所得者になるに従い上がっているからということです。もちろん、ご存じのとおり、資本所得の殆どは一律2割の税率で、超過累進課税されておられませんので、それによる結果になります。

資料③－3 ページ



3

資料③－4 ページ



4

〔一億円の壁：留意点〕（資料③－5 ページ）

資本所得の構成を表している、このグラフは申告している部分しか反映していませんので、つまり、金融機関で源泉徴収されている利子及び配当は反映していないので、厳密な数字では

資料③－5 ページ

一億円の壁：留意点

- ・ 国税の申告納付分のみ、申告しても還付対象となると調査対象にはならない。
- ・ 譲渡益の割合が大きい。
- ・ 金融機関で源泉徴収される利子及び配当の95%は含まれない。
 - ・ 源泉所得税の配当支払額29兆円、うち家計が得る配当は約8兆円（株式の家計保有額から案分）、うち1.3兆円が申告される。
- ・ 所得1億円までは土地建物譲渡の割合が大きく、1億円を超えて株式等譲渡の割合が急増。

5

ないのですが、往々にしてそういう傾向があるだろうということです。

こういう背景で、資本課税とか資産課税の強化が考えられているのではないか。それに関連して、経済学の分野では、どのような議論があるかという関心でこのご報告をさせていただければと思います。

2. 資本・資産関連課税に関する幾つかの研究の紹介

(1) 資本所得課税か資本保有税か

まず、資産の保有額に課税した方がいいのか、もしくは資本所得に課税した方がいいのかという議論がございます。これは、収益率の大小が個人の能力によるか、もしくは、たまたまの運によるのかによってインプリケーションが変わってきます。理論的には、収益率自体が個人の運用能力による場合は、資産保有税の方が効率的になります。その一方で、収益率がそのときの運とか、ずるとか、独占・寡占によるような、いわゆる経済学者が呼ぶレントというものに依存するのであれば、これは資本所得課税の方が良いことになります。

実際の収益率の差が個人の能力によるのか、レントによるのかという問題については、ノルウェーの税務データを使った研究があります。そこでは個人属性、つまり、能力による部分が4分の1で、運・不運による部分が3分の4という結果になっています。ここからは資本所得課税の比率を高めるという判断はできますが、もちろん日本のデータが当然必要なところです。残念ながら、そういう研究は日本ではまだ出てきていません。

〔資本所得課税か資本保有税か (2)〕 (資料③－8 ページ)

が、資本所得課税がいいのか、資産保有課税がいいのかという議論については税務上の観点も大切です。保有課税を経常的に実施するには、現状の税務を前提とすると、大きなコストが掛

かることになる。その他いろいろな問題もありそうです。したがって、実際、海外を見ても、もちろん固定資産というのはどの国でもあるのですけれども、それ以外の資産課税を行っている国は減ってきているようです。1990年代の初めぐらいでは、ヨーロッパでは12カ国ぐらいが資産保有税をもっていたのですが、2018年現在は、ちょっと古い数字ですけれども、4カ国に減っているという状態になっているようです。

資料③－8 ページ

資本所得課税か資本保有税か(2)

- ・資産保有課税の経常的な実施は困難が伴う。
 - ・評価：未上場株式や実物資産の評価を行うには大きなコストが発生。
 - ・通脱：資産隠しによる租税通脱。
 - ・流動性：多額の資産保有者が必ずしも多額の可処分所得を有する訳ではない（現金による納税が難しい）。
- ・資産保有課税（固定資産以外）をする国は減少。
 - ・欧州：12カ国（1990年）→4カ国（2018年）
- ・効率性の観点からは資本所得課税に分がある？

8

(2) キャピタルゲイン課税

次にキャピタルゲイン課税です。日本で言うと譲渡所得課税になるのですけれども、経済学者は、キャピタルゲインに関して、本来は発生主義的に毎年資産の増分に課税した方がいいよねという議論をしています。ただ、実際は、それも先ほどの資産保有課税と同じ理由で、その効果的な実施は無理でしょう。したがって、実際では、現金主義的な立場に立って、取引のときに実現する譲渡所得を対象に課税しているということになっています。ただ、キャピタルゲイン課税も嫌われているようで、いろいろな議論があるので、ロックイン効果、つまり、譲渡所得に対する税率を上げると、譲渡を避けるようになるので、資産の流動化が阻害されるとか、創業者が上場前に保有していた株式の譲渡に課税することになりますから、スタートアップを抑制するとか、税率を高くする

と資産が海外に逃げてしまうとかの様々な議論がされています。また、キャピタルゲイン課税は不必要な租税回避行動を引き起こすというような議論もございます。

〔キャピタルゲイン課税 (2)〕 (資料③-10ページ)

ロックイン効果については米国のデータを使った複数の研究があります。時間を長く取ればいつか譲渡することになるので、増税をする前後はともかく、増税後から時間が経過すると、その効果はそれほど大きくはないというのが、実証分析の結果のようです。例えば、調整期間を2年間に取ると、税率に対する弾力性が0.72なのですが、長く取って10年間とすると、弾力性は0.3から0.5と更に小さくなるという結果です。そして、譲渡所得課税からの税収を最大化する税率を考えると、まだまだ税率を高くする余地はあるというのが、これら米国における研究の結果になっています。これら研究からは、4割ぐらいまでの税率、米国における所得税の最高税率～日本だと最高税率まではいきませんけれどもに近い値で税率を課しても、税収は減ることないという結果のようです。

資料③-10ページ

キャピタルゲイン課税 (2)

- ・ 租税回避
 - ・ 多くの研究において、納税者は譲渡所得と他の所得の間の税率差に反応 (income shifting) していることが示されている。
 - ・ 労働所得課税より低率の譲渡所得課税はincome shiftingにより資源配分を歪ませるので、増税によりその歪みを矯正できる (Sarin et al. 2021)。
 - ・ income shiftingによる税収減は無視できない (Advani 2021)
- ・ ロックイン効果 (米国)
 - ・ ロックイン効果は小さく、反応期間を長く取るとさらに小さくなる (資産はいつか必ず譲渡される)
 - ・ 税率弾力性: 0.72 (2年間: Dowd et al. 2015) , 0.3~0.5 (10年: Agersnap and Zidar 2021)
 - ・ 譲渡所得税収を最大化する税率は38~47% (Agersnap and Zidar 2021)

10

〔キャピタルゲイン課税 (3)〕 (資料③-11ページ)

これも米国の研究ですが、スタートアップに

与える影響については、確かにスタートアップの株式に控除等の優遇措置を設けると、資金提供の増加につながるという結果が得られていますので、スタートアップ資金の流動性の確保に繋がるようです。ただ、それはそれでということで、抑制効果の主張は割り引いて考えるべきという研究もあります。労働所得課税との税率差を使ってincome shiftingと呼ばれる租税回避が起こるということも議論されていますので、その部分を割り引いて考える必要があります。そもそも、譲渡所得課税まで考えて創業者自身が創業しているかという議論もあるようです。

最後は財政的国外逃亡です。この言葉は、fiscal expatriationという英語を無理やり訳しているのですが、キャピタルゲイン課税が財政的国外逃亡に繋がるかという命題に関しては、残念ながら実証分析を見つけないことができませんでした。ただ、日本の場合は、現在では出国税がありますので、譲渡所得への増税によって海外移住が増えるかどうかというのは、それほど簡単ではないということになるでしょうか。

資料③-11ページ

キャピタルゲイン課税 (3)

- ・ スタートアップ抑制
 - ・ 米国のキャピタルゲイン減税 (2010年) スタートアップ株式 (Qualified Small Business Stock) の譲渡益の控除率が75%100%へスタートアップへの資金提供が12%増加。その割合はマネジメント能力が高い企業ほど大きい。投資家は当該減税の恩恵の3分の1を受 (Edwards and Todtenhaupt 2020)。
 - ・ 抑制効果の主張は割り引いて考えるべき (Sarin et al. 2021) 。労働所得課税より低率の譲渡所得課税はincome shiftingにより資源配分を歪ませるので、増税により、その歪みを矯正できる場合もある。そもそも譲渡所得課税を考慮して創業が行われるとは考えにくい。フェイスブックの創業時にザッカーバーグは譲渡時の課税を意識したのか。
- ・ 財政的国外逃亡 (fiscal expatriation)
 - ・ 残念ながら実証分析はない。
 - ・ 日本の場合、出国税 (国外に移住する際に、株式等の有価証券が譲渡されたとき見なし、その含み益に譲渡所得税分を課税) が存在するので、譲渡所得への増税を理由に海外へ移住しようとする資産家は少ないのでは。

11

(3) 相続税と同族事業の承継

最後に、相続税の話をしたと思います。相続税に関しましては、事業承継との関連で幾つか議論がございまして、ひとつは、巷でよく聞く、相続税によって同族事業の承継が抑制されると

いう議論です。これに関しては、米国とギリシャにおける同族に対する相続税の減税の効果を見た研究があります。アメリカの場合、遺産税なので相続税と言うと怒られるかもしれませんが、いずれにせよ事業承継に関する税率負担の減少の効果をみた実証分析です。米国の研究とギリシャの研究、いずれの場合も、税率を下げると承継はスムーズにいくという結果を得ています。

〔相続税と同族事業の継承 (2)〕 (資料③-13ページ)

日本に関する実証分析はありませんので、その具体的な程度は分かりませんが相続税を減免すると事業が円滑に承継されるということはいえるでしょう。しかし、それが日本経済にとってプラスの結果になるかは良く分かりません。というのも、同族企業間の事業承継にはメリットとともにデメリットもあるからです。デメリットとしては、これは日本のデータを使った複数の実証分析があるのですが、そこからは同族企業は非同族企業よりも生産性が低いという結果が繰り返し得られています。創業者世代に限れば非同族企業よりも経営成績が良いという実証分析もあるのですが、それが実子を含む血縁者に承継されると、事業成績が落ちるという結果もあります。したがって、少なくとも次の世代からは生産性は落ちることになります。

その一方で事業承継にもメリットもあります。同族が承継しない場合、事業を廃業するか、非同族へ売却するかということになりますので、後者の場合、事業売却に係るトランザクションコスト、取引費用が発生することになります。つまり、同族承継ならば承継に係るコストが少なく済みます。

相続税は現在の承継税制で減免されているわけですが、それによって同族間の事業承継が促されることは間違いないでしょう。しかし、それによって今後の日本経済の生産性が低下することが予測されます。同族承継による取引費用の減少が、このデメリットを上回るかど

うかが肝になるのかと思います。

資料③-13ページ

相続税と同族事業の承継 (2)

- ・ 相続税減免により事業が円滑に承継され、その承継事業の成績が伸びたとしても、必ずしも望ましい結果につながるとは限らない。
- ・ デメリット
 - ・ 同族企業は非同族企業より生産性が低い (森川 2008, Saito 2008)
 - ・ 創業者時代は非同族企業よりも経営成績が良いが、創業者の実子を含む血縁者に承継されると事業成績が落ちる (Mehrotra et al. 2013)
- ・ メリット
 - ・ 同族企業の廃業や非同族への売却と比べ、同族間の事業承継は低い取引費用で済む
- ・ 相続税の減免→同族間の事業承継を促進
 - ・ 生産性の減少と取引費用の減少

13

〔相続税と同族事業の継承 (3)〕 (資料③-14ページ)

この比較については、ドイツ経済を前提とした数値シミュレーション分析がございます。その結果は、結局、どういった人が事業承継するかに依存するというものです。つまり、能力が低い人が承継してしまうと、相続税の軽減は国の経済を毀損してしまうという結果です。ここから、無条件に適用される相続税の減免は望ましくないというインプリケーションになるのかと思います。この観点から、現行の事業承継税制は再評価されるべきではないかなと思っています。

資料③-14ページ

相続税と同族事業の承継 (3)

- ・ Grossmann, V, Strulik, H., 2010. Should continued family firms face lower taxes than other estates? Journal of Public Economics 94(1/2), 87-101.
 - ・ 同族の事業承継のメリットとデメリットを前提にして、ドイツ経済を前提とした数値シミュレーション
 - ・ 能力の低い者が事業承継する場合、相続税の軽減は一国経済を毀損する。
 - ・ 無条件に適用される相続税の減免は望ましくない。
- ・ 事業承継税制
 - ・ 実質的に事業承継に係る相続税・贈与税が全額免除→止めた方が良い
 - ・ 事業承継税制とは別にM&Aによる承継への支援も準備されているが、税制においても一様に全タイプの承継を促すのではなく、非同族による外部承継を促進する形で減免措置を再設計？

14

(小澤) 林先生、ありがとうございました。
それでは、最後に大森先生、よろしくお願いいたします。
たします。

IV. 地域医療制度の国際比較

(大森) ご紹介ありがとうございます。地域医療制度の国際比較と題して、報告をさせていただきます。お茶の水女子大学の大森です。よろしくお願いいたします。

1. 医療制度の国際比較の意義

私は、医療制度の国際比較をライフワークの一つにしておりますが、その醍醐味は、同じ人の生命を救い、健康を保つための仕組みである医療制度が、国によって、差異があるものの、幾つかにパターン化できることです。医療サービスは、市場で取引する上で「市場の失敗」による非効率性が発生し、所得分配による不公平を生み出すことから、効率性、公平性を満たすためには、医療サービス市場に規制をかけて、政策選択を行う必要があります。必要な規制、政策の選択肢は、経済学の観点から合理的に導き出されます。どの規制、政策が選ばれるかは、それぞれの国々の社会環境、場合によっては歴史によって決まっていますが、パターン化されて来るように思われます。医療制度の国際比較の重要な関心事は、なぜそのパターンが形成されたかを解明することですが、その以前に、各国が、効率性、公平性を確保するためにどのような規制、政策選択を行っているかを知ることができます。我が国は、高齢化、経済成長の低迷、医療技術の革新などの社会経済環境の下で、あるべき医療制度を模索する必要がありますが、あるべき規制、政策の選択を各国の選択と相対化することができます。比較対象国として、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、英国を取りあげています。

2. 医療制度の課題

〔医療制度の課題〕(資料④－3～4ページ)

本報告では、スライド、3、4にお示ししている医療制度の効率性、公平性を実現するための規制、政策のチェックポイント毎に、各国の選択についてお話ししていきます。

最初に、医療サービスの情報の非対称性に発するモラル・ハザード、独占力に対する対応として、①価格規制、①－1一部負担、②費用償還方法、③「規制された競争」を挙げることができます。

資料④－3ページ

医療制度の課題

- ・効率性 (Efficiency) ……「市場の失敗」への対応
- ・主として、「情報の非対称性」に発する非効率性。
- ・公平性 (Fairness) ……費用・便益のバランス、世代間移転

- ・①－1 価格規制
- ・①－2 一部負担
- ・② 費用償還方法
- ・③ 「規制された競争 (Regulated Competition)」
- ・④ 医療連携

資料④－4ページ

- ・⑤ 公的医療保険の財政

- ・⑤－1「ソフト・バジェット (Soft budget)」問題
- ・⑤－2 世代間移転、世代内移転
- ・⑤－3 保険のあり方
- ・⑤－4 「社会保険方式」と「税方式」
- ・⑤－5 自己負担と私的保険

(1) 医療サービスの情報の非対称性に発するモラルハザード

〔価格規制〕(資料④－5ページ)

価格規制については、以下の通りです。第一に、価格は、公定価格はあっても、実際の価格は、サービス供給者と購入者（保険者、国、地方公共団体）との交渉で決まる場合が多いです。

第二に、病院についてです。

病院サービスの価格規制として、DRG価格規制、

診断群分類価格規制（Diagnosis-related Group Price）が対象国全てで導入されていました。

また、病院の建物、施設、医療機器については、租税財源を原資とする病院予算制度・補助金制度が、今回の対象国全てで導入されていました。

資料④－ 5 ページ

①－1 価格規制

- ・ (1) GP（家庭医）・専門医サービスと病院サービス、医薬品ともに公定価格があるが、実際の価格は、サービス供給者と購入者（保険者、国、地方公共団体）との交渉で決まる場合が多い。
- ・ (2) 病院サービスの価格・病院の資本部分
- ・ 1 DRG(Diagnosis-related Group) Paymentを導入。(②費用償還で及ぼす「包括払い」)
- ・ → 「交渉力」のコントロール、価格つり上げの抑制
- ・ オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン
- ・ 2 「病院予算制度」を導入（主として施設（入院病床を含む）・医療機器等の資本について）。→ 入院サービス、高度医療機器の利用をコントロール
- ・ オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン

5

〔一部負担〕（資料④－ 6 ページ）

次に、①－ 2 一部負担の導入についてです。一部負担の導入は、患者のモラル・ハザード、過剰受診を調節する方法になります。一部負担を低くするほど、患者の過剰受診、モラル・ハザードは抑制しにくくなります。

多くの国々が一部負担を導入していますが、特に一次医療については、無料か低額にしている国々が多いです。入院、専門医サービスは一部負担を導入している国が多いですが、入院外処方箋については、カナダが全額自己負担にしている他、各国で総じて自己負担が大きい成人歯科医療については、私的保険を導入して対応している国々が多いです。

資料④－ 6 ページ

①－2 一部負担

- ・ (1) GPサービス等の一次医療 低くして受診しやすくしている。
- ・ カナダ、ドイツ、イタリア、オランダ、英国、オーストラリア（Bulk-billingを90%以上採用。）は無料。
- ・ (2) 専門医サービス、病院サービスは、一部負担を導入している国が多い。
- ・ (3) 入院外処方箋 一部負担を導入。カナダは全額自己負担にする代わりに、私的医療保険を導入。
- ・ (4) 成人歯科医療 全額自己負担（オーストラリア）か、自己負担が大きく、カバーしているサービスが少ない国々が多い。

6

(2) 費用償還方法

〔費用償還方法〕（資料④－ 7 ～ 8 ページ）

次に、②費用償還方法についてです。

第一に、GPサービス、開業医サービスなどの一次医療、二次医療以上の病院サービスについては、包括払い方式を選択する国が多いです。包括払い方式とは、かかるサービス費用を予測して事前に支払う方式です。病院サービスについては、ほぼ全ての国々が、DRG支払方式、一次医療のGPサービスについても多くの国々が人頭払い方式を導入しています。

第二に、専門医に対する支払いは、出来高払い方式を採用している国の方が多いように見受けられます。

第三に、病院の資本部分については、先ほど価格規制のところで説明したとおり、病院予算・補助金プログラムを採用する国が多いです。

第四に、医療サービスの質（Quality of Care）の向上の観点から、特に一次医療について成果払い方式、P4Pを導入する国が出てきています。

資料④－ 7 ページ

②費用償還方法

- ・ (1) GPサービス、病院サービスは、包括払い（Prospective Payment）を選択する国が多い。
- ・ 人頭（Capitation）払い GPサービス
- ・ ドイツ、イタリア、オランダ、英国、スウェーデン
- ・ DRG（Diagnosis-related Group、診断群分類） 病院サービス
- ・ 対象国全て。
- ・ → サービス供給者に費用節減のインセンティブ。
- ・ しかし、うまく機能するためには、費用予測の正確性が必要。
- ・ (2) 専門医サービスは、出来高払い（Fee For Service）が主流である。ドイツは、一部のサービスに人頭払い方式。

7

資料④－ 8 ページ

- ・ (3) 病院の資本部分については、病院予算・補助金プログラムを採用する国が多い。
- ・ 適用基準は病院機能を果たすことであり、設立主体を問わず適用される。補助金プログラム フランス ドイツ
- ・ → 固定費用に対する補助と同時に、病床規制（入院サービス）、高度医療機器の規制。
- ・ (4) 成果払い方式（Pay for Performance、P4P）は、医療の質を高めるために、主としてGPサービス等の一次医療で採用され始めている。
- ・ 例：英国の一次医療。

8

次に、これは繰り返しになりますけれども、病院の病床であるとか、病院の建物、或いは医療機器等の資本部分については、病院予算制度と補助金のプログラムを組み合わせで費用償還をしているケースが多いという結果になっております。

(3) 規制された競争 (Regulated Competition)

次に、③「規制された競争」についてです。

「規制された競争」を導入する国はドイツ、オランダなど、数は少ないですが、注目に値する試みです。詳細は、時間の関係で省略しますが、医療サービスの買い手（保険者、国・地方公共団体）が、患者・被保険者の代理人として、医療サービス供給者と交渉する手法は、他の国々でも採用され始めています。日本の「保険者機能」に関する政策導入もこの流れに沿ったものと考えられます。

(4) 医療連携

次の④医療の連携、④'医療と介護の連携は、情報の不完全性により、患者が医療サービスや介護サービスを適切に選択できないことに対応する政策です。

第一に、全ての国が、一次医療（主としてクリニックにおける診療）、二次医療（病院における診療）、三次医療（病院における高度医療、救命救急医療）の分業を促進しています。

第二に、一次医療を担当するGP、開業医が、患者の健康管理、二次医療以上の医療サービスへのガイダンス役を担う方向性が定着しています

第三に、ほぼ全ての国で、一次医療を担う医師の専門科、GP、General Practitioner、家庭医を導入しています。

第四に、公的医療サービスを利用する場合には、一次医療の受診を義務づけるGPシステムを導入する国が少なくありません。

第五に、人口あたりGP数を増加させるなど

して、一次医療の利用をしやすくすると同時に、病院サービスなど二次医療の供給をコントロールしようとしています。

〔医療と介護の連携〕（資料④－11ページ）

次に、④'医療と介護の連携です。高齢者の医療需要が高まり、高齢者医療の比重が高まっていく中で、医療サービスと介護サービスの連携はますます重要になってきていますが、全ての対象国で、連携において、社会保障、社会福祉の専門性の高いソーシャルワーカーが、連携において重要な役割を果たしています。

資料④－11ページ

④'医療と介護の連携

- ・ (1) 高齢者の医療需要が高まり、高齢者医療の比重が高まっていく中で、医療サービスと介護サービスの連携は重要になってくる。
 - ・ 病院 → 介護老人保健施設 → 自宅
 - ・ 在宅医療
 - ・ 在宅介護
 - ・ 介護老人福祉施設
- ・ (2) 高齢者医療、精神保健など、「療養」「リハビリテーション」、「介護」が重要なサービスを医療とそれ以外の部門でどのように連携していくか。"Long-term Care"のあり方。
- ・ (3) 介護サービスも、サービス受給者（患者）が選択に必要な情報を十分に持っていないので、代理人としてサービスの選択を行う主体が必要。ケアマネージャー。
- ・ (4) 各国は、日本という「地域型医療センター」のソーシャルワーカー（のチーム）に、連携において重要な役割を果たしている。専門性の高いソーシャルワーカーが、連携において重要な役割を果たしている。

11

(5) 公的医療保険の財政

〔公的医療保険の財政〕（資料④－12～13ページ）

⑤公的医療保険の財政についてです。

効率性を考慮し、保険財政を維持するためには、保険料をリスク関連にする必要があります。しかし、公的医療保険の保険料は、日本に限らず全ての国で、リスク関連ではなく、所得関連にされていることにより、赤字を宿命づけられています。その中には、所得の高い者ほど、保険料を多く負担するという公平性に対する配慮も見取れます。そして、赤字を補填するためには、補助金を導入する必要があるわけですが、ここで、⑤－1「ソフト・バジェット (Soft budget)」問題が発生します。日本の場合、国民健康保険、協会けんぽでは、医療給付費に対する一定割合で補助金が投入されることがルー

資料④－12ページ

⑤公的医療保険の財政

- ・ 保険は、保険料をリスク関連にすることで保険財政を維持できる。
- ・ 公的医療保険は、保険料をリスク関連ではなく、所得関連にしていることにより、赤字を宿命づけられている。
- ・ ⑤－1「ソフト・バジェット (Soft budget)」問題
- ・ 租税財源による補助金（多くの国が採用。）
- ・ 日本の場合、医療給付費の割合で決定。
- ・ 例：国民健康保険 41% 協会けんぽ 16.4%
- ・ 後期高齢者医療制度
- ・ 給付費等の50%を国、都道府県、市町村が4：1：1で補助。
- ・ → 給付費が増加すれば、補助金も増加する。
- ・ （「ソフト・バジェット」問題）

12

資料④－13ページ

- ・ 「ソフト・バジェット」問題への対策
- ・ 年度内の公的医療費を予算化。
- ・ オランダの例：
- ・ 超過した分は、被保険者が定額保険料として、所得比例保険料とは別途負担することで公的医療費の予算を厳守する。

13

ル化されているので、医療給付費が上がればそれに比例して補助金の額も青天井で上がるという「ソフト・バジェット」問題を内包しています。

「ソフト・バジェット」問題への対策として、年度内の公的医療費、医療給付費を予算化することを多くの国々で行っています。お示ししているように、オランダのような対応例もありますが、赤字が出る場合には、その時々で、時限付きの補助金プログラムを組んで対応する国々が多いようです。

〔世代間移転、世代内移転〕（資料④－14ページ）

リスク関連の保険料を徴収していない場合、保険料、補助金の両者を利用して、所得分配が行われます。日本の場合、先ほど土居先生の保険財政のお話で出てきましたけれども、後期高齢者医療制度は、高齢者を別の保険制度でカバーし、世代間移転が明確になる形で行っていますが、対象国では、老若男女を同じ保険に加入

させる形で、世代内移転、世代間移転を行っています。

資料④－14ページ

- ・ ⑤－2 世代間移転、世代内移転
- ・ 後期高齢者医療制度
- ・ 給付費等の40%を主として現役世代が加入する健康保険から後期高齢者支援金。
- ・ → 世代間移転
- ・ 高齢者のみを被保険者にした公的医療保険は希。
- ・ 課題：世代間移転の縮小・世代内移転の拡大

14

〔保険のあり方〕（資料④－15ページ）

また、公的医療制度を社会保険方式、税方式いずれで行う場合も、財政運営の効率性の観点から、保険の大多数の法則を働かせ、保険の事務費用の規模の経済性を実現するため、対象国においては、保険の単位（保険者）、公的給付制度の単位は、職種別、地域、国などより大きな単位、規模で構成されています。

資料④－15ページ

- ・ ⑤－3 保険のあり方
- ・ 大多数の法則、保険事務費用に関する規模の経済性を効かせるために保険者を統合し、保険の規模を大きくする必要。調査対象国で、日本のように保険者数が多い国は少ない。
- ・ 年齢で被保険者を区分している国は極めて少ない。
- ・ 後期高齢者医療制度は、平均的なリスクの特に高い人々のみを被保険者とした保険であり、現役世代の保険と統合することが望ましい。（高齢者のみを被保険者とした公的医療保険制度の採用事例は、世界の国々でも極めて少ない。）
- ・ 公的医療保険の課題：保険者の統合

15

〔社会保険方式と税方式〕（資料④－16～17ページ）

医療サービスをどの財政方式で供給するかについてです。大きく分けると2つの財政方式を対象国は採用しています。遍く人々が保険に加入できるようにする配慮、逆選択の回避の観点から社会保険方式を採用する我が国をはじめとした国々と、医療サービスを国民の権利として、

公共サービスとして供給する税方式を採用する国々があります。社会保険方式を採用している国々の医療保険料が、所得関連保険料を主としていることは、税方式の国々が医療財政収入の中心に所得税を置いている点と類似しているともいえます。両者の違いは、社会保険方式は、社会保険料を納付することの対価として医療サービスを受給するという、負担に対する権利として給付を受けるという権利関係があるのに対して、税方式は、納付された租税に対して、公共サービスとして国民に医療サービスを供給するという関係があるところにあると見ることもできます。

しかし、社会保険方式を採用している国々の中でも、フランスのように社会保障目的税である一般社会拠出金（CSG）を導入する国も出てきていること、全ての国々で租税財源から補助金を医療財政に投入していることにも注意が必要です。租税方式を採用している国々も、医療財政収入として、所得税だけでなく、付加価値税を含めた消費関連税、資産税など、幅広く財

資料④－16ページ

- ・⑤－4 「社会保険方式」と「税方式」
- ・「税方式」を採用する国も多い。
- ・オーストラリア、カナダ、イタリア、英国、スウェーデン
- ・財源は、所得税等に加えて、消費税・VAT（付加価値税）などに依拠。
- ・「社会保険方式」を採用している国は、所得比例保険料を採用している。
- ・所得税…… 社会サービスに対する料金
- ・所得比例保険料…… 医療サービスの給付の権利を得るための負担。

16

資料④－17ページ

- ・保険料・税の賦課ベース
- ・①所得 オーストラリア、フランス、ドイツ、オランダ、スウェーデン、UK
 - ・＊フランスは、制度上は全て使用者負担。
- ・②資産 カナダ フランス、（オーストラリア）
- ・フランス……保険料は所得課税。CSGは、資産も含めた広範な課税ベース。
- ・③消費 オーストラリア（GST）、カナダ、イタリア、UK
- ・④法人所得 イタリア（オーストラリア）
- ・所得が中心であるが、消費税・VATを導入しているところもあり、資産課税に踏み出したフランスのような国も出てきている。

17

源の対象を拡大していることが見て取れます。

〔自己負担と私的保険〕（資料④－18ページ）

次に患者の「私的負担」についてです。ここで、「私的負担」とは、自己負担と「私的医療保険」の保険料による負担を足したものを指します。総じて、我が国に比べて、対象国の「私的負担」は大きいことが分かります。例えば、フランス、ドイツ、カナダは、「私的医療保険」が大きな役割を果たしています。国によって差異はありますが、入院外処方薬、大人の歯科医療、アイケア等を、公的医療保険の対象から外し、私的医療保険を積極的に活用しています。しかし、私的医療保険の活用にあたっては、その加入が任意であることから考えて、公平性の観点からは、公的医療保険の対象から外すサービスの吟味と私的医療保険の加入を補助する仕組みの検討が不可欠でしょう。

以上、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、英国を取りあげ、国際比較をしてきましたが、我が国の医療制度との共通点がある一方で、諸外国で導入している制度が我が国では導入されていない点が少なからずあったと思います。右に倣えをする必要はありませんが、我が国の医療制度改革を考える上で検討する必要があるでしょう。ご清聴ありがとうございました。

資料④－18ページ

- ・⑤－5 自己負担と私的保険
- ・両者を合わせたものが、「私的負担」と考えると、「私的負担」は相対的に大きい。
- ・オーストラリア 約17% カナダ 約30% フランス約21%
- ・ドイツ 約15% イタリア 約20% オランダ 不明
- ・スウェーデン 約17% UK 不明
- ・参考：日本 約12%（2020年）
- ・私的保険 イタリア スウェーデンでは発展していない。（イタリアは、私費医療を利用する人々が加入している傾向。）
- ・その他の国々では、相対的に大きな役割。
- ・国によって異なるが、歯科医療、入院外の処方薬、専門医のサービス等の自己負担等をカバーする役割。

18

V. 総括

(小澤) 大森先生、ありがとうございます。それでは、4名の先生にご報告を頂いたわけですが、簡単にかいつまんでお話をしますと、土居先生のご報告では、医療と介護の財源の工面のためにどの年齢層にどれだけ負担を課せばいいのかと問い掛けられて、給付の効率化・重点化は当然なのだけでも、医療では現役世代への負担が過重であり、そして、後期高齢者医療の保険料財源の確保が重要であるということです。それから、また、介護においては、給付を抑制しないなら各世代の負担の相当な増大が見込まれることが指摘された上で、医療も介護も消費税による財源確保は負担の世代間格差を緩和できると主張されておられました。

続く駒村先生のご報告においては、まず新人口推計において、総人口は減り方が緩くなるという意味で、前回推計よりも改善はしているのだけれども、それは外国人労働者の受け入れ数の前提を、2017年推計に比べて上方修正したことによるものであると指摘されています。その上で、2024年の財政検証の課題や、団塊の世代と団塊ジュニア世代が同時に高齢者になる、65歳以上の人口が何と4000万人に接近してしまう2040年をどのように乗り越えたらいいのかということが、今後の最大の課題であるということでした。また、認知症発症の長期見通しについても触れていっちゃって、認知症は急には発症しないで、正常加齢の認知機能の低下から、軽度認知障害といったものを経て、グラデーション的に認知機能の低下が進んでいくわけですが、客観的な認知機能の低下と主観的な認知機能の認識のずれがもたらす重大な問題が指摘されておりました。

それから、林先生のご報告では、まず日本では所得を労働所得、資本所得と二元的に扱っていることが原因で、所得階層別の平均税率のピークが年間所得1億円となっていること、また、

資本そのものと資本所得のどちらを課税客体にすべきかについては、収益率の大小が投資家の資産運用能力に依存するのか、それともレントの存在によるものなのかに応じて、結論が異なってくるということが紹介されていきました。さらに、相続税は資本課税ほど資産格差の解消には役立たないことであるとか、事業承継税制では、同族よりも非同族による外部承継を促進する形で制度設計を行うべき根拠はあるということです。それから、また、同族内においては、経営能力を示す何らかの指標に応じて減免すべきであるとの主張もなされておりました。

最後に、大森先生のご報告では、医療サービス特有の性質から、効率性・公平性に配慮した規制・政策が欠かせないわけですが、各国の状況によって、個々の医療制度の個性や差異が生み出される一方で、理論的基礎を共有することから、制度の共通点も多く見られるとのご指摘がなされていきました。そして、患者の医療サービス選択の不完全性に対する政策、サービス供給者のモラルハザードや独占力の行使による非効率性の対策としての数量規制等について、国際比較がなされていきました。また、公平性の観点から、医療サービスを社会保険方式と税方式のどちらで供給するか、患者の私的負担をどうするのか。こういったことも論点として検討されておりました。

VI. 2020年代の税・社会保障改革の課題への意見

それでは、時間もちょっと押してまいりましたので、以上のご報告を踏まえて、討論に入りたいと思います。1つのご報告に対して、お二人の先生からご意見・ご質問をしていただいて、それに対して、報告者にお答えいただくという形式でお願いいたします。では、まず土居先生のご報告に対して、駒村先生と林先生のお二人からお願いしたいと思うのですが、まず、駒村先生、お願いいたします。

(駒村) ありがとうございます。本当に、土居先生のお話というのは、非常に私も同意するところが大変多くございました。その中で、介護と医療の違いというところをちょっとフォーカスして、ご質問させていただきたいなと思います。介護については、給付カットという選択肢があり得るかどうかという点です。というのも、介護の方は、医療より外部性がある。ここで言う外部性というのは、ケアする家族の就労継続を維持するという意味で、介護報酬にカウントされていない価値があるのではないかなと思っています。既に、介護をしながら働いている方が300万人いるということで、これを給付カットした場合、かなり就業継続、日本経済全体の労働力率にも悪影響を与えるかと思っていますので、土居先生のご議論のところで、医療と介護の給付の抑え方について、どういうふうな考え方を整理されているか、この違いをご説明いただければなと思いました。以上です。

(小澤) それでは、林先生、お願いいたします。

(林) シミュレーションに関してです。多少の物価変化も考慮されて分析されているような記述もございましたが、今般のインフレはかなり大きくなってあって、今後も続きそうな感じがします。そこで、インフレを明示的に捉えてシミュレーションするのも重要ななと思いました。当然、消費税ではそのまま名目の金額が増えるでしょうけれども、歳出の方でも診療報酬とか介護報酬をインフレの中で固定しておくというのはなかなか難しいかなという気はしております。

(小澤) 両先生、ありがとうございました。それでは、土居先生からリプライをお願いいた

します。

(土居) ご質問ありがとうございました。まず、駒村先生のご質問からお答えしたいと思います。まさにおっしゃるとおり、介護には外部性があると思います。私の見立ては、恐らく、劇的な介護給付の削減などというのはなかなか容易ではない。むしろ、介護人材不足の方がボトルネックになるのではないかな。ここはいろいろな見方があると思いますが、ある程度ロボットに助けをもらうということができたとしても、センサーとか、さまざまな器具で助けられたとしても、やはり介護人材不足が、介護サービス供給の制約になるというところが一番効いてくるのではないかな。だから、表立って、こういうサービスは介護保険ではやめまస్తుとか、こういうサービスはいたしませんというよりも、先に介護人材不足の方が制約になって、したいサービスだけれども、そもそもヘルパーさんがいないのでできませんというようなことが、2040年頃にはもっと顕著になっているのかなと。それが、ひいては不幸な意味でもあるのですけれども、介護給付費の伸びを鈍化させることになってしまう可能性がある。これが不幸な部分というのは、まさに外部性というところでは不幸な部分で、家族介護を強いるようなことにもつながりかねないというところで、介護ロボットとか、さまざまな資本集約的なサービスに、介護保険を通じて、できるだけそういう供給制約が顕在化しないようにするということとセットで工夫していく必要があるのではないかなと思います。

林先生のご質問については、まさにおっしゃるとおりで、これからさらに私がシミュレーションで想定したよりも高いインフレーションに直面するということになるだろう。ここから先は、シミュレーションの意識ということになると思いますけれども、基本的に税収に与える物価上昇の影響と、介護や医療の給付に与える物

価上昇の影響が同率であれば、そのまま相似拡大的に支出も収入もなるので、いわゆる不足率と言いましょうか、不足しているパーセンテージというのは基本的に変わらないということになるだろう。ただ、消費税にはあまりありませんけれども、所得税とかであれば、累進課税されているので、税率構造を変えないと、逆にそれがブラケットクリープで、税収が増えるという方向に働いて、支出よりも上回る税収の増加ということが起こり得るかもしれません。さらには、消費者物価上昇率が4%だからといって、診療報酬・介護報酬も4%上げなければいけないというわけではないので、診療報酬や介護報酬の改定率が物価上昇を下回る形で収まるということが起こるとすると、税収増が上回るという効果というのは、物価上昇率が大きくなればなるほど、大きくなる。とはいえ、上昇率が10%、20%という意味ではなくて、物価上昇率が1%のときよりも、3%とか4%のときの方が、そういうことが起こりやすいということはあるかなと思います。私からは以上です。

VII. 新人口推計から考える社会政策の諸課題―年金及び認知機能低下の問題を中心に―への意見

(小澤) ありがとうございます。それでは、次に駒村先生のご報告に対するご意見・ご質問に移ります。これは、大森先生と林先生にお願いしたいと思いますが、まず、大森先生からお願いいたします。

(大森) どうもありがとうございます。大変興味深いご報告で、非常に面白く拝聴しておりました。ご質問は2点あります。まず1点目ですが、外国人の流入がこれから増加していくということが予想され、かつ人口推計でも仮定されているわけですが、日本政府として、

外国人の受け入れについて、どのようなスタンスをこれから取るべきとお考えなのかを伺いたいと思います。それから、非正規労働に関する議論がありましたが、日本の非正規労働は、社会保険も適用されない等、労働条件が悪いというところに最大の課題があるように思うのですが、いかがお考えでしょうか。

(小澤) それでは、林先生もお願いいたします。

(林) ご報告であまり触れられていなかったと思うのですが、女性労働について2つあります。ひとつは、女性の就労率が上がっている原因なのです。私自身は、実際女性のプロフェッショナルは増えているとは思いますが、女性労働の中心はやはりパート・アルバイトですし、正社員であったとしても多くが補助的な業務ではないのかなと思っています。したがって、女性の就労率が増加したといっても、それは彼女たちが望んで社会進出したというよりも、例えば、配偶者の所得が下がったり、そもそも配偶者の所得が低かったり、もしくは先ほどのご報告でもあったように、おんぶしてもらえらる適当な配偶者を見つけられないということに起因するのではないのでしょうか。そういった理由で嫌々仕事しているのではないのかなという感触を持っています。そのことについて、何か実証分析があればご教示していただきたいと思います。

いまひとつは、税制と社会保険料制度が制度として専業主婦にとどまっているインセンティブを与えており、本格的な女性の社会進出を抑制しているという、よくある議論です。これについても、多少誇張されているような議論だと思います。そもそも、年取の壁の問題は、女性の所得分布にこぶができていてという話で、収入を100万円付近で止めているパート労働者の

収入を、120万円や130万円に増やすという話であって、年収の壁が正規で働くようなインセンティブを削いでいるという話ではないと思います。そもそも、年収の壁は、全く働いていない専業主婦は関係ない話です。もちろん、正社員として働いていた女性が家庭に入って、ずっと専業主婦であるというのも日本経済にとっては毀損になると思うのですけれども、税制とか社会保障制度が、この結婚や出産を機に離職するという行動に実際に影響を与えているのか、与えているとすればどれくらいの規模なのかということについては、しっかり精査する必要があると思います。もし、そういう分析があればご教示いただきたいなと思います。以上です。

(小澤) 両先生、ありがとうございます。それでは、駒村先生からリプライをお願いいたします。

(駒村) ありがとうございます。大森先生のご質問ですが、基本的に労働者として迎え入れるか、市民として迎え入れるのかというところでございます。16万人近い方を毎年入れるというのは、過去のトレンドからの見通しで、日本政府がそういうふうにかじを切ったということを根拠にしているわけではないということは前提でございしますが、ご質問については、恐らく労働者として迎え入れるという前提で人口推計も作られているのではないかなと思います。要するに、働く期間が終わったら帰っていただくのだらうという想定だと思います。その場合は、社会保険の適用をきちんとやらなければいけないということになります。それについては、社会保険、特に、例えば年金でございしますが、現時点では、5年分については厚生年金料分などを本人負担分だけお返しして帰国いただくということになっているわけです。

一方、外国人労働者にとって医療保険がどの

くらい使えているのかどうかというのは、言語の問題もあってかなり怪しい部分もございますので、この辺は実証をしていかなければいけないかなと思います。うちの院生でも、この点、外国人労働者の医療保険の利用状況に関する研究をやっている人間がおります。言語の壁があって、医療保険を使っていないのではないかなという話もあります。

それから、市民として受け入れた場合は、子供の教育とか、言語教育を含めて、これはOECDの中でも日本はかなり状況が悪いということで、現在の言語教育の差は、将来の市民と居続けた場合は、まさに格差の原因になりますので、そこの部分、言語教育が、地方政府、自治体任せというところもございますので、この部分の費用をちゃんと考えないと大変なことになるのかなと思います。

林先生のご議論でありますけれども、これは本当はじっくり議論したいテーマであります。後半の方の研究、壁による就労時間のゆがみの部分でございしますが、これは林先生ご自身が、あとは、最近でも東大の近藤先生も検証されていますけれども、こぶはあって、100万円前後のところまでまわってはいるけれども、それは本当に、税や社会保険のゆがみの結果なのかわからない。このほか、配偶者手当なんかもさまざまあるよねということで、決定的に検証されているわけではないというのは、ご指摘のとおりかなとは思っています。

一方、働く女性に関しては、今も昔も変わっていないくて、いわゆるLカーブと言われているように、正社員で入った後は就業率が下がりっぱなしではないのか。むしろ、就業率の上昇というのは、非正規が中心になっている。年収が高い男性の配偶者は、非正規でよく、100万円程度の就労でいいと思っているのではないかなという指摘だらうと思います。しかし、こうした性別役割分業、ジェンダーギャップがあるから低賃金の男性が結婚できなくなり、未婚率、少子化が進んでいるわけです。

ジェンダーギャップ、つまり女性自身が自分の年収に期待をしていない社会を作ってしまったということで、高い賃金の男性を探すしかない。高い男性の賃金が少ないから、少子化になる。

実は、傍証があります。男女共同参画白書の令和4年の資料の中に、結婚前の女性の希望の働き方と結婚後の希望の働き方というのが、対比研究をされています。結婚というイベントで女性の将来期待、希望がどのように変化するか。フルタイムで働きたい、或いは結婚前以上の収入で働きたいというふうに結婚前に考えている女性が7割いて、パートでいいのだというのが14%、そして、専業主婦でいいのだというのが5%、いる。これが、結婚後には、フルタイムで働きたいという方が大幅に50%にまで減って、専業主婦やパートでいいという方が大幅に増えるということで、女性のキャリア形成が、結婚を機に大幅に変わってしまうのではないかと。つまり、専業主婦に対する優遇制度があり、結婚を機に認識して、自分の働き方をそっちに合わせるように修正しているのではないかと。となると、この専業主婦という扶養の範囲で働きたいというのが有利であるという制度自体を縮小しないと、女性の自分のキャリア形成に関する期待が変わらないのではないかと。そこで今のパート女性の希望とは別に、これから結婚しようという女性のキャリア形成にも影響を与えるためには、専業主婦が有利だというさまざまな制度は、基本的には縮小した方がいいのではないかとというのが私の主張でございます。

大森先生の非正規労働者に関してでございますけれども、これは今の政策の中では、適用拡大をいろいろやっています。雇用保険も、今度20時間以下にまで広げるということで、健康保険の方も広げているのですけれども、健康保険組合のヒアリングをすると、面白いのは、パート女性も、次第に壁を越えて働き始めると、割ときちんと自分の人的資本形成にもコミットするようになるのではないかとということで、自分

の健康状態や将来のプロモーションにも関心を持つのではないかと。

そういう意味では、壁と言われている問題、例えば、厚生年金の場合、106万円で20時間という制限がありますけれども、これはやめてもう基本的には労働時間10時間でも厚生年金をかけてしまう。106万円というのは、元々根拠がない。国民年金と厚生年金の保険料を比較して決めた水準で、これは元々間違っていますので、適用の範囲の月額賃金を健康保険並の5万円程度まで下げていいと思っていますので、5万円、10時間とか、そのぐらいいいかなければ、その壁は越えて、もうちょっときちんと働くことになるのではないかと。林先生が実証研究があるのかと言うと、そこはちょっとまだはっきりしない、実証しなければいけない部分だと思いますけれども、非正規労働者の方も、その壁を越えることによって、きちんと人的資本形成に関心を持っていただくとなる：この壁問題をきっかけに、正規と非正規の格差の問題も解消されていく。健康保険組合の適用拡大と人的資本の拡充の取り組みを聞いていると、そういう印象を持っております。

VIII. 資本・資産関連課税の考え方への意見

(小澤) ありがとうございます。それでは、次に、林先生のご報告に対するご意見、ご質問ということで、大森先生と土居先生にお願いいたします。では、まず大森先生からお願いいたします。

(大森) ありがとうございます。時間も少し制約されているようですので、まとめてお答えいただく形で結構ですけれども、私の質問の論点は2つあります。日本の日本の社会における公平性は、非常に大きな課題になっているわけですが先生は、その改善のために、どの点が最

も留意すべき点とお考えなのでしょうか。特に先生は資産課税、資本所得課税についてご議論いただいたので、そこに絞った形で結構ですので、ご教示いただけたらと思います。私からは以上です。

(小澤) それでは、土居先生、お願いいたします。

(土居) 私からは、資本課税に関連して、労働所得税よりも低い率の譲渡所得課税というのは、資源配分をゆがませるので、キャピタルゲイン課税を強めるという主張が論文の中ではあるのですけれども、確かに、生涯を通じて、個人所得税を負担するというのであれば、その指摘はそのとおりだと思います。けれども、譲渡所得の発生時のみを捉えて累進課税をすることだと、これはこれで、また資源配分をゆがませると思います。譲渡所得の発生は、結構、瞬時瞬時に発生する。労働所得は、長い期間働くので、長い期間かけて、それだけ労働所得を稼ぐという、所得発生のタイミングが違っていているというところで、一時的にまとまって譲渡所得が生じて、そこで譲渡所得に累進課税をすると、労働所得に累進課税するよりもより累進度が高まってしまうということがあるので、むしろ、時間を通じて平準化するという課税の仕方というのでも考えられるのではないかと思います。時間を通じて課税して、いわゆる生涯所得に近いようなものに対して累進課税するという考え方、これはどういうふうに林先生は思われるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

(小澤) 両先生、ありがとうございました。それでは、林先生からリプライをお願いいたします。

(林) どうもありがとうございます。まず、大森先生の公平性の話なのですが、公平性というのは個人によって捉え方が違うので、いろいろと注意すべきだとは思いますが、所得や資産の不平等を小さくするという観点からは、結局は自分で手に入れたと思っている所得・資産・能力というのは、個人の選択ではないかと思ってしまう部分があります。先ほど紹介した研究にも、例えば、収益率の変動の4分の3は運や不運によるという分析もありました。成功者は、その成功を自分の努力の結果と思いがちかもしれませんが、努力できるという能力を持っているかどうかは運ですね。その辺のあんばいをどう考えるかというところなのかなと思います。

世代間の資産や所得の偏りや、世代間の資産の累積を減らすにはどうしたらいいかという点については、今回の報告では触れませんでした。が、相続税よりも資産保有税の方が効果があるという結果はあります。ただ、資産保有税を経常的に課税するのは通常難しいので、やはり相続税に頼るしかない。ですから、結局は、相続税をいかに強化するかというのが肝になるのかなという気がします。ただ、資産保有税といっても、土地建物に係る資産保有税には固定資産税がありますから、固定資産税に関しては既に行政にもノウハウがあります。これをどう活用するかという余地はあると思っています。固定資産税を上げるとか言うと自治体の担当者には嫌われますが…

あとは、土居先生のお話ですが、これは2つあると思います。多分、譲渡タイミングに関しては、当然歪みは発生するでしょう。タイミングの歪みと、負担の平準化と2つ論点はあるのかなと思うのですが、タイミングはゆがみは出てきますけれども、ただ、発生主義的にキャピタルゲイン課税を行ということは、実質、資産保有税と同じことになりますので、現行の

課税当局の能力では無理かなと思います。サエズとブックマンは、徴税の電子化を進めれば何とかなのではないか、毎年、資産保有税をかけられるのではないかと議論していますが、少なくとも、現行は無理なのかなと思っています。

最後に、長期的にうんぬんという話ですけれども、僕は累進課税する必要はないと思っています。発生時点で比例税をかければいいと思うのですよね。比例税なら大凡長期的にも同じことになると思いますから。現行の20%は低いかなという気はしていますが、給与所得と同じような最高税率にせよ、という考えはございません。

Ⅷ. 地域医療制度の国際比較への意見・質問

(小澤) 林先生、ありがとうございます。それでは、大森先生のご報告に対するご意見・ご質問ということで、駒村先生と土居先生からお願いしたいと思いますが、まずは駒村先生、お願いいたします。

(駒村) ありがとうございます。大森先生のご研究も、大変いろいろ学ぶところがありました。その中で、ぜひとも、今後日本の中で議論していかなければいけないテーマとして、私的保険の扱い方ということがあると思うのです。2019年の年金改革も、公的年金だけでなく、公的年金と私的年金との一体改革になっている。

iDeCoで代表するように公的年金が下がった分だけ、私的年金を拡充する。代替的な役割をさせるということで、私的年金の拡充が進められている。一方、医療保険は、マクロ経済スライドみたいなものもないわけで、財政的には非常に厳しい。今後、私的保険をうまく公的医療保険の補完として使うべきなのか、代替として使うべきなのか、この辺は日本においては公的医療保険との関係で、私的医療保険というのはどう位置付けて、どう使うべきなのか、どう優

遇すべきなのかという点をお聞かせ願いたいなと思いました。よろしくお願いします。

(小澤) それでは、土居先生、お願いいたします。

(土居) 私からは、特に入院医療について伺います。大変お詳しい国際比較を大森先生にさせていただいて、私も大変勉強になりました。わが国でも、一部に包括払いが導入されていて、専門用語でいうところでは、DPC/PDPS。DPCというのは、診断群ということですが、その包括払いが、入院1日当たりの包括払い。これは、英語でPDPSというわけですが、それが日本の包括払いの仕方になっている。ところが、これは大森先生もよくご承知でありますけれども、外国には1入院当たりの包括払いがある。入院日数に関係なく、1入院当たりの包括払いという、英語でPPSという。そういう払い方もある。わが国では、PDPS、1日当たりの包括払いになっているので、医療機関の収入が入院日数に依存する。だけれども、1入院当たりの包括払いだと、入院日数に関係なく、1入院で幾らと決められるということになる。ただ、PPSという1入院当たりの包括払いというのは、大森先生のご説明にもありましたように、DRGという仕組みと混然一体になって一体不可分になっていると捉えられる向きがあるのですけれども、私はそうではないと思っています。日本で開発されたDPCという診断群の分類というものは尊重しながらも、1入院当たりの包括払いというものに変えていくことでうまくいくのではないかと。つまり、入院日数を長くして医療費がかさむというようなことを防げると思ったりいたします。そういう意味で、諸外国での包括払いで、良いパフォーマンスをしている国があれば、ぜひその事例をお教えいただきたいと思います。私からは以上です。

(小澤) 両先生、ありがとうございました。それでは、大森先生、リプライをお願いいたします。

(大森) ご質問ありがとうございます。まず、駒村先生からのご質問ですが、やはり、公的医療保険を考えるとときには、対象になっている国民がちゃんと利益を得るということが前提になると思います。、理論的に言うと、費用対効果の観点からの評価です。費用をかけたからには、ちゃんと効果があるような医療が選択されなければならないということで、諸外国の公的医療保険でカバーするサービスの決定の際に、徹底して費用対効果が測定されております。もう1つの視点は、公平性の観点です。費用対効果がまず保証されていて、かつ必要であれば、所得の多寡に関わりなく医療を受けられることが、公的医療保険でカバーされるサービスのもう一つの条件になっていると考えます。多くの国の公的医療保険では、明確にこの2つの基準を適用してカバーされるサービスを決定しています。

非常に特徴的なのが、費用対効果に対する考え方が浸透している点です。例えば、日本で言うと、国立保健医療科学院のような研究機関と保険者の団体、政策当局が連携して、費用対効果の科学的分析を行い公表し、公的医療保険のカバーするサービスに入れるかどうか選択をしています。ある年にカバーされているサービスも、費用対効果が実証されなかったら、公的医療保険のカバーから外すというようなことを割と明確にやっているのが、特徴的です。

お答えになっているかわかりませんが、以上です。

それから、土居先生のご質問に関してですが、DRGを導入するときに、日本のように日額払いで払っている国は、実は割と少ないです。基本的に、1入院当たりの包括払いが導入されています。ただ、DRG支払い方式は、包括払いの価格が、ちゃんと正確な費用予測を反映して

いることが必要で、各国で患者のデータを集めて、費用予測を行っています。具体的には、毎年、患者のデータからリスク属性を抽出し、費用データも取って、費用予測の方法を改善して、費用を正確に予測するための公式を開発しているのです。しかし、改善には終わりが無いというところもあって、実態としては、予測費用を高くし過ぎている側面があります。なぜならば、費用予測が、実際よりも低くなると、サービス供給者が予算オーバーになったということで、過小サービスになる可能性があり、患者に大きな損害を与えることになってしまうからです。そこで、少し緩めの包括払いになってしまっている側面は、否定できません。

ご質問の中にあった、包括払いが、どの程度患者に損害を与えず、費用抑制に役立っているかということに関しては、実証研究が結構進んできています。特に、アメリカの公立病院についての研究が、結構、ございまして、包括払い方式が費用対効果を改善したという結果が出てきています。具体的には、費用を抑えながら、かつ、死亡率が増加せず、合併症も増加しなかったという結果が出ています。アメリカの公立病院以外でも、その他、韓国とハンガリー、ポーランド等の国々でも実証研究が行われています。費用対効果が改善されたという話がある一方で、逆に駄目だというケースも、負けず劣らず多くあります。その最も大きな要因は、先ほど申し上げた費用の予測の正確性にあるのかなと思います。

あと、もう1つ、包括払い方式の負の側面があります。いわゆる不正コーディングです。DRGは、主たるDRGのコードで包括払いで医療費を払っていくということをやるのですが、患者がかかる病気は、幾つかのDRGコードを含んでいる場合が多く、包括払いを行うときには、主要なコードを選ぶのですが、適用するDRGコードを選ぶ時に、より費用償還の多いDRGコードをコーディングしていくというような、不正の例も結構見受けられるということ

であります。

あと、病院は現場でデータを持っていますので、どの病気のDRGコードが実際の費用に対して高めに価格をつけているのか、低めに価格をつけているのかを知っていることから、これはあってはならないことだと思うのですが、厳しく設定されているDRGコードに該当する患者の入院を減らし、逆にDRGコードが緩く設定されている病気の患者の受入を増やすというような実証研究の結果もあります。この様に、DRGは正の側面と負の側面の両方があります。DRG支払方式の成否は、費用予測が正確にできるかにかかっているのかなと思っております。お答えになっているかわかりませんが、以上です。

おわりに

(小澤) 大森先生、ありがとうございます。ご協力の下、進めてまいりまして、質疑応答に予定していた時間のうち、まだ4、5分ぐらいは若干残ってはいるのですが、特に今ご出席されている方々の中で質問がありましたら、Q&Aの機能を使ってお寄せいただければと思うのですが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、最後、結びの話をさせていただきたいと思います。報告に引き続きまして、活発な討論が行われましたけれども、私からは、冒頭のご挨拶の際に申し上げました3名の外部講師の方々のご報告内容につきまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。資料としては報告書の中に含まれていないものでございます。2022年の2月に最初に有村先生からご講演いただいたというお話をいたしましたけれども、タイトルが「さまざまなカーボンプライシング手法の位置付けと評価」というものでございました。カーボンプライシングの手法としての炭素税、それから排出量取引の世界における普及

状況、こういったものが紹介された後に、排出量取引における排出量削減効果であるとか、排出枠の配分方法、それから、排出枠価格の論点、そして、制度の実行可能性についての説明が順次行われておりまして、環境税における実効炭素税率、それから、炭素税収の推移、そして、いわゆる二重の配当というものの解説が与えられております。特に、二重の配当につきましては、炭素税収を必ずしも目的税的に使わなければならないわけではなく、他の税の減税に使った方が、経済を活性化し、マクロ経済的にプラスになるというご指摘が、ご自身の手掛けられた研究成果を基になされておまして、理論的に興味深いものだと思われました。それと同時に、わが国の場合は、政治主導の下で、将来的にとはいえ、こうした連携がスムーズに図れるのかなという問題も、現実的にはあるかと思っています。

それから、3月の田中教授の講演タイトルは、「ポストコロナに向けた財政の課題」というものでして、財政ガバナンスを高めるための予算制度として、何が必要であるのかということについて、税制ルール、独立財政機関、中期財政フレーム、意思決定システムの4つが重要であるとのことご指摘がなされております。そして、日本の予算制度は、財政ルールの遵守を認識させる事前のコミットメントが弱く、予測と結果を監視検証する事後のコミットメントが欠如しているとの見解が示されております。

田中先生の後半の社会保障の話では、社会保障財源について、一般財源が増えているだけではなくて、被用者が支払った保険料が自身の給付ではなく後期高齢者医療や介護保険に移転されているといった、全般的に他制度からの移転が増えているということが問題視されております。そして、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の財源構成については、保険料の割合が1、2割しかなくて、保険とは呼べるものではない、それから、財政規律も働かないのだと結論付けられております。

それから、4月の齊藤教授の講演タイトルですが、「危機時の財政金融政策と収束の可能性」というものでして、ここ四半世紀の間、日本経済が貨幣数量説からも、或いは物価水準の財政理論からも説明のつかない状況であることを理解する上で、1937年から1952年までの経済統制期が参考になると述べられています。そして、敗戦直後の物価高騰は、実はハイパーインフレではなくて、政府が1940年代後半に進めた財政再建によって財政規律を回復した結果、将来の財政余剰の割引現在価値が国債の実質残高を支えて、短期間の物価水準の修正にとどまったとのこと。つまり、水準の修正はあったのですが、それが継続的なハイパーインフレにはなっていなかったというのが齊藤先生のご主張であります。

他方、ゼロ金利環境下では、貨幣と短期国債、長期国債の区別がなくなり、政府・日銀の統合政府債務の実質残高が将来の財政余剰の割引現在価値のみならず、国債価格バブルに支えられることになって、ハイパーインフレを避けるべく、国債価格バブルを崩壊させないためには、ある程度の基礎的財政収支の改善が必要だとおっしゃっておられます。また、日本の財政金融が世界の趨勢から大きく乖離していく状況は、国債価格バブル崩壊、すなわち金利上昇のトリガーとなり得るとの懸念が示されております。重要なのは財政規律を長期的に堅持しようとする意志なのだということを強く主張されておられました。

以上、外部講師の先生方の講演内容の概略を簡単にご紹介いたしましたけれども、詳しくは『租税研究』の2022年6月号と7月号に掲載されている各論稿をご覧ください。

ところで、今少しお話をいたしました田中先生のご講演の冒頭の財政政策を巡る動きと課題に触れた箇所なのですが、BSテレビで、MMT論者の議員との対談において、お相手から、金利は上がらないから、いくらでも財政赤字を増やして構わず、日本中にスーパー堤防を張り巡

らせて、新幹線を全国隅々まで走らせるというご発言があったとのお話がありました。もし、それが事実であるとすれば、ワイズスペンディングなど考える必要がないということになりますし、そもそも財政再建を図る理由もなくなるわけです。もちろん、経済学を用いれば、経済の全てが見通せるようになって、経済に機能不全が生じれば、それに対する完璧な処方箋を提供できるなどとは到底言えません。しかし、少なくとも、経済学的にあり得ない主張を識別することはできるわけです。リズ・トラス英前首相の、「ミニ・バジェット」と呼ばれた450億ポンド規模の減税策が典型だと思います。ポンドの大幅下落を引き起こして、最短任期中で辞任することとなったのはご存じのとおりですし、トルコのエルドアン大統領の低金利が低インフレをもたらすとの持論も同様だと思います。

しかし、私たちも他国の事を笑ってはいられないのです。行動経済学の知見によれば、現状を損失局面と認識すると、人はリスク愛好的になります。現在の財政状況を続けても特に心配は要らないので、防衛費増額にしても、こども・子育て政策にしても、適当な財源に関する合意が得られなければ最後は国債に頼ればよいという政治的判断は、まさにリスクを伴うものであることを為政者も有権者も十分認識しなければならないと思います。そして、与野党の政策論争の際には、財源を明示した上で、提案の善し悪しを競う健全な姿を国民に示すことが政治家の責務であると思います。また、そうした提案の実現可能性を分析し、客観的、中立的な情報を国民に提供する公的機関の設立が、わが国でも必要とされているのかもしれない。

最後に、中立的な立場から、私たちに学問的な議論を行う貴重な機会を提供していただいた日本租税研究協会の関係者の皆さま方に深く感謝の意を表したいと思います。また、本日、最後までお付き合いいただきました皆さま方にも、改めて厚くお礼申し上げたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

資料①－ 1 ページ

2020年代の税・社会保障改革の課題

土居 丈朗
(慶應義塾大学経済学部)
<https://j.mp/TakeroDoiJ>

資料①－ 2 ページ

財政・税制

- 第1節 資産課税の考え方
- 第2節 国際的なデジタル課税の理論的基礎
- 第3節 住まいの変遷と不動産課税の財産評価
- 第4節 2020年代の税・社会保障改革の課題
- 第5節 日本経済の現状と財政金融政策の今後の道行きについて
- 第6節 膨張する財政支出の効率化：公共調達の場

2

資料①－ 3 ページ

2040年を見据えた社会保障の将来見通し

単位：兆円
(実績値) (ベースラインケース)

	2015	2018	2025	2040
年金	54.9	56.7	59.9	73.2
医療(計画ベース)	37.7	39.2	47.4	68.5
介護(計画ベース)	9.4	10.7	15.3	25.8
子ども子育て		7.9	10.0	13.1
その他	12.8	6.7	7.7	9.4
合計	114.9	121.3	140.2	190.0

資料：「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(2018年5月)、社会保障人口問題研究所「社会保障費用統計2015年」を基に筆者作成

3

資料①－ 4 ページ

2040年を見据えた社会保障の将来見通し

単位：兆円
(ベースラインケース・計画ベース)

		2018	2025	2040	対2018比
医療	計	39.2	47.4	68.5	29.3
	公費	17.1	21.6	32.2	15.1
	保険料	22.1	25.8	36.3	14.2
介護	計	10.7	15.3	25.8	15.1
	公費	5.9	8.5	14.2	8.3
	保険料	4.8	6.9	11.6	6.8

資料：「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(2018年5月)を基に筆者作成

4

資料①－ 5 ページ

2040年を見据えた社会保障の将来見通し

単位：兆円
(ベースラインケース)

		2018	2025	2040	対2018比
年金	計	52.6	58.7	70.6	18.0
	公費	13.2	14.6	17.2	4.0
	保険料	39.5	44.1	53.4	14.0
負担計	計	117.2	139.0	187.3	70.1
	公費	46.9	57.8	80.3	33.4
	保険料	70.2	81.2	107.0	36.8

資料：「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(2018年5月)を基に筆者作成

5

資料①－ 6 ページ

医療と介護で財源は工面できるのか

- ・ 将来見通しで示された「公費」、「保険料」の金額は、現行制度を維持すると仮定した上で、財源配分を示したもの
- ・ しかし、その金額が賄えなければ、給付は実現できない
- ・ では、自然体で、財源は賄えるのか。その際、年齢階級ごとの負担はどうなるか。
- ・ 賄えないなら、どの年齢層にどれだけ負担を課せばよいか

© Takero Doi

6

資料①－ 7 ページ

将来の世代別税・保険料負担の推計

- ・土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書』, 第8章.
https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2019/jinkou_report08.pdf
- ・総務省「消費動向指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」等を基に、2018年度の世帯主年齢階級1世帯当たりの消費税・社会保険料負担額を推計
- ・今後の世帯数の変動を反映して2040年度までの社会保障財源の推移を推計

© Takero Doi.

7

資料①－ 8 ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計
2人以上世帯・支出年額

世帯主年齢	消費額うち課税品目		うち8%対象品目
～29歳	4,690,988	3,722,936	754,924
30～39歳	5,471,255	4,544,337	1,013,858
40～49歳	6,275,528	5,242,809	1,227,437
50～59歳	6,518,577	5,419,834	1,276,654
60～69歳	5,559,702	4,884,538	1,335,103
70歳～	4,453,064	3,910,551	1,298,323

単位: 円。消費額は消費支出－寄付金－贈与金－仕送り金

資料: 総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書』, 第8章.

© Takero Doi.

8

資料①－ 9 ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計
単独世帯・支出年額

世帯主年齢	消費額うち課税品目		うち8%対象品目
～29歳	2,884,828	2,273,415	359,940
30～39歳	3,219,801	2,444,067	433,853
40～49歳	3,324,583	2,615,948	509,144
50～59歳	3,163,482	2,618,294	547,292
60～69歳	3,032,728	2,567,485	647,177
70歳～	2,552,814	2,224,190	683,743

単位: 円。消費額は消費支出－寄付金－贈与金－仕送り金

資料: 総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書』, 第8章.

© Takero Doi.

9

資料①－10ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計
総世帯・支出年額

世帯主年齢	消費額うち課税品目		うち8%対象品目
～29歳	3,239,801	2,558,296	437,568
30～39歳	4,970,432	4,077,143	884,839
40～49歳	5,663,377	4,697,887	1,078,433
50～59歳	5,529,398	4,593,859	1,061,617
60～69歳	4,839,494	4,224,159	1,139,039
70歳～	3,716,968	3,257,308	1,060,254

単位: 円。消費額は消費支出－寄付金－贈与金－仕送り金

資料: 総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書』, 第8章.

© Takero Doi.

10

資料①－11ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費支出の推計
調整集計世帯数(10000対比)

世帯主年齢	総数	単独世帯	2人以上世帯
～29歳	509	409	100
30～39歳	860	191	669
40～49歳	1568	325	1243
50～59歳	1689	498	1191
60～69歳	2140	610	1530
70歳～	3234	1253	1981
合計	10000	3286	6714

資料: 総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書』, 第8章.

© Takero Doi.

11

資料①－12ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり消費税負担額の推計

総世帯・消費税負担額

単位: 円

世帯主年齢	8%対象品目	10%対象品目	年額
～29歳	32,412	196,364	228,776
30～39歳	65,544	295,584	361,127
40～49歳	79,884	335,135	415,019
50～59歳	78,638	327,059	405,698
60～69歳	84,373	285,659	370,033
70歳～	78,537	203,431	281,968

資料: 総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計

土居文朗 (2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書』, 第8章.

© Takero Doi.

12

資料①－13ページ

世帯主年齢階級別1世帯当たり負担額の推計 総世帯(2018年)			
世帯主年齢	所得税	個人住民税	社会保険料
～29歳	120,739	144,457	496,447
30～39歳	287,079	265,556	826,307
40～49歳	452,471	343,786	996,689
50～59歳	491,934	404,681	1,083,383
60～69歳	244,021	184,678	565,423
70歳～	131,637	105,163	360,214

単位:円。所得税には、復興特別所得税を含むが分離課税される利子所得・配当所得・譲渡所得に課される所得税を除く。

資料:厚生労働省「国民生活基礎調査(2018年)」を基に筆者推計
出典:土居丈朗(2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書」,第8章。

© Takero Doi. 13

資料①－14ページ

世帯主年齢階級別世帯数の将来推計 単独世帯数(単位:千世帯)						
世帯主年齢	2018	2020	2025	2030	2035	2040
～29歳	3645	3627	3509	3307	3134	2957
30～39歳	2370	2294	2150	2130	2065	1955
40～49歳	2550	2513	2266	2063	1923	1891
50～59歳	2461	2648	3078	3105	2755	2497
60～69歳	2763	2646	2781	3224	3723	3724
70歳～	5218	5614	6176	6424	6632	6918
合計	19007	19342	19960	20254	20233	19944

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」
出典:土居丈朗(2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書」,第8章。

© Takero Doi. 14

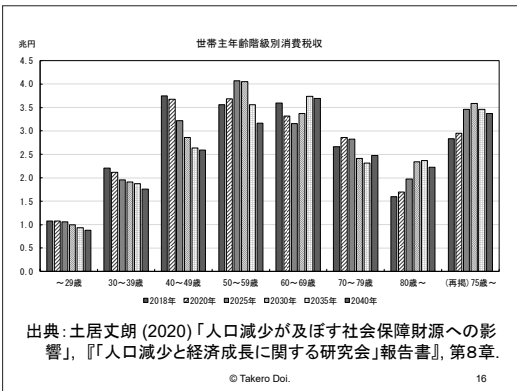
資料①－15ページ

世帯主年齢階級別世帯数の将来推計 その他世帯数(単位:千世帯)						
世帯主年齢	2018	2020	2025	2030	2035	2040
～29歳	1022	1021	1038	967	897	831
30～39歳	4205	4030	3703	3603	3534	3312
40～49歳	6822	6674	5824	5147	4721	4641
50～59歳	6251	6424	7020	6971	6096	5408
60～69歳	6949	6362	5921	6174	6785	6665
70歳～	9633	10254	10651	10368	10049	9955
合計	34883	34764	34156	33230	32081	30813

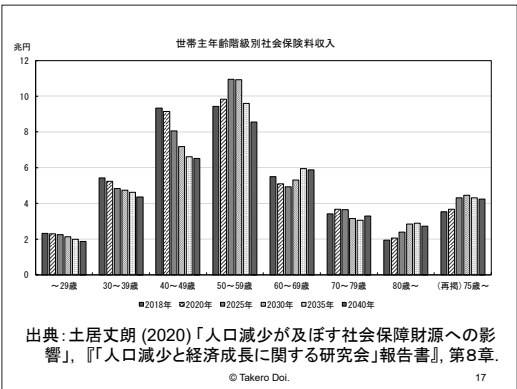
資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」
出典:土居丈朗(2020)「人口減少が及ぼす社会保障財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書」,第8章。

© Takero Doi. 15

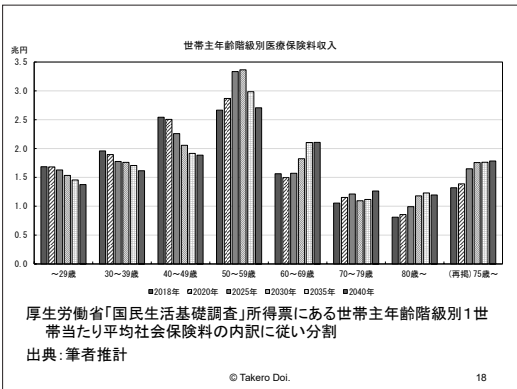
資料①－16ページ



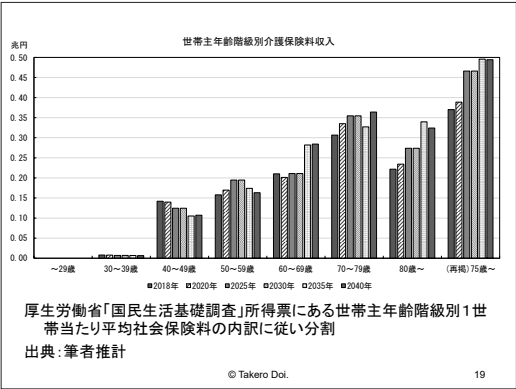
資料①－17ページ



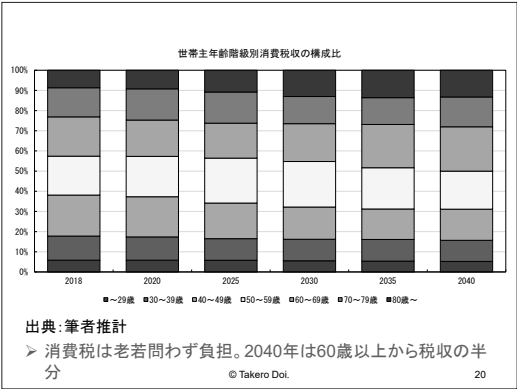
資料①－18ページ



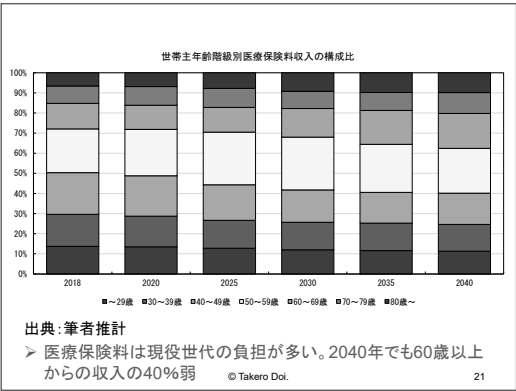
資料①－19ページ



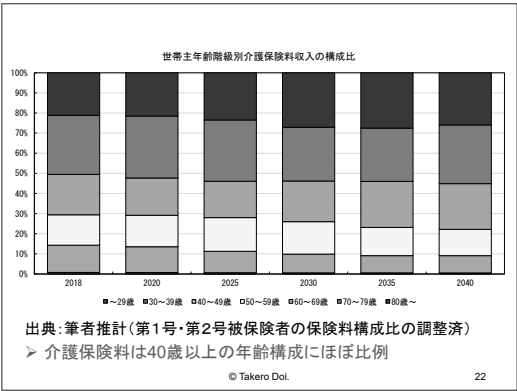
資料①－20ページ



資料①－21ページ



資料①－22ページ



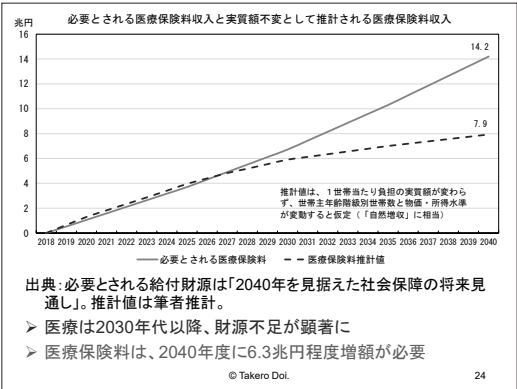
資料①－23ページ

医療と介護で財源は十分賄えるか

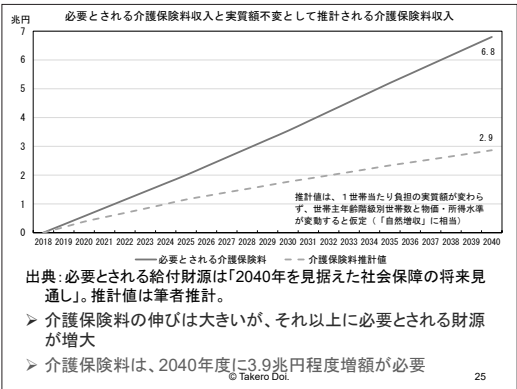
- これまでは、世帯主年齢階級別1世帯当たり実質負担額を不変と仮定
- これに加えて、世帯主年齢64歳以下の世帯の1世帯当たり名目負担額は名目成長率で、65歳以上の世帯は消費者物価上昇率で延伸
- 2018年度以降の公費負担の増加はすべて消費税で賄うと仮定（税率上げなしと仮定）
- 「自然増収」のみで賄うとすれば、給付財源は十分に確保できるか？

© Takero Doi. 23

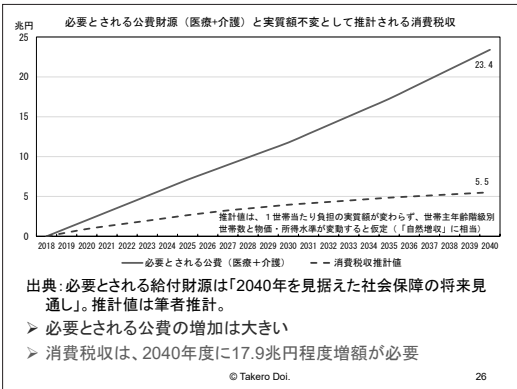
資料①－24ページ



資料①－25ページ



資料①－26ページ



資料①－27ページ

今後の医療と介護の財源確保

- ・ 給付の効率化・重点化がますます重要。その上で...
- ・ 医療も介護も、消費税による税（公費）財源の確保は、負担の世代間格差を緩和できる
- ・ 医療では、現役世代への負担が過重で、後期高齢者医療の保険料財源の確保が重要。支援金依存は限界
- ・ 介護は、年齢構成に合わせた保険料負担は適切に機能するが、給付の増大に追いつかない。給付を抑制しないなら、負担は相当増大

© Takero Doi. 27

資料②－ 1 ページ

「新人口推計から考える
社会政策の諸課題」
—年金及び認知機能低下の問題を中心に—

慶應義塾大学経済学部教授
駒村康平

資料②－ 2 ページ

総論：社会保障

➤1. SDGs と日本の財政：理論的考察
➤2. コロナ禍における超過死亡・超過生存が財政に与える影響
➤3. 地域医療制度の国際比較
➤4. 新人口推計から考える社会政策の諸課題

Copyright © 2023Shohei Komamura All Rights Reserved

2

資料②－ 3 ページ

新人口推計から考える社会政策の諸課題

・1: 少子高齢化の深刻化
・2: 外国人労働者の影響
・3: 寿命の伸長と認知機能の低下問題
・4: 年金改革の選択肢

Copyright © 2023Shohei Komamura All Rights Reserved

3

資料②－ 4 ページ

所得間で大きく異なる男性の有配偶率

男性では年収が下がるほど未婚率が上がる傾向

(1)男性(30代有配偶) (2)女性(30代有配偶)

(備考) 1. 総務省「国勢調査基本調査」により作成。
2. 左表は2015年国勢調査をもとに、右表は2015年国勢調査をもとに作成。
3. 右表は2015年国勢調査をもとに作成。
4. 右表は2015年国勢調査をもとに作成。
5. 右表は2015年国勢調査をもとに作成。

出典：令和5年経済財政白書

資料②－ 5 ページ

女性の期待と現実の差

出典：令和5年経済財政白書

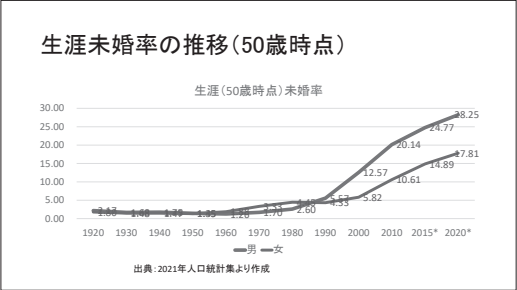
資料②－ 6 ページ

合計特殊出生率は低下

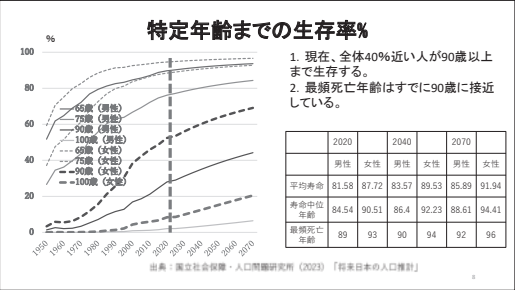
図4-1 合計特殊出生率の推移、出生中絶、高齢・高齢（死亡中絶）推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

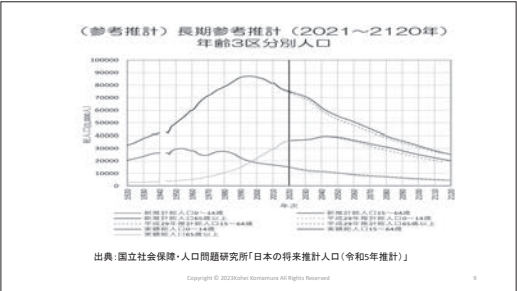
資料②ー 7 ページ



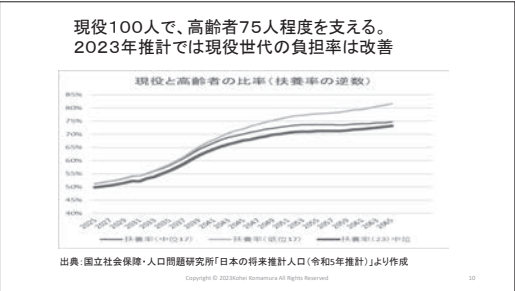
資料②ー 8 ページ



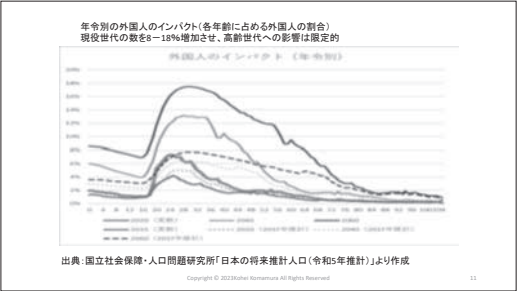
資料②ー 9 ページ



資料②ー10ページ



資料②ー11ページ



資料②ー12ページ

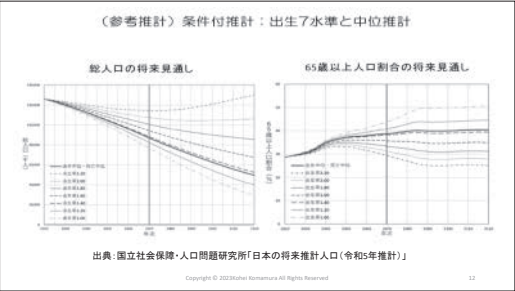


Figure 1 consists of two line graphs. The left graph, titled '総人口の将来推定' (Future Projection of Total Population), plots population in millions (100万人単位) on the y-axis (80 to 140) against years on the x-axis (2015 to 2065). It shows several downward-sloping lines representing different projection scenarios, with a legend listing various models like 'IMR2015 (IMR2015)', 'IMR2015 (IMR2015)', etc. The right graph, titled '65歳以上の人口割合の将来推定' (Future Projection of the Ratio of Population aged 65 and over), plots the percentage ratio on the y-axis (20 to 35) against years on the x-axis (2015 to 2065). It shows several upward-sloping lines, with a legend listing models like 'IMR2015 (IMR2015)', 'IMR2015 (IMR2015)', etc. Both graphs include a vertical line at 2025.

年齢別のMCIおよび認知症の有症率

高齢者におけるMCIまたは認知症の年齢階級別有症率のイメージ

年齢階級	男性 (%)	女性 (%)
65-69	~8	~6
70-74	~10	~8
75-79	~25	~20
80-84	~40	~30
85-89	~65	~55
90-94	~95	~85
95+	~100	~90

出典：東京都健康長寿医療センター 夏田主一「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討資料」
Copyright © 2022Hokkaido University All Rights Reserved

Figure 1 illustrates the progression of Alzheimer's disease across three stages: Preclinical AD, Prodromal AD, and Dementia. The Y-axis represents Cognitive function. Two curves are shown: Subjective Cognitive Decline (solid line) and Objective Cognitive Decline (dashed line). Subjective decline begins in the Preclinical AD stage, while objective decline begins in the Prodromal AD stage. A red circle highlights the period where subjective decline is present but objective decline is not yet detectable, labeled as "Subjective cognitive decline without detectable objective cognitive decline".

年齢とメタ認知の問題

1. 年齢とともに車の運転に関する自信が上昇する。

2. 年齢とともにヒアリ・ハットを経験しなくなる。

3. 高齢者の自動車事故の発生率は若い世代の2から3倍
→自分自身の運転能力を把握できなくなっている。

年齢	運転に自信がある (%)	ヒアリ・ハットある (%)
20-29	40	65
30-39	45	62
40-49	40	64
50-59	52	55
60-64	55	48
65-69	58	45
70-74	60	42
75-79	62	41
80+	70	40

出典「MS&ADインターリスク&研経研社」『高齢者の自動車運転に関する実態と意識』(2021年)より著者作成。

16

[illegible]

未対応の問題：配偶関係別死亡年齢格差

2040年を乗り越えるためには

- 1: 長く働く。70歳までの雇用確保
- 働くことにより健康維持、認知機能維持効果
- 孤独・孤立を回避する。
- 2: フルタイマーに近い状態で働く。
- 女性の能力をより生かす社会。
- 2階建て年金を受け取れる高齢者を増やす

Copyright © 2023 Global Nomads All Rights Reserved

19

資料③－ 1 ページ

資本・資産関連課税の考え方

林 正義
東京大学 大学院経済学研究科・経済学部 教授
討論会：「ポストコロナ時代の税・財政と社会保障」
租税研究大会 2023年9月19日（オンライン）

1

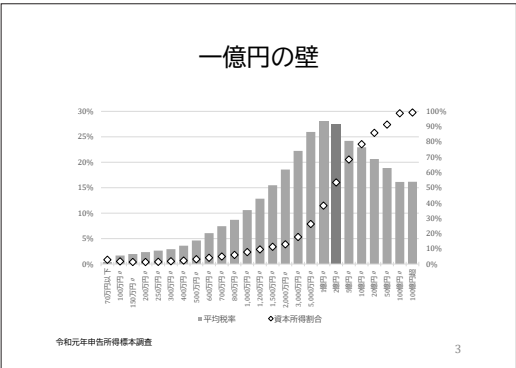
資料③－ 2 ページ

資本・資産関連課税の強化？

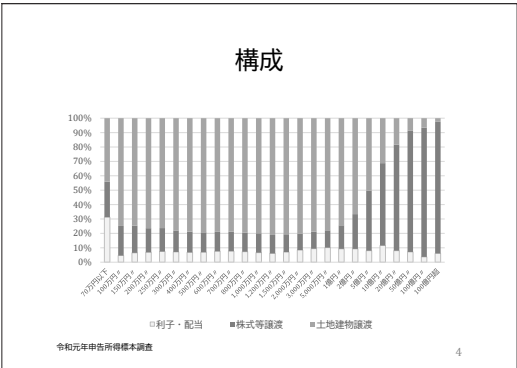
- ・欧米：ごく一部の高額所得者に多額の資産が集中
- ・日本：1億円の壁←資本所得への20%課税
- ・資本・資産課税の強化？

2

資料③－ 3 ページ



資料③－ 4 ページ



資料③－ 5 ページ

一億円の壁：留意点

- ・国税の申告納付分のみ、申告しても還付対象となると調査対象にはならない。
- ・譲渡益の割合が大きい。
- ・金融機関で源泉徴収される利子及び配当の95%は含まれない。
 - ・源泉所得税の配当支払額29兆円、うち家計が得る配当は約8兆円（株式の家計保有額から案分）、うち1.3兆円が申告される。
- ・所得1億円までは土地建物譲渡の割合が大きく、1億円を超えて株式等譲渡の割合が急増。

5

資料③－ 6 ページ

資本・資産関連課税に関する幾つかの研究の紹介

6

資料③－ 7 ページ

資本所得課税か資本保有税か(1)

- ・ 収益率（ r ）の大小が個人の資産運用能力による場合、資産課税は資本所得課税よりも効率的（Guvenen et al. 2019）
 - ・ 資産運用能力の高低の影響は、資産課税後の収益率のほうに現れやすい。
 - ・ 資本所得課税を資産課税に換えると効率性が8%向上
- ・ 収益率（ r ）の大小が、資産運用能力ではなく、その時の運・不正・独占・寡占等による超過利潤（レント）による場合、レントに課税することのほうが望ましい＝資本所得課税が望ましい（Rothschild and Scheuer 2016）
 - ・ 異常な収益率の変動は資産価値に資本化しないため資本課税では課税できない。一方、資本所得税では収益変動も反映できるので課税が可能（レントに課税できる）。
- ・ 能力が運（レント）か？
 - ・ ノルウェーの税務データを用いた研究では、収益率の変動の約1/4が個人属性（能力）、約3/4が運・不運によって説明される（Fagereng et al. 2020）。

7

資料③－ 8 ページ

資本所得課税か資本保有税か(2)

- ・ 資産保有課税の経常的な実施は困難が伴う。
 - ・ 評価：未上場株式や実物資産の評価を行うには大きなコストが発生。
 - ・ 遁脱：資産隠しによる租税遁脱。
 - ・ 流動性：多額の資産保有者が必ずしも多額の可処分所得を有する訳ではない（現金による納税が難しい）。
- ・ 資産保有課税（固定資産以外）をする国は減少。
 - ・ 欧州：12カ国（1990年）→4カ国（2018年）
- ・ 効率性の観点からは資本所得課税に分がある？

8

資料③－ 9 ページ

キャピタルゲイン課税 (1)

- ・ キャピタルゲインと譲渡所得
 - ・ キャピタル・ゲイン課税：本来は保有資産の増分への課税＝発生主義（accrual basis）＝資本保有課税と同様、定期的な資産評価は難しい。
 - ・ 実際は現金主義（cash basis）的に資産取引時に実現する譲渡所得を対象＝譲渡所得課税
- ・ キャピタルゲイン課税の効果
 - ・ 租税回避：他の所得区分との税率差を利用して租税回避行動をとる（income shifting）。
 - ・ ロックイン効果：譲渡所得に対する税率を上げると、資産保有者が譲渡を避けるようになるので、資産の流動化が阻害される。
 - ・ スタートアップ抑制：創業者が上場前に保有していた株式の譲渡に対する課税は、創業者利得への課税となり、新規事業の芽を萎むことになる。
 - ・ 財政的国外逃亡（fiscal expatriation）：譲渡所得への税率を上げると、資産家は当該税率が低く抑えられている国へ投資・移住する。

9

資料③－10ページ

キャピタルゲイン課税 (2)

- ・ 租税回避
 - ・ 多くの研究において、納税者は譲渡所得と他の所得の間の税率差に反応（income shifting）していることが示されている。
 - ・ 労働所得課税より低率の譲渡所得課税はincome shiftingにより資源配分を歪ませるので、増税によりその歪みを矯正できる（Sarin et al. 2021）。
 - ・ income shiftingによる税収減は無視できない（Advani 2021）
- ・ ロックイン効果（米国）
 - ・ ロックイン効果は小さく、反応期間を長く取るとさらに小さくなる（資産はいつか必ず譲渡される）
 - ・ 税率弾力性：0.72（2年間: Dowd et al. 2015）、0.3～0.5（10年: Agersnap and Zidar 2021）
 - ・ 譲渡所得税収を最大化する税率は38～47%（Agersnap and Zidar 2021）

10

資料③－11ページ

キャピタルゲイン課税 (3)

- ・ スタートアップ抑制
 - ・ 米国のキャピタルゲイン減税（2018年）スタートアップ株式（Qualified Small Business Stock）の譲渡益の控除率が75%100%へ＝スタートアップへの資金提供が12%増加。その代わりはマネジメント能力が高い企業ほど大きい。投資家は当該減税の恩恵の3分の1を享受（Edwards and Todtenhaupt 2020）。
 - ・ 抑制効果の主張は割りに引いて表えるべき（Sarin et al. 2021）。労働所得課税より低率の譲渡所得課税はincome shiftingにより資源配分を歪ませるので、増税により、その歪みを矯正できる場合もある。そもそも譲渡所得課税を考慮して創設が行われるとは考えにくい。フェイスブックの創業時にザッカーバーグは譲渡時の課税を懸念したのか。
- ・ 財政的国外逃亡（fiscal expatriation）
 - ・ 残念ながら実証分析はない。
 - ・ 日本の場合、出国税（国外に移住する際に、株式の有価証券が譲渡されたら見なし、その含み益に譲渡所得税分を課税）が存在するので、譲渡所得への増税を理由に海外へ移住しようとする資産家は少ないのでは。

11

資料③－12ページ

相続税と同族事業の承継 (1)

- ・ 相続税は同族事業の承継を抑制する
- ・ Brunett (2006)
 - ・ 1982年の米国の税制変更を利用。
 - ・ 1%の税負担増は、0.85～1.61%の事業売却確率の増加
- ・ Tsoutsoura (2015)
 - ・ ギリシャにおける減税を利用：2002年に20%から1.2%（一等親）又は2.5%（二等親）へ。
 - ・ 同族間承継が非同族と比べ63%以上増加。

12

相続税と同族事業の承継 (2)

- ・ 相続税減免により事業が円滑に承継され、その承継事業の成績が伸びたとしても、必ずしも望ましい結果につながるとは限らない。
- ・ デメリット
 - ・ 同族企業は非同族企業より生産性が低い (森川 2008, Saito 2008)
 - ・ 創業者時代は非同族企業よりも経営成果が良いが、創業者の妻子を含む血縁者に承継されると事業成績が落ちる (Mehrotra et al. 2013)
- ・ メリット
 - ・ 同族事業の廃業や非同族への売却と比べ、同族間の事業承継は低い取引費用で済む
- ・ 相続税の減免→同族間の事業承継を促進
 - ・ 生産性の減少と取引費用の減少

13

相続税と同族事業の承継 (3)

- ・ Grossmann, V., Strulik, H., 2010. Should continued family firms face lower taxes than other estates? *Journal of Public Economics* 94(1/2), 87-101.
 - ・ 同族の事業承継のメリットとデメリットを前提にして、ドイツ経済を前提とした数値シミュレーション
 - ・ 能力の低い者が事業承継する場合、相続税の軽減は一国経済を毀損する。
 - ・ 無条件に適用される相続税の減免は望ましくない。
- ・ 事業承継税制
 - ・ 実質的に事業承継に係る相続税・贈与税が全額免除→止めた方がよい
 - ・ 事業承継税制とは別にM&Aによる承継への支援も準備されているが、税制においても一様に全タイプの承継を促すのではなく、非同族による外部承継を促進する形で減免措置を再設計？

14

資料④－ 1 ページ

地域医療制度の国際比較

大森正博（お茶の水女子大学）
於 租研大会
2023年9月19日

資料④－ 2 ページ

医療制度の国際比較の意義

- ・国により医療制度の多様性はあるが、理論的に合理性のある施策を採用している。国により、歴史的経緯などによって施策の選択が異なることから、国による医療制度の多様性が生まれる。
- ・どのような条件（政治体制、公平性に関する考え方等）が選択に影響を与えるか、が医療制度の国際比較の重要な研究関心の一つだが、各国がどのような合理的選択をしているか、を知るだけで、我が国の制度選択を相対化することができる。
- ・比較対象国は、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、英国とする。

2

資料④－ 3 ページ

医療制度の課題

- ・効率性（Efficiency）……「市場の失敗」への対応
- ・主として、「情報の非対称性」に発する非効率性。
- ・公平性（Fairness）……費用・便益のバランス、世代間移転
- ・①－1 価格規制
- ・①－2 一部負担
- ・② 費用償還方法
- ・③ 「規制された競争（Regulated Competition）」
- ・④ 医療連携

3

資料④－ 4 ページ

- ・⑤ 公的医療保険の財政
- ・⑤－1 「ソフト・バジェット（Soft budget）」問題
- ・⑤－2 世代間移転、世代内移転
- ・⑤－3 保険のあり方
- ・⑤－4 「社会保険方式」と「税方式」
- ・⑤－5 自己負担と私的保険

4

資料④－ 5 ページ

①－1 価格規制

- ・(1) GP（家庭医）・専門医サービスと病院サービス、医薬品ともに公定価格があるが、実際の価格は、サービス供給者と購入者（保険者、国、地方公共団体）との交渉で決まる場合が多い。
- ・(2) 病院サービスの価格・病院の資本部分
- ・1 DRG(Diagnosis-related Group) Paymentを導入。（②費用償還で言及する「包括払い」）
- ・→ 「交渉力」のコントロール、価格つり上げの抑制
- ・オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン
- ・2 「病院予算制度」を導入（主として施設（入院病床を含む）・医療機器等の資本について）。→ 入院サービス、高度医療機器の利用をコントロール
- ・オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン

5

資料④－ 6 ページ

①－2 一部負担

- ・(1) GPサービス等の一次医療 低くして受診しやすくしている。
- ・カナダ、ドイツ、イタリア、オランダ、英国、オーストラリア（Bulk-billingを90%以上採用。）は無料。
- ・(2) 専門医サービス、病院サービスは、一部負担を導入している国が多い。
- ・(3) 入院外処方薬 一部負担を導入。カナダは全額自己負担にする
- ・代わり、私的医療保険を導入。
- ・(4) 成人歯科医療
- ・全額自己負担（オーストラリア）か、自己負担が大きく、カバーしているサービスが少ない国々が多い。

6

資料④－ 7 ページ

②費用償還方法

- ・ (1) GPサービス、病院サービスは、包括払い (Prospective Payment) を選択する国が多い。
- ・ 人頭 (Capitation) 払い GPサービス
 - ・ ドイツ、イタリア、オランダ、英国、スウェーデン
- ・ DRG (Diagnosis-related Group、診断群分類) 病院サービス
 - ・ 対象国全て。
 - ・ → サービス供給者に費用節減のインセンティブ。
 - ・ しかし、うまく機能するためには、費用予測の正確性が必要。
- ・ (2) 専門医サービスは、出来高払い (Fee For Service) が主流である。ドイツは、一部のサービスに人頭払い方式。

7

資料④－ 8 ページ

- ・ (3) 病院の資本部分については、病院予算・補助金プログラムを採用する国が多い。
- ・ 適用基準は病院機能を果たすことであり、設立主体を問わず適用される。補助金プログラム フランス ドイツ
- ・ → 固定費用に対する補助と同時に、病床規制 (入院サービス)、高度医療機器の規制。
- ・ (4) 成果払い方式 (Pay for Performance、P4P) は、医療の質を高めるために、主としてGPサービス等の一次医療で採用され始めている。
- ・ 例：英国の一次医療。

8

資料④－ 9 ページ

③ 規制された競争 (Regulated Competition)

- ・ 保険者を、患者の医療サービスの購入の代理人として、医療サービス供給者と交渉をさせることで医療サービスの需給の効率化を図る。.....「保険者機能」
- ・ 保険者は、医療サービスの価格、品質について、医療サービス供給者と個別に自由に交渉できる。
- ・ 保険者は、予め国全体で徴収された所得比例保険料をプールした中から、加入してきた患者 (被保険者) のリスクに応じて、1年間の医療費予算を受け取る。
- ・ 保険者は、赤字が出た場合には、定額保険料を患者 (被保険者) から徴収する。
- ・ 患者 (被保険者) は、医療サービスの価格、品質、定額保険料によって、保険者を自由に選ぶことができる。
- ・ → 保険者は、価格を抑えた、品質の高い医療サービスを、定額保険料を低くして提供しようとするため、医療サービスの需給が効率化される。

9

資料④－10ページ

④医療連携

- ・ (1) 一次医療 (主としてクリニックにおける診療)、二次医療 (病院における診療)、三次医療 (病院における高度医療、救命救急医療) の分業を促進する。
- ・ (2) 一次医療が、患者の健康管理、二次医療以後の医療サービスへのガイダンス役を担う方向性が定着。
- ・ (3) ほぼ全ての国で、一次医療を担う医師の専門科 (GP、General Practitioner) を導入。
- ・ (4) 公的医療サービスを利用する場合には、一次医療の受診を義務づけるGPシステムを導入する国が少なくない。
- ・ オーストラリア、カナダ、オランダ、英国
- ・ (5) 人口あたりGP数を増加させるなどして、一次医療の利用をしやすいすると同時に、病院サービスなど二次医療の供給をコントロールする。

10

資料④－11ページ

④医療と介護の連携

- ・ (1) 高齢者の医療需要が高まり、高齢者医療の比重が高まっていく中で、医療サービスと介護サービスの連携は重要になってくる。
- ・ 病院 → 介護老人保健施設 → 自宅
 - ・ 在宅医療
 - ・ 在宅介護
 - ・ → 介護老人福祉施設
- ・ (2) 高齢者医療、精神保健など、「療養」「リハビリテーション」、「介護」が重要なサービスを医療とそれ以外の部門でどの様に連携していくか、「Long-term Care」のあり方。
- ・ (3) 介護サービスも、サービス受給者 (患者) が選択に必要な情報を十分に持っていないので、代理人としてサービスの選択を行う主体が必要。ケアマネージャー。
- ・ (4) 各国は、日本という「地域包括支援センター」のソーシャルワーカー (のチーム) に介護サービスのガイダンスの役割を担わせている。専門性の高いソーシャルワーカーが、連携において重要な役割を果たしている。

11

資料④－12ページ

⑤公的医療保険の財政

- ・ 保険は、保険料をリスク関連にすることで保険財政を維持できる。
- ・ 公的医療保険は、保険料をリスク関連ではなく、所得関連にしていることにより、赤字を宿命づけられている。
- ・ ⑤-1「ソフト・バジェット (Soft budget)」問題
 - ・ 租税財源による補助金 (多くの国が採用。)
 - ・ 日本の場合、医療給付費の割合で決定。
 - ・ 例：国民健康保険 41% 協会けんぽ 16.4%
 - ・ 後期高齢者医療制度
 - ・ 給付費等の50%を国、都道府県、市町村が4:1:1で補助。
 - ・ → 給付費が増加すれば、補助金も増加する。
 - ・ (「ソフト・バジェット」問題)

12

資料④ー13ページ

・「ソフト・バジェット」問題への対策 ・ 年度内の公的医療費を予算化。 ・オランダの例： ・ 超過した分は、被保険者が定額保険料として、所得比例保険料とは別途負担することで公的医療費の予算を厳守する。	13
---	----

資料④ー14ページ

・⑤ー2 世代間移転、世代内移転 ・後期高齢者医療制度 ・ 給付費等の40%を主として現役世代が加入する健康保険から後期高齢者支援金。 ・→ 世代間移転 ・ 高齢者のみを被保険者にした公的医療保険は希。 ・課題：世代間移転の縮小・世代内移転の拡大	14
--	----

資料④ー15ページ

・⑤ー3 保険のあり方 ・ 大数の法則、保険事務費用に関する規模の経済性を効かせるために被保険者を統合し、保険の規模を大きくする必要。調査対象国で、日本のように被保険者数が多い国は少ない。 ・ 年齢で被保険者を区分している国は極めて少ない。 ・ 後期高齢者医療制度は、平均的なリスクの特に高い人々のみを被保険者とした保険であり、現役世代の保険と統合することが望ましい。（高齢者のみを被保険者とした公的医療保険制度の採用事例は、世界の国々でも極めて少ない。） ・公的医療保険の課題：保険者の統合	15
--	----

資料④ー16ページ

・⑤ー4 「社会保険方式」と「税方式」 ・「税方式」を採用する国も多い。 ・ オーストラリア、カナダ、イタリア、英国、スウェーデン ・ 財源は、所得税等に加えて、消費税・VAT（付加価値税）などに依拠。 ・「社会保険方式」を採用している国は、所得比例保険料を採用している。 ・ 所得税…… 社会サービスに対する料金 ・ 所得比例保険料…… 医療サービスの給付の権利を得るための負担。	16
---	----

資料④ー17ページ

・保険料・税の賦課ベース ・ ①所得 オーストラリア、フランス、ドイツ、オランダ、スウェーデン、UK ・ *フランスは、制度上は全て使用者負担。 ・ ②資産 カナダ フランス、（オーストラリア） ・ フランス……保険料は所得税。CSGは、資産も含めた広範な課税ベース。 ・ ③消費 オーストラリア（GST）、カナダ、イタリア、UK ・ ④法人所得 イタリア （オーストラリア） ・ 所得が中心であるが、消費税・VATを導入しているところもあり、資産課税に踏み出したフランスのような国も出てきている。	17
--	----

資料④ー18ページ

・⑤ー5 自己負担と私的保険 ・ 両者を合わせたものが、「私的負担」と考えると、「私的負担」は相対的に大きい。 ・ オーストラリア 約17% カナダ 約30% フランス約21% ・ ドイツ 約15% イタリア 約20% オランダ 不明 ・ スウェーデン 約17% UK 不明 ・ 参考：日本 約12%（2020年） ・私的保険 イタリア スウェーデンでは発展していない。（イタリアは、私費医療を利用する人々が加入している傾向。） ・ その他の国々では、相対的に大きな役割。 ・ 国によって異なるが、歯科医療、入院外の処方薬、専門医のサービス等の自己負担等をカバーする役割。	18
--	----

資料④－19ページ

•ご清聴ありがとうございました！

19

ポストコロナ時代の税・財政と社会保障

令和5年9月

公益社団法人 日本租税研究協会

(目次)

はじめに	・・・1
第1章 財政・税制	
〔総論〕	・・・5
〔各論〕	
第1節 資産課税の考え方	・・・8
第2節 国際的なデジタル課税の理論的基礎	・・・10
第3節 住まいの変遷と不動産課税の財産評価	・・・13
第4節 2020年代の税・社会保障改革の課題	・・・16
第5節 日本経済の現状と財政金融政策の今後の道行きについて	・・・20
第6節 膨張する財政支出の効率化：公共調達の場合	・・・23
第2章 社会保障	
〔総論〕	・・・27
〔各論〕	
第1節 SDGsと日本の財政：理論的考察	・・・30
第2節 コロナ禍における超過死亡・超過生存が財政に与える影響	・・・33
第3節 地域医療制度の国際比較	・・・35
第4節 新人口推計から考える社会政策の諸課題	
一年金及び認知機能低下の問題を中心に―	・・・38
おわりに	・・・43

はじめに

慶應義塾大学名誉教授 小澤 太郎

政府は6月13日に、こども・子育て政策の基本的考え方を提示する「こども未来戦略方針」を決定した。そこでは、徹底した歳出改革を進める事で実質的な追加負担を生じさせない事を旨とし、この政策の為に財源確保を目的とした消費税率等の増税はないと明言されている。そして、安定財源を確保（2028年度までを予定）するまでの間、必要に応じても特別公債を発行するとの事である。

他方、防衛財源確保法が6月16日参議院本会議で成立し、防衛費増額に対処すべく4.6兆円の増外収入が確保された。但し、税外収入、決算剰余金、歳出改革だけでは防衛費増額分を賄うには十分でないが、政府によれば不足分は増えれば法人税、所得税、たばこ税を増税して確保する（恐らく25年以降）との事である。こちらについては、特命委員会により国債60年償還ルールの見直しが検討された事もあり、こうした「財政創電」を利用した手法がいつ何時利用されないとも限らない点に注意が必要であろう。

今回は衆議院の解散時期についての使題もあり、政府・与党として財源確保の為の増税を前提にし難かった事情があったにせよ、上記の支出増について財源に関する議論が不十分であったという良いはずはなく、議論が持ち越される事で最終的には国債に頼る構図が現実味を帯びてくる事を深刻に受け止めねばならない。

ところどころ、現在既に新型コロナウイルス感染症の位置付けが2期担当から5類に変更され、わが国も否応無くポストコロナ時代を迎えつつあるが、そうなる以前のより早い時期からコロナ後を見据えて、税・財政と社会保障の問題を再点検する必要があるというのが我々の問題意識であった。そこで2021年11月11日に開催した新シリーズ初回の研究会で「ポストコロナ時代の税・財政と社会保障」を全体テーマとする事を決定し、6名のメンバー（小澤、國枝、土居、中里、林、山重）による12月8日の新年度総会「ポストコロナにおける財政再建の道筋」『租税研究』2022年2月号掲載）を経て、翌年の2月より夏や年末年始の時期を除いて、月に1回のペースで研究会を開催し、財政経済研究会のメンバー間で研究発表や討論を重ねてきた。そして、こうした研究会で得られた学問的成果をまとめたものが本報告書である。

但し、研究発表の最初の3回は、外部講師の方をお招きして開催された。2月10日の会合では、経済産業研究所のファカルティフェローでもおられる早稲田大学政治経済学術院の有村俊秀教授、3月10日の会合では、明治大学公共政策大学院の田中秀明専任教授、4月14日の会合では、名古屋大学大学院経済学研究科の齊藤誠教授にそれぞれご講演頂いた。そこで、報告書の内容に入る前に、上記の外部講師の方々のお話について、ごく簡単に触れておく事にしたい。

2月の有村教授の講演タイトルは「さまざまなカーボンプライシング手法の位置付けと評価：日本での導入に向けて」であり、カーボンプライシングの手法としての炭素税や排出量取引の世帯における善及状況が紹介された後に、排出量取引における排出量削減効果、排出枠の配分方法、税収の論点、制度の持続可能性についての説明や、環境税における実行炭素税率、炭素税収の推移、税収の使い道、いわゆる二重の配当の解説が与えられている。特に、二重の配当については、炭素税収を必ずしも目的税的に使わなければならない訳ではなく、法人税、消費税、所得税等の他の税・減税に使った方が経済を活性化し、マクロ経済的にプラスになるとの指摘がご自身の手掛けられた研究成果等を基になされており、理論的に大変興味深い。それと同時にわが国の場合、政治主導の下で特約的

にとは言え、財務省と経済産業省や環境省との間でこうした連携がスムーズに図れるのかという問題もあるだろう。

さらに講演では、炭素リーケージや他国との競争についての懸念や、EUを中心とした国境炭素調整の論点に止まらず、我が国における炭素リーケージの有無、国境炭素調整の研究についても触れられている。

3月の田中教授の講演タイトルは「ポストコロナに向けた財政の課題」であり、財政ガバナンスを高める為の予算制度として何が必要であるのかについて、税制ルール（財政責任法が日本に無い）、独立財政機関（日本に無い）、中期財政フレーム（日本に無い）、意思決定システムの4つが重要なものとの指摘がなされている。そして、日本の予算制度は、財政ルールの遵守を認識させる「事前のコミットメント」が弱く、予測と結果を監視・検証する「事後のコミットメント」が欠如しており、予算制度改革に財務省は後向きであるとの見解が示されている。

後半の社会保障の語では、社会保障財源について、一般財源が増えているだけではなく、被用者が支払った保険料が自身の給付ではなく、後期高齢者医療や介護保険に移転されている等、全体的に他制度からの移転が増えている事が問題視されている。そして、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の財源構成については保険料の割合が1~2割しかなく、とても保険とは呼べるものではないし、これでは財政規律も働かないと結論付けられている。他にも、いわゆる社会的投資やアクティベーション政策が後手に回っており、支出と税制、福祉と就労、保険と福祉との連携や調整が必要ではあるが容易でないのが実情との事である。

4月の齊藤教授の講演タイトルは「危機時の財政金融政策と収束の可能性」であり、ここ四半世紀の間、日本経済が貨幣数量説からも物価水準の財政理論（FPL）からも説明の付かない状況である事を理解する上で、1937~1962年の経済統制が参考になると述べられている。日銀と政府が協調して国債管理政策に携わったのは、この時期と1995年の秋から始まり現在まで続く超低金利環境下の時期のみだからである。そして敗戦直後の物価高騰は実はハイパーインフレではなく、政府が1940年代後半に進められた財政再建によって財政規律を回復した結果、将来の政府余剰の割引現在価値が国債の実質残高を支え、短期間の物価「水準」の修正に止まったとの事である。

他方、超低（物にゼロ）金利環境下では、貨幣と短期国債、長期国債の区別が無くなり、政府・日銀の統合政府債務の実質残高が将来の財政余剰の割引現在価値のみならず国債価格パブルに変えられる事になるが、ハイパーインフレを避けるべく国債価格パブルを崩壊させない為にはある程度の基礎的財政収支の改善が必要となり、また日本の財政金融状況が世界の趨勢から大きく乖離している状況は、国債価格パブル崩壊（金利上昇）のトリガーとなり得るとの懸念が示されている。重要なのは財政規律を長期的に堅持しようとする意志との事である。

以上、外部講師の有村教授、田中教授、齊藤教授の講演内容の概略を簡単に紹介したが、詳しくは、『租税研究』の2022年6月号と7月号に掲載されている各論稿をご覧ください。

それでは本報告書の内容に移りたいと思う。

報告書は、第1章「財政・税制」、第2章「社会保障」の2つの章から成る。第1章は冒頭の総論に続いて6つの各論、第2章は総論に続いて4つの各論から構成されている。各論についての概要は、総論を執筆されている土居、駒村両主査が総論の中でより詳しく書かれておられるので、以下欄を追って全体の内容についてごく簡単に触れるに止めたい。

第1章の各論第1節「資産課税の考え方」では、先ず、日本では所得を二元的に扱っている事が原因で（労働所得・資本所得、所得階層別の平均税率のピークが年間所得1億円である事、また資本そのものと資本所得のどちらを課税客体にすべきかについては、収益率の大小が投資家の資産運用能力

に依存するが、それともレントの存在によるものなのかに応じて結論が異なってくる事等が紹介されている。さらに、相続税は資本課税ほど資産格差の解消には役立たない事や、事業承継税制では、同族よりも非同族による外部承継を促進する形で制度設計を行うべき（同族内においては提督能力を示す何らかの指標に応じて減免すべき）であるとの主張がなされている。

続く第2節「国際的なデジタル課税の理論的基礎」においては、デジタルサービスの利用を通じて消費者の留保価格が顕在化される事から、消費者余剰をすべて生産者余剰に転換できるアローリズムの存在が仮定され、そのアルゴリズムを用いて価格差別を可能にする広告枠や、プラットフォーム企業が競争入札で販売するモデルが考察されている。プラットフォーム企業の利益を、市場国の消費者余剰に基づくものと死荷重解消に伴うものを区別して課税するのが最善との結論が得られるが、現実には区別が難しい事から次第の策として、超過利益の一部につき市場国に課税権を与える事が考えられる（国際法人税改革の理論的根拠を提供するもの）と結論付けられている。

第3節「住まいの変遷と不動産評価価値」では、財産評価基本通達と固定資産税評価額、後者は基づく我が国の不動産の財産評価においては、建物と土地を分けて評価する（前者は路線価、後者は再建築価額）方式が採用されているが、これは制度創設当時の木造一戸建て中心の住まいの姿を反映したものに過ぎないとの指摘がなされている。その上で、相続税制において特例措置の過度な拡充が図られてきた事もあり、都市部の地価の高い宅地に立地する高層共同住宅を用いた節税行為（いわゆる「タマワン節税」）を抑制する事が喫緊の課題であり、その為には不動産評価方式の見直しが必要であると結論付けられている。

また、第4節「2020年代の税・社会保障改革の課題」では、「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（2018年5月）に触れた上で、医療と介護の財源の為にどの年齢層にどれだけの負担を課せば良いのかと問いつける。給付の効率化・重点化は当然としても、医療では現役世代への負担が過重であり、後期高齢者医療の保険料財源の確保が重要である事、また介護においては給付を抑制しないなら各世代の負担の相当な増大が見込まれる事が指摘された上で、医療も介護も消費税による財源確保により負担の世代間格差を緩和できると述べられている。

続く第5節「日本経済の現状と財政金融政策の今後の道行きについて」では、我が国の財政・金融についてこの30年間を振り返りつつ現状にも触れた後に、今後の財政政策と金融政策の運営方針について検討が行われている。そして、コロナ禍の下で生じた財政負担については、経済活動の消費増前の水準を回復した段階において所得税、法人税を中心とする低率の増税を行い、その財源を基に長期にわたった債務を計画的に返済していく方法が提案されている。金融政策については、長期金利の変動幅を土俵制度にまで拡大させる速やかな対応と共に、金融緩和措置と言うより「銀行税」と位置付けられる。日銀当座預金に対するマイナースの付利について、早急の見直しが求められている。

第1章の最後の各論第6節「膨張する財政支出の効率化：公共調達の効率化」においては、先ず、東北地方整備局と北陸地方整備局の工事成価調定点が近年徐々に上昇し、80点付近に集中している傾向があるが、「品質の向上と安定の証」とは異なる、別の見方も示されている。また、関東地方整備局のデータに基づいた落札率も徐々に上昇し、0.9付近に集中している傾向があるが、近年は応募者が低入札価格調定基準価格を下回る価格で応札しては落札できない状況が示されているとの事である。そして、随意契約の問題点を指摘した上で、我が国の公共調達市場は、様々な制約によって競争性が制限されているが、品質を維持しつつ価格を下げる効率化の余地は窺われていると結んでいる。

第2章の総論に続く各論第1節「SDGsと日本の財政：理論的考察」では、SDGsの実現を「夢」の様に語り、現在の政府の取り組みを正当化する根拠として使っているのが日本だとの苦言が呈された後、SDGsの実現を目指す取り組みには財政負担を伴うものが多いが、それらが供給サイドの価格化を通じ

て持続可能な成長に寄与し、長期的には財政の持続可能性を高める「投資」と位置付けられるのだと見解が示されている。特に気候変動問題への対応に関しては、日本ではとかく成長抑制的な「省エネ」という視点で考えられがちだが、再生可能エネルギーへのソフトという「創エネ」の発想が重要であり、それにより持続可能な成長の可能性も見えてくると論じられている。

第2節「コロナ禍における超過死亡・超過生存が財政に与える影響」では、先ず、コロナ禍における世界全体での超過死亡と超過生存はW字型に変動した事、また2020年の流行初期に、67各国で超過死亡が観察されたが、日本では感染防衛策の徹底により、超過生存が観察された事等が紹介されている。但し、超過死亡や超過生存による人口変動は、経済・財政への影響が少なく、税・社会保障料収入や年金の将来債務に大きな影響を与えていないとの見解が示されており、日本の年金制度も、マクロ経済スライトに調整により平均寿命の伸びが反映されている為、制度の安定性は損なわれなと述べられている。但し、非正規雇用やギグワーカー等の社会的に弱い立場の人々の存在を考慮し、社会保障のあり方を再考する必要があると結んでいる。

続く第3節「地域医療制度の国際比較」では、医療サービス特有の性質から、効率性、公平性に配慮した規制、政策が欠かせないが、各国の状況により個々の医療制度の個性や差異が生み出される一方で、理論的基礎を共有する事から制度の共通点も多く見られるとの指摘がなされている。そして、モラルハザードや独占力に対する政策、患者の医療サービス選択の不完全性に対する政策、サービス供給者のモラルハザードや独占力の行使による非効率性の対策としての数量規制について、国際比較が紹介されている。また公平性の観点から、医療サービスを社会保障方式と税方式のどちらで供給するか、患者の私的負担をどうするかといった論点も検討されている。

第2章最後の各論である第4節「新人口推計から考える社会政策の諸課題：年金及び認知機能低下の問題を中心に」においては、先ず、新人口推計において総人口は減り方が緩くなるという意味で前回推計よりも改善しているが、これは外国人純流入数を上方修正した事によるものであり、これらの外国人労働者を生活者、市民として考える場合は、労働政策上の対応に止まらず、社会保障、教育、参政権等幅広い対応が必要になると指摘されている。新人口推計については、出生率の低下の背景に「未婚・晩婚」を招く若年世代の所得の低下がある事も挙げられている。また、団塊ジュニア世代は、「米河期世代」に含まれる事から、老後貧困リスクが他の世代よりかなり高い事や、現在の社会保障制度・税制の確立化の問題も言及されている。さらに、認知症発症の長期見通しについても触れられており、客観的な認知機能の低下と主観的な認知機能の認識のずれがもたらす重大な問題（資産管理、相続問題等）が指摘されている。そして、ひきこもりや「8050問題」にも触れた後、2040年を見据えた社会保障制度に必要な改革は、①65歳以降も働き続ける事ができる社会の確立、②女性を非正規労働に誘導する新たな社会保障・税制の見直し、③団塊ジュニア世代への私的年金加入の促進、④セーフティネットの充実であると結んでいる。

以上であるが、読者の方々には概要説明に満足されずに、是非本文に目を通して頂ければ幸いである。

第1章 財政・税制 【総論】

慶應義塾大学経済学部教授 土居 丈朗

2023 年の上半期は、先行きの不透明感が高まる中、ポストコロナを昇格させた財政・税制について模索する半年だったといえよう。

わが国を取り巻く安全保障環境が今後、層級しをを増すとの懸念から、2022 年 12 月 16 日閣議決定された「防衛力整備計画」で、2023 年度からの 5 年間の計画における所要経費の総額を 43 兆円程度とすることを定めた。それとともに、同 12 月 23 日に閣議決定された「令和 5 年度税制改正大綱」では、法人税、所得税、たばこ税を対象に防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（防衛増税）を講じることとした。ただ、その施行時期は、2024 年以降として決定を先送りした。

2023 年に入り、これらの決定と、2023 年度予算案を踏まえ、通常国会において、防衛財源確保法案（我が国の防衛力の技術的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案）が審議された。同法案には、防衛増税は含まれていない。しかし、防衛増税は「防衛力整備計画」の所要経費に充当される財源の一部をなすことから、間接的に防衛増税のあり方をめぐる議論も、通常国会中に活発となった。

2022 年の出生数減少が衝撃を与え、今後のわが国の人口動態にも長期にわたる影響が及ぶとの認識もあって、少子化対策の議論は以前よりも多くの関心を集めた。子ども予算に関しても、2022 年末から引き続き、2023 年の年頭から議論が活発になった。その契機は、1 月 6 日の岸田文雄首相の指示だった。岸田首相は、児童手当等の経済的支援の強化、幼児教育や保育サービスの強化、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を 3 つの基本的方向性に沿って、3 月末を目途に、具体的なたたき台をとりまとめるよう指示した。

ただ、それに先立つ 2022 年 12 月 16 日には、全世代型社会保障構築会議報告書では、こども・子育て支援の充実として、10～2 歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討」と掲げていた。児童手当の拡充は、0～2 歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築の後の課題と位置づけられていた。

しかし、1 月 6 日の岸田首相の指示では、順不同とはいえ、冒頭に児童手当等の経済的支援の強化が掲げられた。このこともあり、2023 年の年頭以来の議論は、児童手当の拡充とその財源をめぐる議論に、何かと集中する経緯をたどった。

子ども予算の財源をめぐっては、年頭に与党幹部が消費税を含み議論すると言及しただけで、たちまち消費増税への反対論が沸き上がった。そして、岸田首相や松野博一官房長官は直ちに、子ども予算増額のために消費税に触れることは考えていないと火消しに回った。

次に浮上したのは、社会保険料の上乗せだった。児童手当の拡充の具体策が明確になるにつれて、予算規模も相当な大きくなることを認識され、それだけ負担増も大きくなることが実感を帯びてきた。ここに至って、政府与党は、負担増を前面に出すことに躊躇するようになった。6 月 13 日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、こども・子育て予算増額は高らかに謳うが、国民に実質的な追加負担を求めないことを強調し、その財源として徹底した歳出改革を前面に出す形で取りまとめられた。

これらの議論は、わずか半年の出来事であった。

5

ただ、防衛費や子ども予算といった個別予算とその財源確保という議論はあったが、わが国の財政運営の将来展望や、経済社会の構造改革に関する議論には展開しなかった。

とはいえ、わが国の財政運営の将来展望や、経済社会の構造改革に關した税制改革に關して、研究者はその検討を決して怠っていない。当研究会の本報告書での内容もそうであるし、6 月 30 日に岸田首相に手交された政府税制調査会（内閣総理大臣の諮問機関）の中期答申「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」もそうである。

政府税制調査の中期答申「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」では、わが国の税制制度の基本原則として「公平・中立・簡素」と並んで租税の「十分性」は重要であると位置づけた。「十分性」の原則とは、財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられるべきであることを意味し、土居（2023）でも指摘しているように、先進国の中で最も厳しい状況にある我が国の現状を踏まえた問題提起としてある。また、回答申では、個別税目の現状と課題についても整理し、「あるべき税制」について国民が議論に主体的な参画する助けとなることを目指して取りまとめられた。

本報告書の中でも、あるべき税制について考察されている。林論文では、資産課税については、経済学の最近の研究も踏まえながら、その在り方について検討している。資本所得課税は、労働所得課税と並んで存在し、資本所得増収を下げることで望ましいとされている。ただ、日本では、海外と同様に、高額所得者の資本所得のほとんどがキャピタルゲイン（譲渡所得益）である。キャピタルゲイン課税はロックイン効果やスタートアップの抑制をもたらす可能性もあるが、その効果はあまり大きくないと考えられ、効率的な資源配分を促進するために資本所得課税を強化する必要がある、と指摘する。なお、前掲の政府税制調査の中期答申では、経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き税割は重要な役割を示している。

また、園枝論文では、国際的なデジタル課税について考察している。オンライン広告を利用した完全価格差別を含む単純なモデルを導入し、国際的なデジタル課税の理論的基礎につき分析し、国際的合意に基づき、プラットフォーム企業の超過利益への課税権を市場国に付与する場合にも、死荷重を避けることができることを明らかにしている。政府税制調査の中期答申にも、2021 年 10 月に取りまとめられた国際課税ルールに関する合意を踏まえながら、国際課税のあり方が示されている。まさに園枝論文は、今後の国際課税における留意点を端的に示している。

中野論文では、資産課税における不動産の財産評価の在り方について検討している。財産評価基本通達などに基づく我が国税制の不動産評価は、土地と建物とをそれぞれ別個の資産として評価額を算出する。この評価方式は、都市部に立地する高層共同住宅を著しく過少に評価し、市場売買価格との乖離を生じさせており、これを利用して「タワマン回税」と呼ばれる相続税の節税行為を助長する事柄となっている。近年の不動産価格の上昇によって、この乖離はさらに拡大していることから、早急な見直しの必要性を指摘している。昨年の 12 月 16 日にとりまとめられた令和 5 年度与党税制改正大綱では、ようやくマンションの財産評価の適正化に向けての検討が盛り込まれた。今後の動向が注目される。

わが国も、ポストコロナに向けた世界的な物価上昇の趨勢から逃れることはできず、これまでのゼロ金利・マイナス金利が常態化するとの前提が覆りつつある。そうした環境下で、今後のわが国の財政・金融政策は点検するべきか、重要な論点となっている。中野論文では、これまでの経済・財政・金融の状況を点検し、それらを踏まえて 2023 年 4 月に就任した植田和男日本銀行総裁の下での金融政策と、財政政策の今後の道行きについて考察している。そして、ポストコロナ時代に向けた取組みにおける当面の課題として、財政政策においては予算規模の適正化を、金融政策においては複雑になった金融政策の枠組みを徐々に整理して、通常の金融緩和の枠組みに戻していくことを通じて、徐々に

6

「平時」のモードへの移行を進めていくことを挙げている。財政運営において、公共調達のあり方に着目したのは、西川論文である。膨張する財政支出の効率化に関して、公共調達の見直しに成果の期待を寄せる。日本の公共調達の対 GDP 比は約 16%であり、政府の介入によって公共調達の落札価格を 3%下げることができれば、約 2.6 兆円の節約が可能との算段となる。公共調達市場において競争性を取り戻すことで、品質を維持しながら価格を下げることが可能となり、行政コストの引き下げや公共事業費の抑制に繋がる可能性があるという。

以上のように、ポストコロナ時代の税、財政と社会保障に関して、今後改善が求められる点が多々ある。こうして提起された課題を、着々と解決してゆくことが、今後求められる。

参考文献

土居文朗 (2023) 「嫌われ者の消費税、人生にトータルだと実はフェア 目先の増税を離れ、[そもそも論] 脱く政府税調」、東洋経済オンライン 2023 年 7 月 3 日掲載 <https://bit.ly/7TK20703>

財政・税制 【名論】

資産課税の考え方

東京大学大学院経済学研究科教授 林 正義

1. 資本所得課税

経済学の観点からは、労働所得課税と資本所得課税が存在する場合、後者の税率を下げることを望ましいと考えられる。それを体現化したのが、労働所得に超過累進課税する一方で、資本所得に比例課税する二元的所得課税 (DIT: dual income taxation) である。DIT は 90 年代初めに北欧諸国において制度化され、現在では多くの国で実施されている。日本の所得課税制度でも、労働所得に対しては累進課税を行い、資本所得には分離課税として一律 20% (復興特別所得税 0.315%を除く) の比例課税が行われている。ただし、配当は総合課税の選択も可能であり、短期土地取引による譲渡益の場合、比例税率が增加する。超過累進をとる労働所得課税の限界税率は複数あるため、どの限界税率を基準にするかという問題はある。ある議論では、最も低い限界税率と一致させるべきとする。この場合、日本の所得課税の最低限界税率は 15% (国税 5%と地方税 10%) であるから、日本の所得税制を DIT と呼ぶには、税率を現行より 5%ポイント低い 15%とする必要がある。その一方、資本所得の税率は所得課税の最高税率 (日本の場合 55%) より低ければよいという議論もある。

このように日本では所得を二元的に扱っているため、所得課税における税負担 (平均税率) は必ずしも果進的ではない。所得階層別の平均税率 (納税額÷所得) は、年間所得 1 億円までは所得とともに増加するが、1 億円を超えると減少し始め、50 億円超から約 16%に収束する。この動きは、資本所得の割合は高額所得層ほど増加し (年間所得 50 億円超でほぼ 100%)、高額所得者ほど比例税率の分離課税が適用される所得の割合が増えることを反映している。近年では、この高所得層での平均税率の遞減に鑑み、資本所得課税の強化が謳われている。

近年の研究では、資本所得を課税客体にすべきか、もしくは、資本そのものを課税客体にすべきか、という議論もある。資本所得課税と資本課税を等価と議論される場合もあるが、資産運用能力が投資家間で異なる場合、資本課税のほうが資本所得課税よりも、より高い運用能力を持つ者へと資金が移動しやすいくなり、資源配分が改善する (より効率的になる) と考えられる。米国を対象とした試算では、定率の資本所得課税を定率の資産課税に換えると、効率性が 8%向上すると推計されている。

その一方で、収益率の大小が運用能力の差によるものではなく、その時々運、もしくは不正、独占・寡占等の超過利潤 (レント) によるものであるならば、収益を反映した部分に課税することが効率性の向上に繋がる。資本課税ではそのようなレントに課税できないが、資本所得を課税標準とすると収益率 r の変動は課税標準に反映されるから、レントにも課税することが可能となる。したがって、レントが存在する場合、資産課税より資本所得課税が望ましいと考えられる。

したがって、収益率の違いが、資産運用能力がそれ以外の要因 (運・レント) に起因するかを識別する必要がある。必ずしも十分な研究がある訳ではないが、2004 から 2005 のノルウェーの税務データを用いた研究によると、収益率の変動の約 1/4 が個人属性 (能力) として、約 3/4 が運・不運 (レント) によって説明されるという。

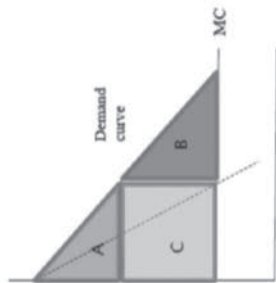
2. キャピタルゲイン課税

日本の場合、高額所得者の資本所得の殆どがキャピタルゲイン (譲渡所得益) である。資産譲渡は間欠的に発生するから、同一人物が毎年高額の譲渡所得を得るとは限らない。この観点から、日本の全国

プラットフォーム企業が収集した個人情報に基づき、そのアルゴリズムを用いて価格差別を可能にする。アルゴリズムは、プラットフォーム企業が競争入札で販売するモデルを考へる。一つの価格で財を売せざるをえない。総体の需要関数と一定の限界費用(MC)を想定した第2図では、独占価格 P_M を設定し、財の生産者は、第2図のC点の利益を得る。他方、消費者のうち、 P_M よりも高い留保価値の消費者は、財を購入し、A点に等しい消費者余剰を享受することになる。財の生産量は、過小であり、そのため、同図の購入した死亡重量が生じている。

しかし、ブラットフォード企業から入札を経て、各消費者の留価価格の情報を入手した生産者は、各個人の留価価格に等しい財の価格を設定する完全価格差別化を実現できる。完全価格差別化の導入により、低く留価価格の消費者も、御安価格を提示され、財を購入するため、死荷重（第2図の△Bの部分）が消失し、経済全体の厚生水準が上昇する。同時に、留価価格が高い消費者が享受した消費者余剰（第2図の△Aの部分）は、まずは、生産者が利益として獲得することになるが、広告料売却を通じ、最終的には、ブラットフォード企業（子会社）となる。ブラットフォード企業は低価格率国に子会社を設立し、生産者から広告料を支払う子会社に入社取らせる場合には、ブラットフォード企業による国際的な租税回避となる。

第2図 個人データに基づく完全価格差別実施の場合の余剰



このモデルでは、消費者余剰がプラットフォーム企業の利益に転換されるのみで、新たな余剰が生まれる訳ではないので、消費者の参加による「価値創造」を理由としたデジタルサービス課税は正当化されない。また、プラットフォーム企業の利益を地域限定イベントとみなす主張も、デジタルサービス課税が歪みを及ぼすことを鑑みれば、プラットフォーム企業の利益は、レントに対する課税が歪みを及ぼさない天然資源のからのレントとは異なるものである。

むしろ、元々、高留保価格の消費者が享受していた消費者余剰が、アルゴリズムの導入により、プラットフォーム企業の利益に転嫁され、低税率に利益移転されることに問題がある。プラットフォーム企業の利益に転嫁された消費者余剰を取り戻すために考えられる租税政策のうち、オンラインでの企業により利益に転嫁された消費者余剰を取り戻すために考えられる租税政策のうち、オンラインでの

財の販売に課税する場合、政府は、消費者余利を税収として確保できる一方、死weightが生じる。生産者のプラットフォーム企業への広告料支払いの源泉課税は、死weightを避けることができるが、海外の生産者のプラットフォーム企業への広告料を支払う場合にも、死weightを生ずる。国際税の意図に基づき、プラットフォーム企業が海外に付与する課税できない、死weightを避けることができる。課税を市場国に付与する課税できない、死weightを避けることができる。

また消費者が合理的で、個人情報提供を拒否する場合には、アルゴリズムの導入は、留保価格の低い消費者が消費者余剰をプラットフォームの利益に転換することはなく、同時に留保価格の低い消費者の消費機会を削減し、厚生水準を高めるものでも、合理的な消費者が behavioral consumers の消費を余剰をプラットフォーム企業が利益に転換していることをもって、特別な課税の根拠としうが、その場合、死荷重をなくして生じた利益すべてを課税を行うデジタルサバービッド (DST) は弊害が大きい。プラットフォームの課税が消費者の利益を分断し、2つの異なる税率を適用する形のプラットフォーム企業の超過利益の課税が政策の策として評価で、多くの国は、消費者余剰の測定に困難であり、今回の国際法人課税改革の第1の柱のように、一定の利益率を超えた利益を超過利益とし、消費者余剰とも一定の関連がある。本稿のモデルでは、各国の売上総比率に比例して、課税権の配分を行う方法が現実的な対応として支持される。本稿のモデルは、非常に単純化しただけではあるが、国際なデジタル課税の理論的基礎を築く上で、有用と考えられ、今後の研究を進めたい。

住まいの変遷と不動産課税の財産評価

専修大学経済学部教授 中野 英夫

1. 不動産の再建築価額評価の意義と課題

我が国の税制において、土地や建物などの不動産へ税として国税の相続税、地方税の固定資産税がある。相続時の財産移転に課税する相続税は申告納税方式による納税、不動産の所有に課税する固定資産税は課税評価方式による納税という点で違いはあるが、その課税の対象となる不動産の評価方法において、両者は多くの点で共通する。その一つは、土地と建物を分けて、別個に評価し合算する点である。

土地は、「時価」で評価を行う。建物が存在する宅地の評価方法は、相続税は財産評価基本通達、固定資産税は固定資産税評価基準に定めがある。いずれも路線ごとに土地を評価する路線価方式によって、宅地の評価額を定めている。相続税の路線価は地価公示の8割、固定資産税の路線価は地価公示の7割を目途に評価を行っている。

建物の評価については、固定資産税は固定資産税評価基準の定めにより再建築価額方式によって評価を行う。この再建築価額方式は、屋根や基礎などの家屋の基本構造に付した評点を合計し、再建築費の評点を算出する。また相続税における建物の評価においても、この固定資産税評価基準を用いて評価を行う。よって、固定資産税と相続税における建物の評価額は同一となる。

2. 不動産課税における財産評価の問題点

我が国の不動産課税を、海外の税制と比較すると、日本のように全ての不動産について土地と建物を別々の資産として評価する国はほとんどない。また、資産の評価方式についても、日本は原価法に相当する再建築価額方式で行う一方、多くの国々では、不動産は、土地と建物は一体のものとして賃貸価額などを用いて評価する。再建築価額方式のみで不動産評価を行う日本はむしろ例外であると言える。

また、財産評価方式以外にも、地方税制の税率においても各国で違いがある。日本の固定資産税の税率は1.4%で一定となっているが、イギリスやカナダの地方税の税率は、地方自治体の毎年の財源所要額と不動産評価額で按分して内生的に決定するため、年ごとに変動する。こうした税制では、税負担の増大は、主に歳出の増大によって生じ、財源所要額が減少すれば税率も引き下げられる。また、たとえ地域の不動産価格が上昇しても、財政の財源所要額に変化がない限り、不動産への課税負担に変化はない。

一方、我が国の固定資産税は、その不動産の「時価」を算定し、その「時価」に対して常に一定の税率をもって課税を行う。よって、不動産価格の上昇は、ただちに不動産への課税の負担引き上げに直結する。急速な経済発展を遂げる過程において、数次の地価高騰に見舞われた我が国では、急激な地価の上昇のたびに居住や事業の継続性への懸念が高まり、税の負担軽減を求める不動産税制の見直しを迫られることになる。

3. 不動産課税の歴史的展開と人々の住まいの変遷

固定資産税評価基準、財産評価基本通達などの税制上の財産評価は、1960年代前半に確立し、以来半世紀以上も見直しはなされていない。

当時、全国の住宅数およそ2,000万戸を数え、そのほとんどが木造の一戸建、長屋建の住宅で占め

られていたが、その後の経済発展と人口の増加により、2018年には6000万戸に増加している。なかでも全体の12%程度に過ぎなかった共同住宅は、大幅に増加し、現在は住宅数全体の4割を占めている。特に人口が集中する東京都では、共同住宅が一戸建住宅を大きく上回っている。

一般に、一戸建て住宅は、不動産の財産評価額に占める土地の割合が高い。木造住宅では耐用年数も短く20年を経過すると建物の評価額はほぼゼロとなることから、その財産価額を再建築価額方式で評価しても、売買実例価格方式などによる評価額とそれほど乖離は生じない。

一方、共同住宅では、各住宅の専有部分の床面積と建物全体の床面積の比率である区分所有分としての敷地権の割合に基づいて土地の資産額を計算する。一般に、共同住宅の区分所有面積は、一戸建て住宅の面積に比べ小さく、財産評価額に占める建物の比重は大きくなる。とりわけ、高層の共同住宅であるほど、各住宅の区分所有面積はさらに小さくなり、再建築価額方式による評価と売買実例価格などでの評価との乖離が拡大する。

同じ床面積でも容積率が高く、地価の高い地域に建てられた共同住宅ほどその実勢価格に対して評価額は低いものとなる。その税制上の不動産の評価額の大半は、再建築価額方式による建物の評価額によって占められる。そこでは、共同住宅ならば不動産評価額に体化するのは住宅の階数や部屋の向きなどは評価に反映しない。

土地よりも建物に傾斜して評価する現在の不動産課税における財産評価は、地価の高い地域に立地する共同住宅などを有利にする。これが財産としての不動産の価値を歪め、「タワマン節税」と呼ばれる高層共同住宅を利用した節税行為が可能となる。

相続税の小規模宅地の特例措置によって、亡くなった被相続人が居住していた住宅については、相続税の課税評価に算入すべき価額は80%の減額となり、また被相続人の保有する事業用地も80%の減額の対象となる。また、特定同族会社についても、そこに事業に提供していた土地は80%の減額となる。

景気の低迷が続く中で、これら相続税の小規模宅地の特例措置は拡充されている。平成11年度と平成13年度に続けて、相続税の特定事業用地などに係る特例の適用対象面積は400㎡に拡大している。

現在の路線価、再建築価額方式による現行の評価方式による財産評価は、一戸建住宅では適切であるとしても、共同住宅に用いることには限界が明らかになっている。近年、高層共同住宅を利用した租税回避行為が問題となり、政府は、地方税法を改正し、高層の共同住宅において、住宅の階数によって住宅の評価額が異なることに配慮した見直しを行った。しかし、本改正では、固定資産評価基準の見直しとは別途の内容であり、本稿で指摘した問題の解決にはならない。今後改革の方向性として、海外の税制のように、賃貸価格方式や売買価格方式とを共同住宅に導入可能かどうか、従来の評価方式を見直すことも検討する時期にきているのではないだろうか。

4. 財産評価制度の見直しの方向性

財産評価基本通達と固定資産税評価基準による我が国の不動産の財産評価において、現在の建物と土地を分けて評価する方式は、制度創設当時の木造一戸建て中心の住まいの姿を反映したものである。相続税制における特例措置の過度な拡充は、資産としての不動産の価値を歪めるだけでなく、都市部の地価の高い宅地に立地する高層共同住宅を用いた節税行為を助長している。こうした節税行為を抑制することが喫緊の課題であって、そのためには収益還元法などの新たな評価方式の検討も含めた、不動産の評価手法の見直しが求められる。

参考文献

岩下忠孝 (2019) 『小規模宅地等の特例適用可否の分岐点』、日本法令
山崎福寿 (2020) 「相続税額が土地・住宅市場に及ぼす影響について」、『季刊個人金融』、14 号 p. 40-55、ゆうちょ財団
資産評価システム研究センター (2004) 『地方税における資産課税のあり方に関する調査研究 一適正な時価について
一』、財団法人資産評価システム研究センター

2020 年代の税・社会保障改革の課題

慶應義塾大学経済学部教授 土居 丈朗

1. 2040 年を見据えた社会保障の将来見通し

わが国の社会保障給付は、高齢化等に伴い今後増大すると見込まれている。現時点で最新となる政府の社会保障給付の将来推計「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」(2018 年 5 月)によると、2018 年度に 121.3 兆円である社会保障給付は、2025 年度には 140.2 兆円、2040 年度には 190.0 兆円になると推計されている(ベースラインケース・計画ベース)。そのうち、医療と介護の給付だけを見ると、医療は 2018 年度には 39.2 兆円、2025 年度には 47.4 兆円、2040 年度には 68.5 兆円、介護は 2018 年度には 10.7 兆円、2025 年度には 15.3 兆円、2040 年度には 25.8 兆円となると見込まれている。

ただ、これらの給付は財源の裏付けなしに実施できるわけではない。同将来見通しでは、現在の公費(税財源)と保険料の負担の構成が変わらないと仮定した下で上記の給付に必要な時価を示している。医療については、公費は 2018 年度には 17.1 兆円、2025 年度に 21.6 兆円、2040 年度に 32.2 兆円、保険料は 2018 年度には 22.1 兆円、2025 年度に 25.8 兆円、2040 年度に 36.3 兆円と見込まれている。介護については、公費は 2018 年度には 5.9 兆円、2025 年度に 8.5 兆円、2040 年度に 6.9 兆円、保険料は 2018 年度には 4.8 兆円、2025 年度に 6.9 兆円、2040 年度に 11.6 兆円と見込まれている。

これらは、制度的に確保できることが確認されているわけではない。場合によっては、税率の引上げや保険料率の引上げが必要となる。はたして、現行の税率や保険料率で、これらは賄いきれるのだろうか。本稿では、それを確認することを通じて、2020 年代の税・社会保障改革の課題をあぶり出すこととする。

2. 本稿推計の枠組み

本稿では、土居(2020)で推計された将来の世代別税・保険料負担を用いる。土居(2020)では、総務省「消費動向指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」等を基に、2018 年度における世帯主年齢階級別 1 世帯当たりの消費税・社会保障料負担額を推計している。そして、2018 年度における世帯主年齢階級別 1 世帯当たりの金額が不変である仮定して、今後の世帯数の変動を反映して 2040 年度までの社会保障財源の推移を推計している。2018 年度における世帯主年齢階級別 1 世帯当たりの金額に当該年度の世帯主年齢階級別世帯数を乗じて、この積の全年齢階級合計をとることで、当該年度における当該財源の金額が求められる。

その際、世帯類型を単独世帯と 2 人以上世帯に分けて推計し、その合計として総世帯の金額と算出している。その結果、1 世帯当たりの消費税と社会保障料の負担額は、表 1 のようになった。2018 年度の消費税率は 8%の単一税率であったため、2019 年 10 月以降軽減税率 8%の対象品目と標準税率 10%の対象品目とに分けて、1 世帯当たり消費額に対して軽減税率対象品目は 0.08/1.08、標準税率での課税品目は 0.1/1.08 を乗じた額を消費税負担額として求めた。詳細は、土居(2020)を参照されたい。

表 1 世帯主年齢階級別 1 世帯当たり負担額 (総世帯：2018 年)

世帯主年齢	消費税	8%対象品目	10%対象品目	社会保障料
～29歳	228,776	32,412	196,364	496,447
30～39歳	381,127	65,544	295,584	826,307
40～49歳	415,019	79,884	335,135	998,689
50～59歳	405,898	77,071	328,827	1,063,383
60～69歳	316,426	59,235	257,191	824,613
70歳～	281,968	78,537	203,431	360,214

単位：円

以上が土居(2020)の推計だが、以下ではこれを援用して、本稿独自の推計を行う。上記のように求められた2040年度までの消費税と社会保障料の負担額について、世帯主年齢64歳以下の世帯の1世帯当たり名目負担額は名目成長率で、65歳以上の世帯は消費者物価上昇率で延伸して、全世帯合計の消費税と社会保障料の負担額を推計する。これは、64歳以下では所得の増加率が名目成長率に相当し、65歳以上では年金受給率が物価連動することを加味したものである。名目成長率や消費者物価上昇率は、1節で挙げた社会保障給付の将来推計と整合的にするため、2040年を見据えた社会保障の将来見通し(ベースラインケース・計画ベース)と同じにしている。

2018年度以降の公費負担の増加はすべて消費税で賄うと仮定し、消費税率も社会保障料率も引き上げないと仮定する。つまり、そうした「自然増収」のみで今後の社会保障財源を賄うとすれば、1節で言及した医療と介護の給付は十分に賄えるかを検証する。

3. 2040年度までの社会保障財源

まず、医療保険料について、1節で言及した医療給付のために必要とされる医療保険料収入と、1世帯当たり医療保険料負担額の実質額を不変としつつ名目成長率や消費者物価上昇率で延伸して本稿で推計した医療保険料収入を比較したのが、図1である。前者を実績、後者を仮線で表している。推計額は実績で算出しているが、過不足を見やすくするため、図1では2018年度(医療給付では前掲の22.1兆円)からの変化分を表している。必要とされる医療保険料とは、1節で前掲した医療保険料であり、2018年度比で2040年度には14.2兆円となる。

図1 必要とされる医療保険料収入と実質額不変として推計される医療保険料収入

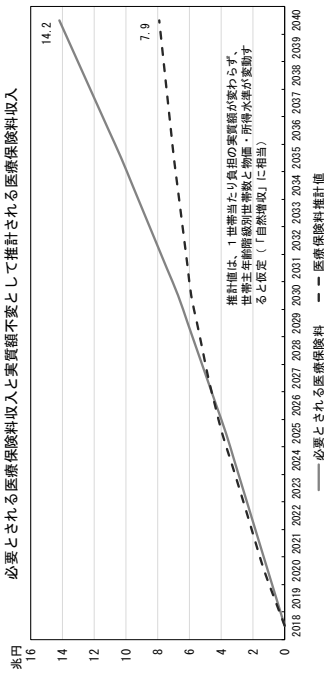
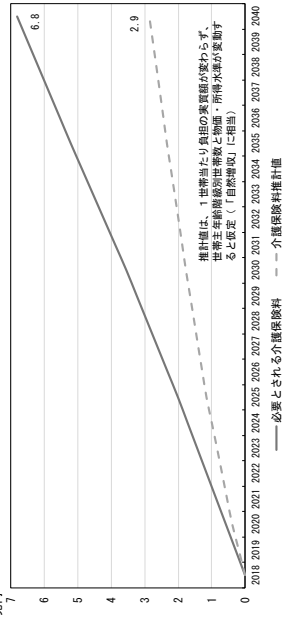


図1によると、保険料率を引き上げないことを前提とした医療保険料収入は、2040年度には7.9兆円と推計された。医療保険料は、2030年代以降財源不足が顕著になり、2040年度に6.3兆円程度足りず、増額が必要になると見込まれる。

次に、介護保険料についても、同様に必要とされる介護保険料収入と、実質額を不変として推計される介護保険料収入を示したのが、図2である。図2によると、必要とされる介護保険料収入の伸びは

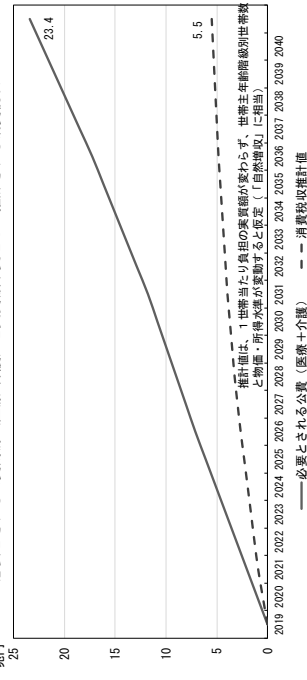
きく、2020年代から両者の乖離が拡大してゆき、2040年度に3.9兆円程度足りず、増額が必要になると見込まれる。

図2 必要とされる介護保険料収入と実質額不変として推計される介護保険料収入



そして、医療と介護の給付財源として必要とされる公費(税財源)をすべて消費税で賄うとすると、どうなるかをみるのが、図3である。税財源は使途を特定しないのが原則であるため、本稿では医療と介護の合計で税財源について分析する。1節で示した必要とされる公費は、2040年度比23.4兆円となる。これに対して、現行の税率を維持する仮定の下で本稿で推計した消費税収は、2040年度には2018年度比で5.5兆円の自然増収となるが、17.9兆円程度不足しており、増額が必要になると見込まれる。

図3 必要とされる公費財源(医療+介護)と実質額不変として推計される消費税収



4. 2020 年度の税、社会保障改革に与える示唆

最後に、本稿の分析から、現行の税率や社会保険料率のままで、2040 年度の給付財源は十分に賄うことができなことが明らかとなった。図 1～3 で示したように、必要とされる財源は十分に賄えなくなり始める 2020 年代から、給付と負担の均衡を図ってゆくことが求められる。もちろん、わが国の医療や介護の給付には、非効率なところがあるから、給付の効率化・重点化がますます重要となる。給付増を抑制できれば、それだけ負担増も本稿で推計された金額以下に抑えられると考えられる。

その上で、医療も介護も、税（公費）財源の確保は消費税によって行うことで、負担の世代間格差を緩和できる。また、保険料にについては、医療では、現役世代への負担が過重で、後期高齢者医療制度において 75 歳以上が払う保険料で財源を確保することが、世代間格差を是正する意味でも重要である。74 歳以下に負担を求める後期高齢者支援金に依存することには限界がある。介護では、65 歳以上の第 1 号被保険者と 40～64 歳の第 2 号被保険者と間で人口構成に合わせた保険料負担を調整する機能が制度的に担保されているが、図 2 でみたように給付の増大に追いつかないことが見込まれる。給付を抑制しないなら、負担が相当増大すると見込まれる。その意味で、介護保険における給付と負担のバランスがますます重要となる。本稿で得た示唆が今後の政策決定に行かされることを願う。

参考文献

土居丈朗 (2020) 「人口減少が及ぼす社会保険財源への影響」、『「人口減少と経済成長に関する研究会」報告書』, 第 8 章。
<https://www.mof.go.jp/iri/research/conference/r2019/jinhkou-report08.pdf>

日本経済の現状と財政金融政策の今後の道行きについて

上智大学経済学部准教授 中里 透

アベノミクスと異次元緩和の開始から 10 年が経過した。コロナ禍の間に内閣は安倍内閣から菅内閣を経て岸田内閣へ移行し、日銀ではこの春に黒田総裁が退任して植田総裁のもとで金融政策の運営が行われるようになっている。10 年を経て経済の状況は大きく変わつつある。10 年前は「デフレ不況」、すなわち物価が下落・経済の停滞が続く状況が問題となっていたが、この 1 年ほどはむしろ「物価高」が大きな社会問題とされてきた。

もっとも、こうしたものにあっては景気回復の動きは極めて緩慢で、日本は依然としてコロナ前の経済活動の水準を取り戻すことができていない。「物価高」と景気の足踏みという状況に直面して、財政政策と金融政策による政策対応はどのようなべきかということに注目が集まっている。

ここでは最近時点までの経済と財政・金融の状況を点検し、それを踏まえて財政政策と金融政策の今後の道行きについて考えてみることにしたい。

1. この 30 年を振り返る

この 30 年ほどの期間、それは平成の時代とほぼ重なるが、この間に日本はさまざまなショック、予想もできなかった大きな出来事に立て続けに襲われた。このうち、マクロ的に見た場合の経済的影響の大きさという点では、バブル崩壊 (1990・91 年)、金融システムの不安定化 (97・98 年) リーマンショック (2008 年)、コロナ禍 (20・21 年) という 4 つのショックを取り出してみることができる。

これまでの経過を振り返ると、これらのショックが起きるたびに経済の停滞が生じ、物価が下押しされて、財政・金融両面における対応を迫られることになった。この 1 年ほどは「物価高」が大きな社会問題となっているが、総じてみると「デフレ不況」が経済の基調であり、その克服が大きな課題とされてきた。

アベノミクスと異次元緩和はデフレ脱却を目指した積極的な取り組みであり、緩やかな物価上昇を通じて「デフレではない状態」を作り出すことができたが、その矢先、コロナ禍が生じて、いったんは物価が下落する状況となった。その後は物価が上昇する方向に転じ、むしろ「物価高」が大きな問題となっているが、最近時点までの物価上昇の相当程度は資源高と円安によるものであり、食品とエネルギーを除いた場合の物価の基調的な動きはまだ「物価高」といえるほど強いものではない (図表 1)。その背景には、経済活動の水準はまだコロナ前 (2019 年 10 月の消費増税前) の水準まで到達しておらず、コロナ禍のもとの「9割経済」から戻ってきていない (残念な日本経済の姿がある)。

2. 財政と金融の現状

大きなショックが生じるたびに財政・金融両面での政策対応を余儀なくされた結果、財政赤字の拡大と政府債務の暴増が同時に、ゼロ金利 (さらにはマイナス金利) と資金供給量の拡大という状況が出現することとなった。

これを財政の状況についてみると、バブル崩壊後の累次の景気対策をうけて、1990 年代には歳出の大幅な拡大が生じた。政府の支出が右肩上がりが増えていくというイメージは、この 90 年代の共通をもとに形作られたものといえる。その後、2000 年代には小泉内閣のもとで財政健全化の取り組みが進められ、歳出は横ばいかやや減少傾向で推移するようになり、この取り組みは安倍内閣 (第一次)、福田内閣にも引き継がれた。だが、麻生内閣が発足する直前にリーマンショックが起き、その対応のた

めに歳出は再び大幅に拡大することとなった。

2010年代に入ると歳出は再び傾いとなり、その傾向がコロナ前まで続く。「安倍内閣は放漫財政」という評判がしばしば聞かれたが、実際には安倍内閣のもとで歳出は抑制基調で推移し、税収が大幅に伸長したことから、コロナ前には財政収支の大幅な改善がみられた。だが、コロナ禍のもとで再び歳出が大

幅に拡大し、その抑制が大きな課題となっている。

こうした中、財政赤字の拡大と政府債務の累積にもかわらず、長期金利はこの30年ほどの間に大きく低下し、黒田総裁のもとで2013年4月に量的・質的金融緩和がスタートする前の時点ですでに0.0%台で推移していた。金利はそこからさらに下がり、一時はマイナス圏で推移するようになったが、2022年春以降は米国の金利上昇などの影響を受けて金利にやや上昇圧力がかり、足元では0.4%台後半の水準で推移している。

続いて金融政策の動向についてみると、2013年4月にスタートした異次元緩和は、量的・質的金融緩和から始まりマイナス金利政策の導入を経て、現在は長短金利操作付き量的・質的金融緩和という枠組みのもとで金融政策の運営が行われている。この間に金融政策の操作対象は資金量（マネタリーベース）から金利に移行し、現時点は日銀当座預金の一部に▲0.1%の付利を行うとともに、長期金利を「ゼロ%程度」（±0.5%）で推移させることが金融政策の運営の基本的な枠組みとなっている（イールドカーブ・コントロール）。

3. 財政政策と金融政策の今後の進捗について

コロナ禍のもとではさまざまな臨時異例の措置がとられてきたが、それらをもの状態に戻していくことが大きな課題となっている。ここではそのことも踏まえて、財政政策と金融政策の今後の進捗について考えてみたい。

（コロナ禍への対応と財政運営のあり方）

コロナ禍のもとでは財政運営においても臨時異例の措置がとられ、その結果、歳出の規模が大きく膨らんだ。2023年度予算においては予算規模の縮減が図られつつあるが、その取り組みはまだ十分なものとはなっていない。来年度予算の編成においては引き続き予算規模の適正化に向けた取り組みが求められる。

景気回復の動きが緩慢で経済活動がコロナ前の水準に到達していない現状では、当面は景気と物価に十分配慮して慎重な財政運営が求められるが、やや長い目で見ると、財政収支の均衡化に向けた取り組みをどのように進めていくかということが大きな課題となる。コロナ禍のもとで生じた財政負担については、経済活動が消費増税前の水準を回復した段階において所得税・法人税を中心とする低率の増税を行い、その財源をもとに長期にわたって債務を計画的に返済していくことも一案となるだろう。

（当面の金融政策の運営について）

金融政策の運営についても、当面は現在の金融政策の大枠を維持していくことが必要となるが、複雑になった金融政策の枠組みを徐々に整理して、通常の金融緩和の枠組みに戻していくことが大きな課題となる。

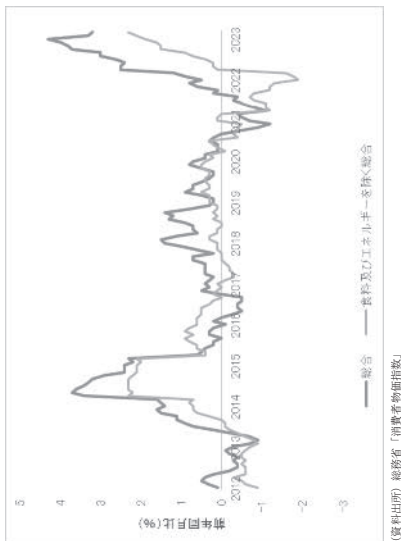
当面の課題としてまず考えるべきことは、「ゼロ%程度」で推移させることとされている長期金利の変動幅の拡大だ。この1年ほどの経過を振り返ると、米国の利上げなどの影響で金利に上昇圧力がかかる中、長期金利の変動幅を強いレンジに抑えてきたためにイールドカーブに歪みが生じ、債券市場の機能低下が生じてしまった。イールドカーブに歪みは最近時点ではある程度解消に向かいつつあるが、上記

の点を踏まえると、長期金利の変動幅を±1%程度にまで拡大させるよう、速やかな対応が求められる（この政策変更のもとでも長期金利は引き続き「ゼロ%程度」で推移することになるから、これは利上げではなく現行の枠組みの微調整である）[※]。

日銀当座預金に対するマイナスの付利についても、早期の見直しが求められる。2016年にマイナス金利政策が導入された際には、デフレと田高の進行が大きな懸念材料となっていたが、「物価高」と円安傾向の特長という最近時点の環境変化を踏まえると、マイナス金利政策を続けることの意義については十分な再点検が必要となる。日銀当座預金にマイナスの付利をするタイプのマイナス金利政策は、金融緩和措置というよりは「銀行税」であり、その解除は利上げを意味するものではないことにも留意が必要となる（かつては日銀当座預金にプラス0.1%の付利を行うことで資金量を増やすことが金融緩和措置とされていたことにも留意）。

これらの措置により、財政・金融両面において徐々に「平時」のモードへの移行を進めていくことが、ポストコロナ時代に向けた取り組みにおける当面の課題となる。

図表1 消費者物価指数の推移



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

[※] 2023年7月28日の金融政策決定会合において、「長期金利の変動幅は「±0.5%程度」を目標とし、長短金利操作について、より柔軟に運用する」との決定がなされ、長期金利の変動幅を事実上±1%程度とする運用がなされるようになった。

膨張する財政支出の効率化：公共調達の場合

青山学院大学経済学部教授 西川 雅史

1. はじめに

わが国の財政を一般会計当初予算でみると、2023年度は70兆円に満たない税収で110兆円超の歳出が計画されているわけだが、コロナ直下であった2020年度決算を振り返ると、60.8の税収（収納率）が147.6兆円の歳出（支出済）となっていたことと比較すれば、財政的ショックは沈静化しつつあるように見える。さきながら、わが国の財政状況が極めて悪化しているのは、コロナ禍、東日本震災、リーマンショックといった突発的な「有事」がもたらした一時的ショックとは別の、より本質的な危機に由来するものである。ここであいう「本質的な危機」とは、経済成長の鈍化により税収が伸び悩む中で、社会保障費の増加に歯止めがかからず、国債発行に頼ってきた過去20年のツケを国債費の負担という形で背負われねばならず、収入と支出の収収を合わせることができない財政状況を指している。国民にとって、わが国の構造的財政赤字は既にありきたりなものとなっており、その緊迫度が上下したところで、もはや動じることではない。こうした中で、膨張する財政支出を効率化する施策（増税や支出削減）について国民合意を得ることは容易でないが、本稿で扱う「公共調達」の見直し（行政改革）は、一定の成果を期待できるのではないだろうか。

2. 公共調達の実情

OECDの統計によれば、日本の公共調達の対GDP比の値は2010年代を通じて約16%であることから、日本のGDPを550兆円とし、政府の介入入によって公共調達の落札価格を3%下げることができれば、調達額すなわち粗給付総額を約2.6兆円節約することができるとされる。この値は、およそ消費税率1%の税収額に相当している。公共調達の落札価格を引き下げれば、それ相応の品質の低下が懸念されるものの、わが国の公共調達に関する一定の精緻さをもった先行研究では、価格と品質とのトレードオフは推認されておらず、価格を下げながらも、品質を維持し得る可能性が見いだされている（Iatsumi and Ishii [2022]、西川[2023]）。価格と品質とのトレードオフ関係は、競争市場であれば当然に存在しているように、制約のある公共調達の市場では、必ずしもそうではないのである。実際に、どの程度まで価格を下げるものが社会的に有益なのかについては、現時点で明確な回答を用意できていないが、ここでは、公共調達の実態の一面を紹介し、読者に検討材料を提供することとしたい。

まず、近年の公共工事の成績評定（品質）と落札率（価格）の推移について確認したい。図1は、国土交通省の地方整備局発注工事について、工事成績評定と落札率の推移を示したものである。ただし、ウェブサイトで公表されているデータのうち、利用可能な期間の長いものを選んだため、左図（工事成績評定）は東北地方整備局と北陸地方整備局の「工事成績ランキング」（期間中3件以上の実績のある企業）¹を利用し、右図（落札率）は関東地方整備局の入札結果データを利用している。図1で工事成績がすすんでいくことを確認できる。国発注工事では、2005年の品価法制定以降、総合評価落札方式の採用が増えており、そこでは過去の工事成績が入札結果に影響を与えることがあり、受注者は品質向上に努めるインセンティブがある。ただし、これほど短期間かつ顕著に技量が向上するとは考えにくく、いすすれば、受注者側が「点数を上げる勘所」を算えた一面があるのかもしれないし、発注者（採点者）側が工事成績評定に敏感になっている事業者に対して配慮を行っているのかもしれない。右図の落札率についても徐々に値が上昇し、かつ0.9付近への集中が見られる。この点については図2と合わせて解

釈を試みたい。

図2は、図1右図で使用したデータを用いて、2008年と2021年とを比較したものである。なお、図中使用する特殊な造語である「基準価格率」を定義したい。公共調達では、低価格競争に歯止めをかけるために（低価格競争が品質の劣化を助長しないよう）、下限価格の目安あるいは下限価格そのものを設けることができる。低入札価格調査基準価格率であれば、低入札価格調査基準価格を定め、この基準価格以下で入札されたもののについては、最安値であってもその適正な履行が難しいと判断されるならば、これを除外した上で落札者を選定することができる（地方公共団体などでは、最低限度価格を設けて、その価格以下の入札者を自動的に失格とするなどできる）。この基準価格を予定価格で除した値を「基準価格率」と呼ぶことにする。あらためて図2を見ると、左図にある2008年の段階では、横軸の基準価格率とみると、0.85以下で0.8付近までのレンジに幅広く分布し、基準価格率が0.8以下となる案件は少なくない。また、基準価格率を下回る落札率となった事例（図中の45度線以下のマーカー）も少なからずあることから、応募者としては、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応募すること（価格競争をしかけること）が有効な戦略となる可能性も窺われていることがわかる。これに対して右図（2021年）では、基準価格率が0.9付近まで引き上げられ、もはや基準価格率が0.85を下回る案件はほとんど存在しないなど幅の狭い分布になっている。また、基準価格率を下回る落札率（45度線の下側）が観測されることもほとんどなく、応募者としては、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応募しては落札ができない状況となっている。近年の公共調達は、限定的で「制約」の多い市場であることがわかる。

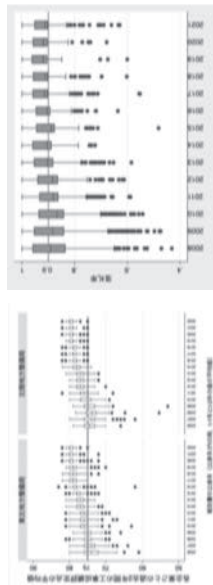
最後は、随意契約の実況についてである。図3は、関東地方整備局のデータを利用して、コンサルタント業務の落札率と入札方法ごとに分けて時系列の推移を示したものである。入札方法の違いについて、一般競争入札を最も競争的な入札方法としれば、公募型競争入札（簡易型、標準型）は、資格を満たす参加希望者のうちから複数の業者を選定し、その選定された者の間で競争を行う方式である（いわゆる指名競争入札のよう一面を有する）ため、やや競争性が低下する。「プロポーザル方式」は、業者から提出される技術提案を審査して業者を選定するもので、価格に関する競争プロセスは介在せず、随意契約の形をとるものである。プロポーザル方式の採用割合（標準型、公募型、簡易公募型を合わせたもの）は、関東地方整備局の場合であれば、全体の3割弱で推移している。図3が示すように、プロポーザル方式を採用した案件の落札率は平均値が100%に近く、一般競争入札などの落札率よりも15%程度ほど高くなっている。それもそのはずで、表1が示すように、2019年度以降の簡易公募型プロポーザル方式（プロポーザル方式のうち、ほとんどが簡易公募型である）を採用する案件では、落札率が100%となっている（すなわち予定価格と落札価格が一致している）案件が過半となっている。

諸事情から、プロポーザル方式（随意契約）を用いることが効率的である場合は存在するので、そことは問題ではない。また、先述したように、多くの案件で予定価格と落札価格が同額となっているが、運用実態からすれば同額となることは不自然ではない。しかし、プロポーザル方式（随意契約）は価格競争がなく、恣意性の介在しやすい仕組みであるからこそ、「公共調達の適正化について（平成18年、財計第2017号）」では、あえて、(a)「予定価格については、競争入札に付する場合と同様、適正な設定に努める」とし、(b)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由）は、具体的にかつ詳細に記載すること。また、企業競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること」と明記されているのであろう。ここでは有川博氏（元会計検査院局長）による簡にして要を得たコメントを紹介しておきたい。すなわち、「公共機関の調達では競争性の確保が重要で、業者が競い合うこととで価格の『限り』を補正できる。特命契約ばかりを続けると、この補正機能が働かなくなること」。

¹ 毎日新聞オンライン ②/11(土) 18:30(北沢記事) の「特命契約、見積額の98% 東京五輪談合 2400件「言い値」か」より抜粋。

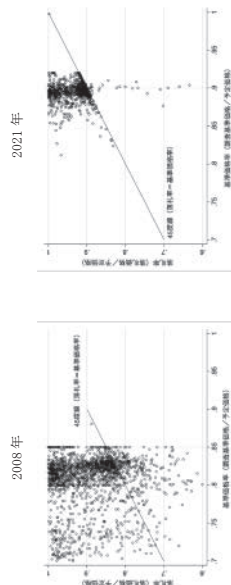
これらの実態を踏まえたとき、わが国の公共調達市場は、様々な制約によって競争性が制限されており、上手に競争性を取り戻すことができれば、品質を維持したまま、価格を下げるような効率化の余地が残されているのではないだろうか。こうした形で行政コストを引き下げが、公共事業費の抑制（支出削減）に繋がることを期待したい。

図1 工事成績評定と落札率の時系列的推移



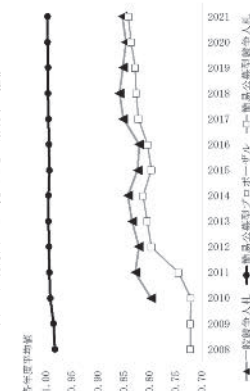
NOTE：左図（工事成績評定）は東北地方整備局と北海道地方整備局のデータ、落札率は関東地方整備局のデータである。

図2 基礎価格率と落札率の関係



NOTE：基礎価格率（0.7から1まで）と落札率（0.7から1）までをサンプルとし、落札率あるいは決定者のデータのみに使用。

図3 入札方法ごとに見たときの落札率の推移



NOTE：関東地方整備局の業務委託のデータを使用して作成。

表1 関東地方整備局の業務委託のデータにおける「落札率 100%」の割合

年度	総測価数	落札率 100%の 総測価	落札率 100%の 割合	全体のうち 落札率 100%の 総測価数	落札率 100%の 割合
2008	2133	81	3.8%	1106	51.8%
2009	2080	55	2.6%	969	46.6%
2010	1661	41	2.5%	488	29.3%
2011	1654	54	3.3%	451	27.3%
2012	1665	66	4.0%	431	25.9%
2013	1796	92	5.1%	482	26.9%
2014	1615	92	5.7%	443	27.4%
2015	1484	89	6.0%	401	26.9%
2016	1517	96	6.3%	403	26.6%
2017	1423	118	8.3%	388	27.3%
2018	1433	138	9.6%	389	27.2%
2019	1522	221	14.5%	402	26.4%
2020	1533	259	16.9%	407	26.5%
2021	1594	303	19.0%	433	27.2%

NOTE：関東地方整備局の業務委託のデータを使用して作成。

参考文献

- (1) 西川雅史 (2023)「品質と価格との間のトレードオフは必然なのか：地方自治体の公共調達の場合」, MMEO Harasumi, Kentaro and Rieko Ishii (2022). "The effect of price on the quality of public construction in Japan." Japan & The World Economy 62, 101134.

第2章 社会保障 【総論】

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平

長期の停滞を経験した日本社会には、構造的改革が必要である。2022年3月3日に経済財政諮問会議が公表した1997年から2019年までの所得分布の変化を見ると、長期の停滞の結果、日本の賃金分布は全体的に低位にシフトしており、中間層が崩壊していることが分かる。中間層の崩壊の影響は深刻で、未婚率の上昇、出生率の低下を引き起こした。

2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「将来日本の人口推計」では、今後とも人口減少・高齢化は継続することが推計された。特に人口構造上深刻なのが、2025年と2040年である。他方で、構造的変化も明らかになっている。女性の働き方は大きく変化した。女性の就労率は先進国でもトップクラスになった。しかし、その半数は非正規労働者で、女性の可能性を十分に生かしているとは言えない。女性の社会進出の障害になっているのが、性別役割分業を前提とする「昭和型の社会保障制度」である。年金制度にも見られるように、制度設計として専業主婦にとどまるインセンティブがあり、これが本格的な女性の社会進出の足を引っ張っている。

人口動態、働き方の変化は社会保障制度の太がかりな制度改革を必要としており、改革は2025年を意図した短期的なものと、2040年を意図した中期的なもの、そしてさらに長期の視点から行われる必要がある。

特に医療・介護・年金の同時改革が行われる2024年は重要な年になる。6年間隔で行われる医療・介護の報酬の同時改定を行い、ここで、2025年を乗り越える最終形を完成させなければならない。他方、2024年の年金財政検証は、2040年を意図した改革になる。

新人口推計でも明らかに becoming するように、今後の最大の課題は団塊の世代と団塊ジュニア世代が同時に高齢者になり、65歳以上人口が4000万人に接近する2040年をどのように乗り越えるのかにある。しかし、「2040年の社会保障制度」の構想はまだ不十分で、具体的な改革を進める必要がある。

長期の社会保障の展望はどのようなものがあるのだろうか。日本のみならず世界にとって、より長期的の課題として、地球温暖化・気候変動への対策があり、福祉政策と環境政策の連携はひとつの選択策であり、よりダイナミックな改革を展望する必要がある。

第1節「SDGsと日本の財政：理論的考察」（山重論文）は、日本の財政の持続可能性を高めるためにも、SDGsの実現に向けて成長促進型の政策を戦略的に探っていくことが重要であるとしている。例えば、気候変動対策に関しても、日本では「省エネ」という成長抑制型の政策が採られがちだが、再生可能エネルギーの「創エネ」という成長促進型の政策にシフトすることが有効であるとし、2030年までのSDGsの実現を通じて、安定的な経済成長と財政の持続可能性をもとに追求する政策の立案と実施が望まれるとしている。

山重論文の指摘するようにSDGsの推進を成長戦略として位置づけていくことは重要である。この一方で、エネルギー転換を引き起こす産業構造の転換、さらには炭素課税の「逆進性」の問題にも目配りが必要である。高所得層が多額の二酸化炭素排出量を排出する一方で、その負担は低所得層に集中することは、「気候正義」の問題として注目されている。この問題を解決する方法としては、炭素税収収を再分配目的に使う方法もあり、環境政策と福祉政策の連携により社会保障制度の新構築を考えることもできる。

第2節「コロナ禍における超過死亡・超過生存が財政に与える影響」（和泉論文）は、新型コロナウイルスのインパクトと社会保障のアクセス障について議論をしている。新型コロナウイルスによる死亡率の急激な増加と、超過死亡や超過生存による人口変動は、経済・財政への影響が微小で、税・社会保障課税収入や年金

の将来償還に大きな影響を与えていないとしている。新型コロナウイルスの影響にもかかわらず寿命の伸長が続いているが、日本の公的年金制度により平均余命の伸びが反映されているため、制度の安定性は損なわれないうちである。この一方で、新型コロナウイルスにより、労働政策、社会保障の課題が明らかになった。特に、非正規雇用やギグワーカーといった不安定な就業状態の人々の弱さが明らかになった。また自営業なども生活保護へのアクセスに課題があることも確認されている。最終的には、特例的なことでしのいだり、大規模な感染症や自然災害などへの対応を視野に入れ、社会保障のあり方を再考する必要があると言える。特にギグワーカーへの社会保障適用は今後重要な問題といえる。

第3節「地域医療制度の国際比較」（大森論文）は、各国の医療改革（オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、大英帝国）を比較しながら地域医療制度の改革を議論している。高齢化の進展めざましい医療技術の進歩等の社会経済環境の変化の下で、先進国の医療制度は、いかなる改革も求められているが、その際には「効率的」、「公平性」に配慮した規制、政策が重要になる。実際に改革を行う場合、各国で医療制度の財源、サービス提供者、保険者機能が異なるため、政策の違いがある。他方で、各国の医療サービス市場における規制、政策の動向は、経済理論に沿って行われると考えられることから、相互に参考になる部分も多い。大森論文では、医療機関への報酬（支払い方式）の変化、GPの役割、財政政策、民間保険の役割について議論している。

まず支払方式については、多くの国で、病院はDRG支払方式を導入している。他方、専門医療・一次医療のGPサービスについては、多くの国で、病院はDRG支払方式を導入している。他方、専門医療に対する支払い、包括払い方式よりも出来高払い方式を採用している国の方が多い。また、特に一次医療についてP4Pを導入する国もある。

GPについては、全ての国が、GPシステムを導入しているわけではないが、対象国の全てが、GPの専門科を設置し、GPが、一次医療を担い、二次医療の「門番の役割」を果たす考え方を採用している。また全ての国で、専門職の免許制による数量規制委に加えて、病院予算制度、医療計画によって行っている。財源政策であるが、社会保障方式を採用している国々の中でも、フランスのように社会保険目的税である一般社会拠出金（SGG）を導入する国も出てきていること、全ての国々で租税財源から補助金を医療財政に投入している。逆に、租税方式を採用している国々も、医療財政収入として、所得税だけでなく、付加価値税を含めた消費関連税、資産税など幅広い財源を拡大している。

公的医療保険を補う私的保険であるが、フランス、ドイツ、カナダを中心に私的医療保険が大きな役割を果たしている。入院外処方箋、大人の歯科医療、アイケア等、公的医療保険の対象から外すサービスを設定し、私的医療保険を積極的に活用する国々があることが注目される。年金においては、公的年金の連携、一体改革が進んでいるが、医療ではそのような議論は日本ではあまり行われていないが、長期の医療保障制度の確立のためにはここで議論されたような様々な選択を検討する必要がある。

第4節「新人口推計から考える社会保障制度の諸課題」（駒村論文）では、2023年に公表された新人口推計の特徴と今後予測される社会保障制度の諸問題をまとめている。

新型コロナウイルスの影響で、出生率の低下が続いている。他方、和泉論文で見たように、寿命の伸長に影響は小さい。2023年に公表された新人口推計では、高齢化率、人口減少は緩やかになっているが、その原因は外国人の流入にある。新人口推計でも団塊ジュニア世代が退職する2040年に聞かされているが、それは外国人の流入である。新人口推計でも団塊ジュニア世代は、非正規労働者の割合が高く、未婚率も高く、コールドスタート出生率も前後の世代に比較して低く、また年金納付実績も芳しくないため、老後の貧困リスクは高いと見込まれる。団塊ジュニア世代の出生率の低さは、マクロ経済スライドの適用による年金給付水準の引き下げという形で調整されるため、マクロ経済スライドのたもたす年金水準の低下は団塊ジ

ュニア世代を直撃する。

このほかにも 2040 年には、団塊世代が 90 代に突入するため認知機能に課題を抱える高齢者が急増することになる。

従来の日本型雇用慣行、性別役割分業という昭和型の社会経済モデルの見直しが進むなか、新しい社会モデルを形成できないまま現役世代を終える団塊ジュニア世代が、2040 年に退職を迎えることから、今後、団塊ジュニア世代の貧困の問題を拡大する可能性がある。この問題に対処するためには、1) 高齢期における就業継続の促進、2) 女性の社会進出の促進、3) 私的年金などの拡充、4) セーフティネットの補強、必要になる。

社会保障 【各論】

SDGs と日本の財政・理論的考察

一橋大学経済学研究科 国際・公共政策大学院教授 山重 慎二

1. はじめに

2030 年頃までの日本の経済や財政の問題を考えると、世界全体で 2030 年までに達成すべき目標として国連が制定した SDGs (持続可能な開発目標) の強い影響を受けることは明らかだ。貧困の改善 (目標 1) やジェンダー平等 (目標 5) のように、国内で強い期待が寄せられる目標のみならず、気候変動対策 (目標 13) や海洋資源の保全 (目標 14) のように、国際社会から実現が強く求められる目標もある。特に地球温暖化は、気候変動を引き起こし、人間の生存環境を極度に悪化させることが世界中で懸念されており、2030 年に向けて、気候変動対策は、各国政府に強く求められていくことになるだろう。

ポストコロナ時代の日本の財政の大きな課題の一つは、コロナ対応で悪化した財政の歳入をいかに回復するかだ。SDGs への取り組みは、その課題を認識しながら行う必要がある。これからの日本の財政や社会保障のあり方を考える上で、国連が定めた SDGs について正しく理解し、その実現を通して持続的成長経路への移行を目指すことが、財政そして経済の持続可能性を高めるために有効な戦略となる。

2. 国連の SDGs と日本の SDGs

SDGs という言葉は、日本政府の努力によって、日本でもよく知られるようになってきた。しかし、日本の SDGs と国連の SDGs には少し乖離がある。SDGs と財政との関連を考える上で、日本の SDGs と国連の SDGs のいずれを目標とするかで、話が少し異なってくるため、2 つの違いについてまず議論しておきたい。

国連の SDGs を理解する上で特に重要なのは、2015 年の実現を目指した MDGs (ミレニアム開発目標) を引き継ぐ取り組みとして、それが生まれたという歴史である。MDGs は低開発国や途上国の課題の改善を目的としたが、未達に終わった目標も多かった。先進国でも改善すべき課題は多いので、世界全体で 2030 年までに達成すべき開発目標を定め、その実現を目指すというのが、2015 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」つまり国連の SDGs である。

そこでは、「誰一人取り残さない」ことが基本的理念とされ、「最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて」、「地球規模の連帯の精神」に基づいて取り組みが決定される。SDGs でも低開発国や発展途上国の社会課題の改善が強く求められている。

国連の SDGs では、17 の目標のそれぞれにターゲットが設定され、全部で 169 あるターゲットを 2030 年までに実現できるか否かが問われている。一方、日本の SDGs では、17 の目標だけが注目されることが多く、その目標に関わるような取り組みなら何でも「SDGs」とされているように感じることが少なくない。

世界で 2030 年までの実現を目指している SDGs はハードルがかなり高い。痛みを伴う取り組みが必要だが、日本政府が掲げる SDGs では、それらを明示せず、SDGs の実現を「夢」のように語り、現在の政府の取り組みを正当化する根拠の一つとして使っているように思われることが少なくない。

3. 国連の SDGs、経済成長、財政の持続可能性

国連の SDGs は、創縁、不公平性、健康などを改善しながら、潜在能力が開発されていない人々の能

力を高めることを求める。理論的観点からは、そのような取り組みは、経済の供給サイドを強靱化することで、持続可能な発展を可能にすると考えられる。さらに、人の強靱化だけでなく、海や陸の生き物の多様性そして量の維持に努めるとも、供給サイドの強靱化につながる。SDGsの多くは、供給サイドを強靱化することで、経済の持続的成長に資する。この考え方は、低開業国のみならず、先進国においても有効な考え方であり、世界全体で取り組んでいる。

気候変動対策という目標に関しても、日本人は化石燃料の利用を減らすための「省エネ」という視点で目標達成を考えてしまう傾向がある。しかしそれでは、経済成長の低下につながる可能性がある。これに対して、再生可能エネルギーへのシフトという「創エネ」の発想で、目標達成を考えようと、むしろ経済成長を高める可能性が見えてくる。

例えば、すべてのエネルギーを再生可能エネルギーで賄えば、エネルギーをどんなに使っても、温暖化ガスを増やすことはない。いくらでも経済成長を追求できる。さらに再生可能エネルギーは、「再生可能」であるがゆえに枯渇することもない。資源の有限性に起因する「成長の限界」からも解放される。SDGsの実現は、持続的な経済成長を可能にするのである。

SDGsの目標の多くは、成長促進的な政策で達成可能である。成長と財政の持続可能性を両めるように、SDGsの目標達成を目指すことが、ポストコロナ時代の政策立案や制度設計では重要になる。

4. 気候変動問題への対応と財政

産業革命以降、人類は石炭や石油といった化石燃料を大量に使い、経済活動を急速に拡大してきた。その結果、大気中の温室効果ガスが増え温暖化進み、様々な気候変動問題の一因になっている。現在、この認識は多くの科学者の共通認識になっている。

SDGsの目標13では、具体的な数値目標や取り組は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）で定められるとされている。現在、工業化以前と比べて世界の平均気温の上昇は $+2^{\circ}\text{C}$ 以内、できれば $+1.5^{\circ}\text{C}$ 以内に抑えることが目指されている。世界の平均気温が、 $+2^{\circ}\text{C}$ を超えてしまうと、地球環境が暴走を始め、現在の平均気温に戻ることは極めて困難になると考えられているからだ。

日本政府は、SDGsの最終年の2030年までに二酸化炭素の排出量を2013年度比で46%削減し、2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目標としている。この国際公約を守ることで、国際的な信頼を獲得し、制敵を受けないために重要となる。

多くの国では、以下の3つの目標を実現するための政策が採られている。

- ① 化石燃料の使用抑制
 - ② 再生可能エネルギーの生産拡大
 - ③ 温暖化ガス回収技術の開発
- 具体的な政策手段として、規制、税、補助金がいられる。先進的に取り組んでいる欧州諸国では、「②再生可能エネルギーの生産拡大」を補助金等で促す一方で、「①化石燃料の使用抑制」をカーボンプライシング（炭素税や排出権取引）で図り、再生可能エネルギーへのシフトを促すという政策が急ピッチで採られてきた。

日本でも、同様の政策が採られているが、それぞれの政策の規模が小さくスピードも遅いという状況で、目標実現に不安が残る。おそらく今後、より安価で安全な再生可能エネルギー（例えば核融合発電など）の開発や「③温暖化ガス回収技術の開発」を待てば、より低い負担で目標を実現できるはずという楽観的期待があるように思われる。

ただ、そのような新技術を安価に活用できるようになるまでには時間が必要だ。特に、2030年までの目標達成のために活用することは難しい。技術開発という夢に賭けて、問題を先送りすることは、国際

的な信用を維持・獲得するという観点からも、望ましいとは言えない。

着実な取り組みが行われない場合には、高いカーボンプライシングで、化石燃料の使用を抑制しようとしている国境炭素税がある。EU諸国では、高いカーボンプライシングで、化石燃料の使用を抑制しようとしており、その結果として、（移行期には）財・サービスの価格が上昇する。一方、そのような政策を実施しない国では、相対的に低いコストで生産できるため、EU諸国の生産者は不利な状況になる。そこで、そのような国々からの輸入品については、国境で「炭素税」を課すというのが国境炭素税である。

国境炭素税は、気候変動対策に積極的に取り組まない国々の財・サービスにも国境で炭素税を課すことで、世界での取り組みを促す意図があると考えられる。日本も国境炭素税が課される対象国とならないように、炭素税の取り組みの先送りではなく、着実な実施が求められる。

5. おおりに：SDGsと日本の財政・社会保障

日本政府は、コロナ対応のために劇的に増した巨額の公債を抱えて、世界の持続可能な発展のために国連が定めるSDGsに取り組むことが求められている。経済学の観点からは、国連のSDGsの多くは供給サイドの強靱化につながる目標である。目標達成は、短期的には負担を求めるが、十分に活用されてこなかった資源の有効活用を通じて、長期的には持続的成長を可能にする。日本の財政・社会保障の持続可能性を高めるためにも、SDGsの実現に向けて成長促進型の政策を戦略的に採っていくことが重要である。

例えば、気候変動対策に関しても、日本では「省エネ」という成長抑制型の政策が採られがちだが、再生可能エネルギーの「創エネ」という成長促進型の政策にシフトすることが有効。温暖化がしばらく続くことが予想される状況で、熱中症が懸念される高齢者に、電力の利用抑制を求めるのは辛い。再生可能エネルギーを安価に生産できる状況までできれば、温暖化が進む中でも人々の健康が守られ、世界でクリーンなエネルギーを利用できる人が増え、持続的な成長が可能になる。

SDGsの中には、ジェンダー平等の促進、貧困の削減、働きがいの向上など、社会保障と直接関わる目標も多い。SDGs実現をふまわった「夢」のように語るのではなく、財政そして社会保障の持続可能性を高めるための明確な目標として、「供給サイドの強靱化」につながる成長促進型の政策を立案・実施していくことが望まれる。

コロナ禍における超過死亡・超過生存が財政に与える影響

嘉悦大学経営経済学部教授 和泉 敬彦

本報告は2022（令和4）年6月時点の知見に基づくことを予めお伝えしておく。

超過死亡と超過生存

コロナ禍における人口変動に見られる「超過死亡」と「超過生存」について、そしてそれらが経済に及ぼす影響について議論する。「超過死亡」とは、通常予想される死亡数を上回る人々が死亡した現象を指す。一方、「超過生存」とはその逆で、予想される死亡数よりも少ない人々が死亡した現象を指す。

2020年の新型コロナウイルスの流行初期には、67の各国で超過死亡が観察された。しかし日本では、感染防止策の徹底により、超過生存が観察されたと考えられている。これは、マスクの使用の徹底、飲食店の営業時間短縮、学校の臨時休業、早期の医療アクセスなどによるものである。

また、「超過死亡」や「超過生存」が経済に与える影響として、社会保障給付の受給者の減少による将来的な債務の減少と、消費支出の減少、労働供給の減少、税収の減少による人口減少の二つの側面を指摘している。

「超過死亡」の定義としては、WHOの定義と、国立感染症研究所の定義が参照されている。新型コロナウイルスによる超過死亡とは、インフルエンザ関連の死亡が大幅に減少したにもかかわらず、それを上回る死亡数が発生したというものである。

新しい生活様式やリモートワークによる労災事故の減少、自殺者の増加なども考慮しているが、それらの全体の超過死亡に対する影響は限定的であると結論づけられている。

2020年から2021年までの2年間の新型コロナウイルスの感染拡大による超過死亡の動向は、WHOの報告により明らかにされている。2020年初頭に超過死亡が発生し、各国のロックダウンや入国規制により3～4月には超過生存に転換した。しかし、再度の感染拡大により2020年の秋冬には再び超過死亡が観察された。2021年夏には感染防止措置の運用により再び超過生存の状態となったが、感染拡大が進行し超過死亡と超過生存が互生型に変動した。

初期の感染拡大防止の成功後、一部の国では緩和策が導入され、感染と死亡者数が増加した。特に、開放的な政策を採用した国ではこの傾向が顕著であった。2021年の春から夏にかけては、ワクチン接種の運用により感染拡大防止効果と重症化防止効果が現れた。しかし、その後の対策緩和と感染力の高いオミクロン株の流行により、再び超過死亡が増加した。

日本の人口動態

人口動態統計年報の確定数で見えていくと、元々日本は少子高齢化で死亡数は増えていくし出生数は減っていくという傾向があった。出生数から死亡数を引いた数＝自然増減数というのは常に減少トレンド、つまり右下がりのグラフを描いていた。

2000年から2021年にかけての死亡数を右上がりの増加トレンドとして描くことができる。トレンドから上振れして死にた年がいくつかあり、最初が2005年である。正確には2004-2005年シーズンにインフルエンザが大流行し、死亡数が上振れた。2009-2010年シーズンには、2009年新型インフルエンザが警戒されたが、それほど致死率は高くなかった。その反動が2010年には出ていたことがわかる。

そして2011年には、東日本大震災が起きて、死亡数はかなり上振れた状態でも数年続いたということがある。その後は、増加トレンドに回帰していた。

コロナ禍の始まった2020年は増加トレンドよりも下に死亡数が減り、2021年は少しトレンド回帰した。2022年1月から3月までの死亡数が多いという報道があり、2022年を通してトレンド回帰ではなくてもう少し上振れされることも想定される。2020年の超過生存を2021年には超過死亡で調整した可能性をこのグラフからは読み取っている。調整は2022年を通して経く見込みでもある。

日本が新型コロナウイルスによる死亡数を隠しているという著名医学誌ランセットに掲載された論文があり、その妥当性について論争になった。その論文によれば、日本の超過死亡の推定値は11万人以上という結果が示されており、日本は新型コロナウイルスによる死亡数を隠しているのではないかと疑いがかけられている。公式に報告されている新型コロナウイルス感染症関連死は3万人弱である。この論文の推定値があまりにも大きく上振れしてしまった理由としては、世界人口の死亡数が減少するトレンドに日本にも機械的に当てはめてしまったことが考えられる。国ごとの事情を考慮しないと、超過死亡という現象は理解できないのではないかとという話に落ち着く。

2000年から2020年にかけての67各国と世界の平均寿命を観察すると、日本が最も高い平均寿命を維持し、アメリカがコロナ禍で1.5歳短くなっていることが明らかになる。一方で、中国、香港、韓国、台湾といった個別的な入国管理政策やロックダウンを伴うゼロコロナ方針を採用した東アジアにおいては、日本と同様に平均寿命が伸びている。

年金制度と経済成長への影響

イタリアの1995年の年金改革では、概念上拠出建て（NDC）という年金制度が導入された。NDCは、個人ごとに設定された会計において拠出方式を導入する点で特色があるが、年金原資の積立は擬似的なものでもある。イタリアのNDC年金は、退職時に拠出額実績値を平均余命と年齢で割り引く方式を採用している。新型コロナウイルス関連死による影響は、年金の将来債務予測に大きな影響を及ぼすのではない。

また、平均余命が短くなった2020年に退職した人々は個人単位で利益を得た可能性があるが、これは短期的な影響に過ぎない。平均余命のトレンドは通常回帰する可能性が高く、それは数年以内に反映されることも多い。新型コロナウイルス感染症関連死の影響は人口変動としては小さかったとも言える。しかし、平均余命に大きな変動があった場合でも、NDC年金を導入している国では短期的な影響はあるかもしれないが、中長期的には収束すると見られる。

2014年に設置された「選択する未来」委員会では、人口急減・超高齢化が経済成長にどのように影響するかを議論し、人口規模だけでは経済成長が決まらないという結論を得た。少子高齢化が進んでも、経済成長がすぐにはマイナスになるわけではないとされている。新型コロナウイルスによる経済成長への影響も、同様に人口変動だけでは決まらな。2020年Q2-Q3のGDPの変動は、飲食店の営業自粛やロックダウンによる経済活動の縮小が主な要因であり、回復の過程では、入国規制の緩和や経済活動の再開、営業時間の拡大・平常化が影響を与えており、人口規模の変動が与える影響は軽微であると言える。

超過死亡や超過生存による人口変動は、経済・財政への影響が微小で、税・社会保障料収入や年金の将来債務がすぐにマイナスになるわけではないと見られる。日本の公的年金制度も、マクロ経済スライド調整により平均余命の伸びが反映されているため、制度の安定性は損なわれない。新型コロナウイルスにより、非正規雇用やギグワーカーといった不安定な就業形態の人々の弱さが明らかになった。一時的な措置で対応は可能だったが、大規模な感染症や自然災害などへの対応を視野に入れ、社会保障のあり方を再考する必要があると言える。

地域医療制度の国際比較

お茶の水女子大学基礎研究院人間科学系教授 大森 正博

I はじめに

高齢化、めざましい医療技術の進歩等の社会経済環境の変化の下で、医療制度は、改革を求められてきている。医療サービスは、その性質から、「市場の失敗」を生じさせ、「効率性」を毀損する可能性があることから、規制、政策を必要とする。また、医療サービスは、人が社会経済生活を営む上での基本的部分を成しており、人権にも関わることから「公平性」に対する配慮を欠かすことができない。このような「効率性」、「公平性」に配慮した規制、政策が、医療・介護制度を形成する。日本を含め、各国が、医療サービス市場の「効率性」、「公平性」に関わる共通の問題に直面していると考えられるが、各国の状況によって、規制、政策、対応の仕方が異なることが、各国の医療制度の個性、差異を生み出している。その一方で、各国の医療サービス市場における規制、政策は、理論に沿って行われていると考えられることから共通点も多く見られるはずである。

本稿では、医療サービスの効率性、公平性の課題解決のために導入した医療制度、政策を、主として、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、大英帝国、我が国について、比較検討した。

II 医療サービスの情報の非対称性に繋がるモラル・ハザード、独占力に対する政策

医療サービスの情報の非対称性に繋がるモラル・ハザード、独占力に対する対応としては、価格規制、一部負担、費用償還方法、「規制された競争」が挙げられる。

価格規制については、以下の通りである。

第一に、価格は、公定価格があっても、実際の価格は、サービス供給者と購入者（保険者、国、地方公共団体）との交渉で決まる場合が多い。

第二に、病院予算制度を導入している国が多い。今回の対象国全てが導入していた。

第三に、DRG(Diagnosis-related Group Price)は、包括払い価格であるが、病院サービスについては、対象国全てが導入していた。

第四に、成人歯科、入院外の処方薬、視力矯正などを公的保険・サービスの対象外にするか、給付を抑制している国が多く、それらの国々は、私的保険で補完していた。

次に、一部負担の導入については、以下の通りである。

多くの国々が一部負担を導入しているが、一次医療については、無料が低額にしている国が多い。フランスのように一部負担が相対的に多い場合は、一部負担をカバーする私的保険を準備している。オランダは、強制控除、任意控除を導入する試みを続けている。

次に、費用償還方法については、以下の通りである。

第一に、支払方式については、病院は、ほぼ全ての国々が、DRG 支払方式の形で、包括払い方式を導入しており、一次医療の GP サービスについても多くの国々が人頭払い方式をはじめ、包括払い方式を導入している。専門医に対する支払いは、包括払い方式よりも出来高払い方を採用している国の方が多かった。

第二に、医療サービスの質 (Quality of Care) の向上の観点から、特に一次医療について P4P を導入する国が出てきている。

次に、「規制された競争」については、以下の通りである。

「規制された競争」を導入する国は希少であるが、医療サービスの買い手（保険者、国・地方公共団

体）が、サービス供給者と交渉する手法は、他の国々でも採用されている。日本の「保険者機能」に関する政策導入もこの流れに沿ったものと考えられる。

III 情報の不完全性による患者の医療サービス選択の不完全性に対する政策

情報の不完全性による、患者の医療サービス選択の不完全性への対応については、以下の通りである。第一に、全ての国が、GP システムを導入しているわけではないが、対象国の全てが、GP の専門科を設け、GP が、一次医療を担い、二次医療の「門番の役割」を果たす考え方を採用している。

第二に、各国では、医師の「紹介状」を介して、病院サービスの需要をコントロールしている。

第三に、GP システムを導入している国で、人口あたり病院数、一般病院数、病院病床数を抑制して、二次医療の利用の効率化を図っているが、その代わりに GP システムを導入している国の中でオーストラリア、カナダは、人口あたり GP 数を大きくして、患者の一次医療のアクセスビリティは高めようとしている。

第四に、GP システムを導入している国では、イタリア以外は、人口あたり専門医数を少なくして、二次医療の利用の効率性を高めようとしている。しかし、イタリアは、専門医数を確保することで、病院サービス以外の二次医療のアクセスビリティを確保し、費用のかかる病院サービスについては、効率的利用を目指していることとみることができる。

IV サービス供給者のモラル・ハザード、独占力の行使による非効率性の対策としての数量規制

サービス供給者のモラル・ハザード、独占力の行使による非効率性の対策としての数量規制については、以下の通りである。

全ての国で、専門職の免許制による数量規制に加えて、病院予算制度、医療計画によって行っていた。特に、医療機器の配置については、「医療計画」の中で規制しているフランス、ドイツ、イタリアは OECD 平均よりも低い。

公的医療制度を社会保険方式、税方式いずれで行う場合も、財政運営の効率性の観点等から、対象国全てで以下の配慮がなされている。

対象国においては、保険の単位（保険者）、公的給付制度の単位は、職種別、地域、国々大きな単位で構成されている。

V 公平性

公平性の観点から、以下の論点に対応した政策が必要である。

第一に、医療サービスをどの財政方式で供給するかについてである。大きく分けると 2 つの財政方式を対象国は採用している。通く人々が保険に加入できるようにすること、逆選択の回避の観点から社会保険方式を採用する国々と、医療サービスを国民の権利として、公共サービスとして供給する税方式を採用する国々がある。社会保険方式を採用している国々の社会保険料が、所得関連保険料を主としているという意味では、税方式の国々が医療財政収入の中心に所得税を置いている点と類似しているともいえる。両者の相違は、社会保険方式は、社会保険料を納付することの対価として医療サービスを受給するという権利関係があるのに対して、税方式は、納付された租税に対して、公共サービスとして国民に医療サービスを供給するという関係があるところにあると見てもできる。しかし、社会保険方式を採用している国々の中でも、フランスのように社会保険目的税である一般社会拠出金 (CSG) を導入する国も出てきていること、全ての国々が租税財源から補助金を医療財政に投入していることに注意が必要である。租税方式を採用している国々も、医療財政収入として、所得税だけでなく、付加価値税を含め

た消費増税、資産税など幅広い財源を拡大していることが見て取れる。

第二に、患者の「私的負担」についてである。対象国では、フランス、ドイツ、カナダを中心に私的医療保険が大きな役割を果たしている。入院外処方薬、アイケア等、公的医療保険の対象から外サービスを設定し、私的医療保険を積極的に活用する国々があることが注目される。しかし、私的医療保険の活用にあたっては、その加入が任意であることから考えて、公平性の観点からは、公的医療保険の対象から外サービスの吟味と私的医療保険の加入を補助する仕組みの検討が不可欠である。

参考文献

- 泉 重樹子「医療費における自己負担と医療アクセス—保険給付と医療費負担—」『フレンス』pp.91-116 2010年9月
- 大森正博「フランスの医療保険の動向」『健保連海外医療保険』No.85 pp.16-21 2010年3月
- 稲森公嘉「フランスにおける薬剤政策の動向」『健保連海外医療保険』Vol.109 2016年3月 pp.8-15
- 柴田洋二郎「フランス社会保険財政の「租税化」(fiscalisation)—議論・情勢・展開—」『海外社会保険研究』Summer 2012 No.179 pp.17-28
- 田嶋雄紀「イギリスの薬剤政策と薬局・薬剤師の役割」『健保連海外医療保険』Vol.109 2016年3月 pp.16-22
- 藤本健太郎「ドイツにおける薬剤政策の動向」『健保連海外医療保険』Vol.109 2016年3月 pp.1-7
- 厚生労働省 HP 特定機能病院について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/huwa/0000137801.html>
- 厚生労働省大臣官房統計情報部『令和2年度国民医療費』

- Sarah L Barber, Luca Lorenzoni and Paul Ong. 2019. *Price setting and price regulation in health care: Lessons for advancing Universal Health Coverage*. World Health Organization and the Organization for Economic Co-operation and Development.
- R H. Blank, Y.Brau and E.Kuhlmann. 2018. *Comparative Health Policy 8th edition*. Red Globe Press.
- Folland,Goodman and Stano. 2017. *The Economics of Health and Health Care 8th edition*. Routledge.
- M.Anderson,H Alderwick, E Pitcher,A McGuire,N Edwards and E Mossialos. 2022. *United Kingdom Health System Review*. Health Systems in Transition Vol.24 No.1.
- A.Aeeli, A.H.Glenngard and S. Merkur. 2012. *Sweden Health System Review*. Health Systems in Transition Vol.14 No.5.
- M.Blumel,A.Springer,K.Achtetter,A.Maresso and E.Basse. 2020. *Germany Health System Review*. Health Systems in Transition Vol.22 No.6. 2020.
- K.Chevreul, K.Berg Brigham,Duland-Zaleski and C. Hernandez-Quevedo. 2015. *France Health System Review*. Health Systems in Transition Vol.17 No.3.
- F.Ferre, A.Guilio De Bokis, L.Valerio, A.Lazari, G.Fattori, W.Ricciardi and A.Maresso. 2014. *Italy Health System Review*. Health Systems in Transition Vol.16 No.4.
- M.Hilles and J. Healy. 2001. *Australia 2001*. Health Care Systems in Transition. European Observatory on Health Care Systems.
- M.Kloeman, W.Boerma, M.van den Berg, P.Groenewegen, J. de Jong and E. van Ginneken. 2016. *Netherlands Health System Review*. Health Systems in Transition Vol.18 No.2.
- G.P.Marchildon, S.Alini and S.Merkur. 2020. *Canada Health System Review*. Health Systems in Transition Vol.22 No.3.
- OECD Health Statistics 2022**

新人口推計から考える社会政策の諸課題—年金及び認知機能低下の問題を中心に—

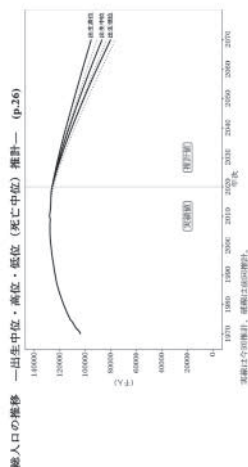
慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平

1. 人口推計の明らかにした課題

(1) 新人口推計の概要

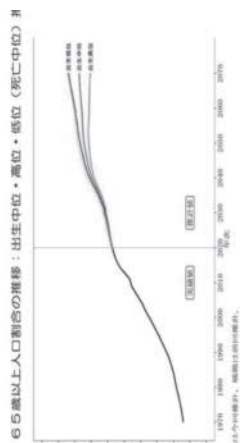
2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所から「日本の将来推計人口（令和5年推計）」(以下、新人口推計)が公表された。2017年推計後に発生した新型コロナウイルスにより、2022年の出生数は80万人を下回る一方で、寿命の伸長は続いているため、高齢化率、人口減少はさらに加速するのではないかと考えられた。実際に公表された新人口推計では、合計特殊出生率は前回の推計よりも下方に修正された。やがて新人口推計を比較した、総人口の推移(図1参照)や高齢化率の推移(図2参照)の数値は、やや緩やかな変化になるようにみえる。これは外国人の流入数の増加を見通した影響であり、2017年推計における毎年の外国人純流入数が9万人であったのに対し、2023年には16.4万人と想定したことの結果である。

図1 新人口推計と2017年推計の総人口の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

図2 新人口推計と2017年推計の高齢率の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

また、図3に示すように、外国人の流入数の増加により65歳以上の人口に対する15～64歳までの現役世代の人口の比率を示す扶養率は、2017年推計よりも若干改善傾向になっている。

図3 新人口推計と2017年推計（高位、中位、低位）の扶養率の比較



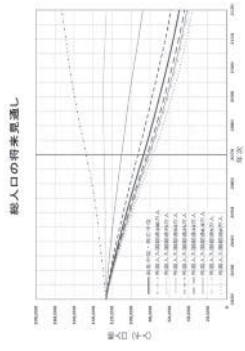
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」より筆者作成

(2) 外国人のインバットの増大

人口推計は、あくまでも過去のトレンドから将来を予測したものである。したがって、外国人の流入増という推計結果をもって、日本の移民政策の大きな変更や164万人の流入を目標にした政策を明確にしたわけではない。新人口推計では、興味深い見通しとして、164万人以外の人数でも外国人の流入のインバットを推計している（図4参照）。

現在の出生率のままの場合、総人口を維持するために毎年75万人の外国人の入国が必要になる。この場合、2090年頃には、日本は大半の住民が外国人によって占められることになる。このような見通しは、非現実的であるが、毎年の出生数が80万人を下回る状態における16万人の外国人の流入の影響は非常に大きく、2060年代には日本の総人口の10%が外国人によって占められることになり、この外国人像をどのように想定するかが重要で、一時的な労働者と考える場合と、生活者、市民として考える場合によって対応が異なる。一般的な労働者として考える場合は、労働政策上の対応とどまらざるが、市民として想定する際には社会保障、教育（日本語教育）、参政権など幅広い対応が必要であり、それに伴うコストも考慮する必要がある。

図4 外国人のインバットー外国人入国者数と総人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

(3) 異次元の少子化対策

新型コロナウイルスの影響による婚姻数の減少は、出生数の減少をもたらしした。政府は、異次元の少子化対策を掲げて、包括的な少子化対策に着手しようとしている。ただし、これらの財源の不透明であることや、そもそもこれらの政策の有効性には疑問がある。

海外子が増加している他の先進国と異なり、日本の子どもたちは、結婚した夫婦から生まれている。出生数の低下の背景には、まず「未婚・晩婚」があり、そして「少産・晩産」がある。したがって、未婚・晩婚の傾向を食い止めなければ有効な少子化対策には繋がらない。

では、未婚化・晩婚化が進む背景には、若年世代の所得の低下がある。例えば、30代前半の男性の婚姻状況を見ると、年収250～300万円を境に婚姻率が大きく低下している。過去30年間にわたり賃金上昇率が鈍化し、非正規労働者が増えたことで、この所得層の割合も上昇している。若年者の所得の低下をしない限り、出生率の回復は期待できないであろう。さらに問題は深刻になっている。国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2022）」によると、若い世代の結婚意欲そのものが低下している。「結婚できない」から「結婚したくない」つまり非婚が増えている。これに加えて、女性の若い世代のなかには、結婚しても子どもを持たないという「非産」も増えている。なぜ非婚・非産が増えているのか、という点はまだ十分解明されていないが、日本社会全体の病理が存在する可能性もあり、少子化対策を超えた根本的な政策対応が必要になる可能性が高い。

2. 2040年の社会保障制度

(1) 団塊世代と団塊ジュニア世代

日本の人口構造には、団塊世代と団塊ジュニア世代によって構成される2つの山が存在する。そのため、団塊世代が75歳に到達する2025年問題と団塊ジュニア世代が退職する2040年問題が予測されている。

新人口推計でも、2040年には団塊ジュニアが65歳を迎え、退職することから高齢化率は急速に上昇する。また長寿の進展で、団塊ジュニアの親世代である団塊世代は90歳に達することから2040年は高齢化が最も厳しい時期となることには変わりがない。

団塊ジュニア世代とは、1947年から1950年の団塊世代の子ども世代であり、一般的には1971～75年生まれの世代、2025年時点で48歳から52歳、そして2040年には65～69歳となる。この世代は1）団塊世代に並んで人数が多いこと（ボリューム効果）と、2）親世代と反対に現役期間の経済成長が低かったこと（世代効果）という特徴がある。

(2) 団塊ジュニア世代のたらず問題

1993年から2005年にかけて就職、就職活動した世代は氷河期世代と呼ばれ、1970～1987年生まれ世代が該当し、団塊ジュニア世代は、丸ごと氷河期世代に含まれる。団塊ジュニア世代は、学校卒業時から30代前半という就職、家族形成期という重要な時期に、深刻な不況と日本経済構造転換を経験し、1）非正規労働率が高い、2）未婚率が高く、出生率が低い、3）年金の加入実績も不十分、と見込まれる。このため団塊ジュニア世代の老後貧困リスクは他の世代よりもかなり高いと見込まれる。

(3) 陳腐化した社会保障制度・税制

他方で、日本社会の構造変化は急激に進んでいる。特に女性の社会進出は顕著であり、女性の就業率は先進国でもトップクラスになってきている。しかし、他方で社会保障・税制は性別役割分業を前提にした昭和スタイルのままである。女性が結婚・出産後に、正社員として働く続けるためのインセンティ

ブを下げる陳腐化した時代遅れの社会保障制度・税制が温存され、既得権化している。「年取の壁」に代表されるように、女性就労者の過半が非正規労働者にとまどっている。

また寿命の伸長が続いているにもかかわらず、それに対応した年金改革が行われておらず、支給開始年齢は65歳ままで、65歳以上の就労を選択した場合のペナルティになる在職老齢年金制度や繰り下げ受給の障害になる加給年金の仕組みも温存されている。

3. 認知機能の低下の影響

寿命の伸長は、高齢者の健康状態とも連動し、過去20年間で高齢者の身体機能は5歳ほど若返っている。しかしそれでも加齢により体力は徐々に低下する。加えて加齢により認知機能も低下することは避けがたい。

(1) 認知機能の低下と資産管理

認知機能の低下は、グラデーション状に進む。その過程において、認知機能は低下するにもかかわらず、主観的な認知機能への評価や自分の認知機能の自己評価は「改善」していくという複雑な問題が発生する。つまり、人は自分の認知機能の低下にとまどい、その状況を把握、理解できなくなり、周囲に支援を求めなくなっていくという深刻な現象が発生するのである。

加えて75歳以上になると認知症の罹患リスクは上昇する。多くの人が、人生最後の10年程度は、認知機能の低下で認知症を経験することになる。認知症の方の介護は、家族、すなわち団塊ジュニア世代の大きな負担になる。さらに認知機能の低下問題は、認知症の介護だけでなく、資産管理、相続においても問題が発生する。すでに金融庁は2019年の金融審議会中継ワーキンググループの報告で、認知機能が維持できているうちに家族内での資産状況の共有が必要だと述べているが、実際には、50代の子どもも世代が親の資産状況を把握している割合は低い。この状況下で、親が認知症になると、子ども世代も金融資産の場所がわからなくなる上に、認知症が理由で銀行口座が凍結され、親の金融資産を親の介護のために使うことが難しくなる。さらに相続においても非常に手のかかる問題が発生する。

(2) ひきこもり、8050問題そして9060問題へ

団塊ジュニア世代が経験した問題に、ひきこもり問題がある。そして、就職氷河期に直面し、10代、20代での引きこもり、ニートとなった団塊ジュニア世代も、40代後半から50代に入ってきている。長期間の引きこもりを経験すると自立はなかなか難しい。実際に、中高年の引きこもりが増加しており、内閣府の「令和元年版 子供・若者白書」によると、全国の満40歳〜満64歳までの人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態であると推計されている。その後、新型コロナウイルスを経て、その数は146万人まで増えていると推計されている³。現在、50代の中年の長期ひきこもりの生活を80代の同居の親世代が支えてきている状況は「8050問題」とされる。そして、今後は、その中心が団塊ジュニア世代と団塊世代になりつつある。そして、2040年になると団塊ジュニア世代は60歳代にさしかかり、親である団塊世代は90歳代になることから「9060問題」に繋がる危険もある。ここに団塊世代の認知機能の低下の問題が加わると問題になる。親が80代あるいは90代にさしかかると認知機能の低下により自らの財産の管理が困難になる。そうすると50代、60代の子どもが親の財産管理の主導権を握り、なかには経済的虐待が発生するケースもある。このように増加することが見込まれる8050あるいは9060間

² この現象および地域での取り組みについては、野村博幸（2023）の1章を参照せよ。

³ 国立社会保障・人口問題研究所の2023年の将来推計人口の前提では、2040年の死に最新年齢は男性90歳、女性93歳であり、まさに団塊世代に相当する。

⁴ 内閣府は2022年度「子ども・若者の意識と生活に関する調査」では、引きこもり状態にある人は、15〜39歳で2.05%、40〜64歳で2.02%おり、約146万人推計している。

題に対応するためには、現在進められている孤独・孤立対策や生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット等の政策が急務になる。

このように認知機能の低下を経験する社会においては、1) 意思決定の低下が経済活動に与える影響、さらに認知機能の低下が市場機能の阻害を解消するために、認知機能の低下を補う仕組みや代わりの役割が重要になる一方で、2) 認知症患者への生活支援がより重要になり、その役割を誰が担うのかという問題に対応する必要がある。

4. 全生涯を視野に入れた社会保障

(1) 認知症リスクの低下

認知症の罹患率は年齢とともに上昇する。今後の認知症患者数の推計は、リスクファクターである糖尿病の罹患率次第ということもあり、2060年では、800万人から糖尿病の罹患率が上昇する場合は、最大1200万人近くまで増加するという推計もある⁵。

ただし教育水準の高い人は認知症の罹患率が低いという研究もある。若い世代ほど教育水準が高いため、この世代が高齢期に差し掛かると現在よりも認知症の罹患率が低下するという予測もある。いくつもの先進国でも、今後認知症の罹患率は低下傾向になり、日本でも同様なことが起こるのではないかと推論もある。

(2) 全生涯型社会保障制度

現在、政府は全世代型社会保障改革を進めている。そこでは世代毎の議論をしているが、別の視点も重要である。現在20代の若者も、50年後には70歳になる。人生全体を見通した社会保障制度の改革が必要である。

すでに子どもたちの貧困・格差は、老後の認知症の罹患率を高めるといふ分析がある。子ども期・青年期の社会保障・格差の縮小は、70年後の医療費・介護費を引き下げることになる。他にも子ども期・青年期の社会保障制度の充実が、人生の社会保障給付費を抑制する効果が確認されている。社会保障制度改革では、世代を分離した社会保障改革ではなく、人生全体を視野に入れた長期の視点を持つ必要がある。

(3) 2040年の社会保障制度改革の準備

すでに述べたように社会保障制度は、当面の2025年問題を超え、さらに改革が進められてきた。しかし、2040年問題への準備は不十分である。特に2040年に高齢者になる団塊の世代は、貧困率が上昇するかもしれない。メロハリのない社会保障給付のカットは、貧困率の上昇とその救済のための公費を膨張させる可能性がある。現在進められている社会保障制度はその視点に欠けている。団塊ジュニア世代も働き続けることは、まだ17年程度時間がある、まだ準備をする時間がある。必要な改革は、1) 65歳以降も働き続けることができる私的年金の確立、2) 女性を非正規労働に誘導するような社会保障・税制の見直し、3) 団塊ジュニア世代への私的年金加入の促進、4) セーフティネットの充実である。

参考文献

野村博幸編著（2023）『エッセンシャル金融シミュレーション第2版』慶義義塾大学出版会

野村博幸（2023）「団塊ジュニア世代の老後問題と2040年の社会保障制度」『季刊 個人金融 2023年夏号』

⁵ 何れも金融取引において、金融機関側が高齢者の認知機能の低下を把握しない状態で、契約した場合、その後、認知症を理由に取引の無効が顧客の家族から主張される可能性もあり、市場取引の安定性が損なわれる。

⁶ 成年後見制度後援、信託制度の活用が期待される。

⁷ 成年後見のなかでも、1) の財産管理とともに2) 身 上監護の役割を重要になるが、1) を主にする法関係者は、2) の対応に限界があり、福祉との連携がより重要になる。

⁸ 内閣府「平成29年版高齢社会白書」https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w2017/html/gaiyous1_2_3.html

おわりに

慶應義塾大学名誉教授 小澤 太郎

昨年 3 月に明治大学の田中秀明教授を我々の研究会にお招きした事は、本報告書の「はじめに」に記した通りだが、実は講演の冒頭の財政政策を巡る動きと課題に触れた箇所で、BS テレビでの IMF（現代貨幣理論）論者の議員との対談において、相手が金利は上がらないからいくらでも財政赤字を増やして構わず、日本中にスーパードレインを繰り返らせ、新幹線を全国隅々まで走らせるとの発言があったのだとお話があった。もしそれが事実であるとなれば、ワイズスベンディングなど考える必要がないという事になるし、そもそも財政再建を図る理由もなくなる。

私達は少なからぬ時間をかけて信念を議論してきたのであろうか。いや、議論する事で求めてきたものは科学的知見だと思う。もともと、経済学が社会科学の一分野であるからといって、経済学を用いれば経済のすべてが見通せるようになり、経済に機能不全が生じればそれに対する完璧な処方箋を提供できるなどとは到底言えない。だが、少なくとも経済学的にあり得ない主張を識別する事はできる。リズ・トラス英前首相の「ミニ・バジェット」と呼ばれた 450 億ポンド規模の減税策が典型であろう。ポンドの大幅下落を引き起こし、最短期間で辞任する事となったのはご存じの通りである。トルコのエルドアン大統領の低金利が低インフレをもたらすとの「特論」も同様である。

しかし私たちも他国の事を笑ってはいられない。神風が吹くと信じる事と、人事を尽くして天命を待つ事の区別をつかない人がいるのは困る。行動経済学の知見によれば現状を損失局面と認識すると、人はリスク愛憎的になる。現在の財政状況を続けても特に心配要らないので、防衛費増額にしても、子ども・子育て政策にしても、適当な財源に関する合意が得られなければ、最後は国債に頼れば良いとする政治的判断は、まさにリスクを伴うものである事を為政者も有権者も十分認識しなければならぬ。そして与野党間の政策論争の際には、財源を明示した上で提案の良し悪しを競う健全な競争を国民に示す事が政治家の責務であると思うし、そうした提案の実現可能性を分析し、客観的・中立的な情報を国民に提供する公的機関の設立が我が国でも必要とされているのではないだろうか。

最後に、中立的な立場から、私達に学問的な議論を行う貴重な機会を提供して頂いている、日本租税研究協会の関係者の皆様方に深く感謝の意を表したいと思う。

財政経済研究会 名簿

令和 5 年 9 月時点

座 長	慶應義塾大学	名誉教授	小澤 太郎
	嘉悦大学	経営経済学部 教授	和泉 龍彦
	お茶の水女子大学	基礎研究院人間科学系 教授	大森 正博
	中央大学	法学部 教授	國枝 繁樹
主 査 (社会政策)	慶應義塾大学	経済学部 教授	駒村 康平
主 査 (財政・税制)	慶應義塾大学	経済学部 教授	土居 丈朗
	上智大学	経済学部 准教授	中里 透
	専修大学	経済学部 教授	中野 英夫
	青山学院大学	経済学部 教授	西川 雅史
	東京大学	大学院経済学研究科 教授	林 正義
	一橋大学	経済学研究科/国際・公共政策大学院 教授	山重 慎二